平成22年6月21日

1. 出席議員

1	番	松	田	義	太	9	番	水	頭	喜	弘
2	番	松	尾	勝	利	10	番	橋	Ш	宏	彰
3	番	松	本	末	治	11	番	中	西	裕	司
4	番	光	武		学	12	番	谷	口	良	隆
5	番	馬	場		勉	13	番	小	池	幸	照
6	番	森	田	和	章	14	番	松	尾	征	子
7	番	徳	村	博	紀	15	番	中	村	雄一	一郎
8	番	福	井		正	16	番	橋	爪		敏

2. 欠席議員

なし

3. 本会議に出席した事務局職員

事 務 局 長 澤 野 政 信 局 長 補 佐 下 村 浩 信 管 理 係 長 西 村 正 久

4. 地方自治法第121条により出席した者

市				長	樋		口	久	俊
総	務	部		長	北		村	和	博
市	民	部		長	岩		田	輝	寛
産	業	部		長	中		Ш		宏
建	設 環	境	部	長	北	御	門	敏	則
会 計	管理者	兼会	計 課	長	田		中	敏	男
企	画	課		長	藤		田	洋 -	郎
総	務	課		長	中		村	博	之
財	政	課		長	迎			和	泉
市民調	果長兼選挙管	理委員会	会事務周	最長	田		中	_	枝
税	務	課		長	中		村	和	典
福	祉 事	務	所	長	橋		村		勉
保	険 健	康	課	長	栗		林	雅	彦
農	林 水	産	課	長	森		田	利	明
商	工 観	光	課	長	有		森	滋	樹
ま ま ま	うなみ	建設	課	長	平		石	和	弘
環:	境下力	く道	課	長	福		岡	俊	剛
水	道	課		長	井		手	譲	_
教	育 孝	ž j	員	長	藤		家	恒	善
教	育	Î		長	小	野	原	利	幸
教育	次長兼教	務課	長	谷		口	秀	男	
生涯学習課長兼中央公民館長					有		森	弘	茂
同和対策課長兼生涯学習課参事					中		村	信	昭
農業	美委員会	等	务 局	長	松		浦		勉
監	査	委		員	植		松	治	彦

平成22年6月21日(月)議事日程

開 議 (午前10時)

		NO HOS (134 ± 0.47)
日程第1	議案の追加上	土程(市長の提案理由説明)
日程第2	報告第1号	専決処分事項の報告 (事故による損害の賠償) について (報告)
日程第3	報告第2号	専決処分事項の報告 (交通事故による損害の賠償) について (報
		告)
日程第4	報告第3号	専決処分事項の報告 (交通事故による損害の賠償) について (報
		告)
日程第5	報告第4号	平成21年度鹿島市一般会計継続費繰越計算書について(報告)
日程第6	報告第5号	平成21年度鹿島市一般会計繰越明許費繰越計算書について(報
		告)
日程第7	報告第6号	平成21年度鹿島市公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算
		書について (報告)
日程第8	報告第7号	平成22年度鹿島市土地開発公社事業計画について (報告)
日程第9	議案第21号	専決処分事項の承認について(鹿島市税条例の一部を改正する
		条例(質疑、討論、採決)
日程第10	議案第22号	専決処分事項の承認について(鹿島市国民健康保険税条例の一
		部を改正する条例) (質疑、討論、採決)
日程第11	議案第23号	専決処分事項の承認について(平成21年度鹿島市一般会計補正
		予算(第9号))(質疑、討論、採決)
日程第12	議案第24号	専決処分事項の承認について(平成22年度鹿島市国民健康保険
		特別会計補正予算(第1号))(質疑、討論、採決)
日程第13	議案第25号	専決処分事項の承認について(平成22年度鹿島市老人保健特別
		会計補正予算(第1号))(質疑、討論、採決)
日程第14	議案第26号	鹿島市職員の育児休業等に関する条例及び鹿島市職員の勤務時
		間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について(質疑、
		討論、採決)
日程第15	議案第27号	鹿島市職員給与条例の一部を改正する条例について(質疑、討
		論、採決)
日程第16	議案第28号	鹿島市税条例の一部を改正する条例について(質疑、討論、採
		决)
日程第17	議案第29号	鹿島市休日こどもクリニック設置条例の一部を改正する条例に
		ついて(質疑、討論、採決)

日程第18 議案第30号 平成22年度鹿島市一般会計補正予算(第1号)について(質疑、 計論、採決)

日程第19 議案第31号 平成22年度鹿島市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号) について(質疑、討論、採決)

日程第20 請願上程

請願第1号 教育予算の拡充を求める意見書の採択に関する請願(常任委員 会付託)

午前10時 開議

〇議長(橋爪 敏君)

おはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元の日程表どおりといたします。

この際、事務局長をして諸般の報告をいたさせます。澤野議会事務局長。

〇議会事務局長 (澤野政信君)

諸般の報告をいたします。

本日、市長から議案1件の追加提出がありました。議案番号、議案名は、お手元に配付いたしております議案書(その2)の目次に記載のとおりであります。

次に、監査委員から平成21年度に係る平成22年度4月分の出納検査結果に関する報告がありました。その写しをお手元に配付いたしておりますので、御了承をお願いいたします。 以上で諸般の報告を終わります。

日程第1 議案の追加上程(市長の提案理由説明)

〇議長(橋爪 敏君)

それでは、日程第1. 議案の追加上程であります。

議案第32号の1議案を上程いたします。

市長の提案理由説明を求めます。樋口市長。

〇市長(樋口久俊君)

それでは、追加議案につきまして御説明を申し上げます。

本日、追加提案いたします議案は、補正予算1件でございます。

それでは、議案第32号 平成22年度鹿島市一般会計補正予算(第2号)の提案理由の要旨 について申し上げます。

今回の補正は、指定寄附が1件ございましたので、予算の総額に1,000千円を追加し、補 正後の総額を11,949,282千円といたすものでございます。

歳入では、寄附金を計上し、歳出につきましては、寄附者伊東央子様の意向に基づき、青

少年活動事業交付金を計上いたしております。

以上、追加提案いたしました案件の説明を終わりますが、詳細につきましては、御審議の際、担当部長または課長が説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

日程第2 報告第1号

〇議長(橋爪 敏君)

次に、日程第2.報告第1号 専決処分事項の報告(事故による損害の賠償)についてであります。

当局の説明を求めます。中村総務課長。

〇総務課長(中村博之君)

報告第1号 専決処分事項の報告について申し上げます。

市長の専決処分事項の指定に関する条例の規定により、下記のとおり専決処分しましたので、地方自治法第180条第2項の規定により報告するものであります。

内容につきましては、事故による損害の賠償、事故の内容はレンタカーの自損事故、軽自 動車のホンダライフであります。

事故の発生年月日が平成21年12月14日、午後2時ごろです。

内容は、能古見の山浦で緊急雇用事業で消防水利の現地を調査中に、左折する際に、ハンドル操作を誤って左側の縁石に接触して、助手席側のドアにへこみ傷がついたものであります。

損害賠償の相手方、鹿島市大字常広251番地1、株式会社トヨタレンタリース佐賀鹿島店、 店長・右近和男さん。

損害賠償の金額は123,950円。この内容につきましては、20千円が実際に支払った金額でありまして、車の修理は103,950円、これは相手方の保険で修理をした費用になります。計の123,950円です。

専決処分した年月日が平成22年3月15日です。

以上、報告します。

〇議長(橋爪 敏君)

ただいまの報告について質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(橋爪 敏君)

質疑はないようですから、以上で報告第1号は終わります。

日程第3 報告第2号

〇議長(橋爪 敏君)

次に、日程第3.報告第2号 専決処分事項の報告(交通事故による損害の賠償)につい

てであります。

当局の説明を求めます。平石まちなみ建設課長。

〇まちなみ建設課長(平石和弘君)

報告第2号について御説明をいたします。

これは、公用車による物損事故について、市が賠償する額を専決処分したものでございます。

去る平成22年2月17日、まちなみ建設課所属の職員が業務のため公用車で市内の横田区内の市道から国道207号へ出て右折する際、軽自動車に接触をし、損害を与えた物損事故でございます。

平成22年3月24日に示談が成立いたしましたので、同日に市長の専決処分事項の規定に関する条例の規定により専決処分をいたしましたので、地方自治法第180条第2項の規定により御報告をいたします。

以上でございます。

〇議長(橋爪 敏君)

ただいまの報告について質疑ありませんか。14番松尾征子君。

〇14番(松尾征子君)

ただいま報告されました件と、もう一個前の報告第1号もあわせて同じことですので、お 尋ねいたします。

この辺の事務的な取り扱いの方法がわかりませんので、お尋ねをいたしますが、専決処分した年月日が3月15日と3月24日になっておりますが、実は3月15日にしても、24日にしても、3月議会の開会中だったと思いますよね。特にそういう状況の中で、これはどなたかが何かのときもおっしゃっていたと思いますが、今の管理者は樋口市長ですがね、当時の管理者は前市長ですね。そういう責任の問題もあると思いますが、そういう議会が開会中であったにもかかわらず、今までこういう形で置いておいて報告という形をなぜとらなくてはいけないか。その開会中直後にでも何らかの方法での議会への提出はできたんじゃないかと思いますが、どうしてできなかったのか、その辺の理由についてお尋ねをします。

〇議長(橋爪 敏君)

中村総務課長。

〇総務課長(中村博之君)

それでは、お答えいたします。

この専決処分につきましては、地方自治法の第180条ということで議会の権限の任意委任的専決処分というふうになります。第179条は議会の権限の法定委任的専決処分ということで、そこら辺が違います。これにつきましては、第180条の報告につきましては、議会に報告しなければならないとなっておりまして、報告の時期については法では規定はしてありま

せん。

以上です。

〇議長(橋爪 敏君)

14番松尾征子君。

〇14番(松尾征子君)

何でも法にのっとったらそれで済むかという問題もあると思うんですよね。

私が申し上げたいのは、やっぱり一つは管理者がかわるというような、そういう動きはあったと思うんですよ。そういう面も含めて、それから、こういう問題にしては決まったような形での報告でなくとも、議会があっているわけですからね、それなりの状況の報告、それを正式にするしないは別として、やっぱりやっておく必要があったんじゃないかと思うんですよ。特に今日のような状況ですからね。だから、法云々と言われたら私たちはもう動きようがありませんがね。

だから、そういう状況の中で、やっぱり事故なんて、それは起こそうとして起きませんが、いろんなことで起きないとは限りませんから、それはそれなりのことはしようがありませんがね、しかし、それに対する対応というのもまたあると思いますし、即議会に報告することによって職員の人たちの、またその心構えというのも出てくると思うんですよ。もう後になって、みそ汁の冷めたころ言うたって、うまみはなかわけですよね。だから、そういう面で、今のように言われるとそれまででしょうがね、そういうことではなくて、今後、こういう問題は特に即対応して、みんなが意識できるような、そういう対応をしていくというのが私は本当じゃないかと思います。私の考えがおかしかったら、それは法にのっとっけんよかくさいということならそれでいいですが――いいですじゃない、私はよくないです。しかし、そう思いますので、この件について市長どうお考えですか。今後、そういうことがまた出てくると思うんですよ。だから、やっぱり問題が起きたときには、即議会に報告、対応するということは、私は大事なことじゃないかと思いますが、いかがですか。

〇議長(橋爪 敏君)

樋口市長。

〇市長(樋口久俊君)

本件につきましては、もうお話ございましたとおり、全く私の知り得ることではございませんでしたから、何ともこの件については申し上げられませんが、お話ございましたとおり、交通事故、これは防がないといけないですし、場合によっては社会から注目をされている立場というのが公務員ではなかろうかと思っております。したがいまして、その点を踏まえながら、できるだけ議会の皆さんにお話をするべきことはして、逆に市役所の中にこういうことがないように喚起をするということもありましょうから、それは必要な手続をとりたいと思います。

〇議長(橋爪 敏君)

ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(橋爪 敏君)

質疑はないようですから、以上で報告第2号は終わります。

日程第4 報告第3号

〇議長(橋爪 敏君)

次に、日程第4.報告第3号 専決処分事項の報告(交通事故による損害の賠償)についてであります。

当局の説明を求めます。有森生涯学習課長。

〇生涯学習課長 (有森弘茂君)

それでは、報告第3号 専決処分事項の報告について御説明申し上げます。

このことにつきましては、昨年の平成21年10月29日午前10時20分ごろ、国道207号の七浦 西塩屋付近の国道下り線上で、当課の職員が公用車で嘱託員宅へ文書を配送中、佐賀市諸富 町、藤吉裕一運転の左後方のバイクが転倒した対人、対物事故でございます。

平成22年5月19日に相手方との示談が成立いたしましたので、同日に市長の専決処分事項の規定に関する条例の規定により専決処分をいたしましたので、地方自治法第180条第2項の規定により報告をいたします。

なお、相手方の損害賠償額1,126,137円は、すべて全国市有物件災害共済金の保険金で賄っております。

以上、報告いたします。

〇議長(橋爪 敏君)

ただいまの報告について質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(橋爪 敏君)

質疑はないようですから、以上で報告第3号は終わります。

日程第5 報告第4号

〇議長(橋爪 敏君)

次に、日程第5.報告第4号 平成21年度鹿島市一般会計継続費繰越計算書についてであります。

当局の説明を求めます。迎財政課長。

〇財政課長(迎 和泉君)

それでは、議案書の4ページをお開きください。

報告第4号 平成21年度鹿島市一般会計継続費繰越計算書について御説明を申し上げます。

地方自治法施行令第145条第1項の規定により、平成21年度鹿島市一般会計継続費繰越計 算書を別紙のとおり報告いたします。

今回の報告は、平成21年度に継続費として議決をいただきました2事業につきまして、21 年度に執行できなかった事業費を法令の規定に基づきまして翌年度へ逓次繰り越しを行った ものでございます。

5ページをごらんください。

10款2項の鹿島小学校改築事業は、継続費の総額が505,699千円、そのうち21年度の予算計上額が84,499千円、21年度中の支出済額が84,498,100円で、残額の900円を22年度へ逓次繰り越しとして繰り越すものでございます。同様に、伝統的建造物群保存地区対策事業は、継続費の総額が42,957千円、21年度の予算計上額が11,195千円、支出済額が11,194,050円となっておりまして、残額の950円を22年度へ逓次繰り越しを行っております。2事業で総額1,850円の逓次繰り越しを行いました。

以上で報告を終わります。

〇議長(橋爪 敏君)

ただいまの報告について質疑ありませんか。12番谷口良隆君。

〇12番(谷口良隆君)

質疑をいたしますが、残額がいずれの事業も百円単位の残額になっておる、その説明をしていただきたいと思います。単位が千円かなと私は見誤りましたけれども、そこら辺の理由ですね。

それから、あわせて小学校の、これは後で聞きますか、進捗状況についてお尋ねをいたします。

〇議長(橋爪 敏君)

迎財政課長。

〇財政課長(迎 和泉君)

お答えをいたします。

まず、逓次繰り越しといいますのは、先ほど御説明をいたしましたように、継続費として 2カ年度以上にわたって繰り越す場合は、当該年度に残が出てきた場合は翌年度へ繰り越す ことができると、そういう制度が法の中で規定をされております。

議員御存じのように、予算というのはすべて千円単位で予算をつくります。ただし、決算というのは円単位までを決算にいたしますので、予算の段階で千円単位で計上しておりますと、予算以上にはどうしても使えませんので、その内数で端数が出てくる場合がございます。

今回の場合は、鹿島小学校の改築事業で申し上げますと、千円単位で予算化をしていたが、 その中で、結果的に21年度中の決算としては900円の残が出てきたということで、百円単位 ということでの残、あるいは極端に言えば、円単位での残ということも出てまいりますので、 こういうことが出てくることがあるということでございます。

〇議長(橋爪 敏君)

12番谷口良隆君。

〇12番(谷口良隆君)

今のお答えで現地のことを推測できますので、後段の答弁は必要ないと思いますが、ちょっと私が不理解かもわかりませんけど、いずれもこれは請負工事費にかかわる予算の繰り越しというふうに思うんですけど、請負工事費というのはもう請負契約金額は決まっていますよね。それでもなおこうした端数が残額として出る理由がよくわからないんですけど、そういうことがままあるんですかね。私はよくそこら辺がわからないので、少し勉強の意味で教えていただきたいと思いますが。

〇議長(橋爪 敏君)

答弁をお願いします。(「ちょっと暫時休憩してください」と呼ぶ者あり) 暫時休憩します。

午前10時22分 休憩午前10時24分 再開

〇議長(橋爪 敏君)

再開します。

10分程度休憩いたします。

午前10時24分 休憩 午前10時34分 再開

〇議長(橋爪 敏君)

再開をいたします。

12番議員の質疑に対する答弁を求めます。谷口教育次長。

〇教育次長 (谷口秀男君)

それでは、お答えいたします。

支出済額が84,498,100円書いてありますね。契約額が84,499千円の残の900円の話ですけれども、これは落札金額が900円、百円単位で落札したということになっている、そういうことで端数が出ております。

以上でございます。

〇議長(橋爪 敏君)

12番谷口良隆君。

〇12番(谷口良降君)

落札金額が百円単位まで出ておったという説明なんですけど、百円単位まで出たにしても、 請負契約の締結額は、それ自体は百円単位で落札をすれば百円単位で契約をするわけでしょ う。それをこの時点において繰り越しとして端数の100円だけが出てくる理由がどこにある のか、そこの説明をされんとちょっとわかりにくいんじゃないでしょうか。

〇議長(橋爪 敏君)

迎財政課長。

〇財政課長(迎 和泉君)

お答えをいたします。

繰り越しというのは予算額で繰り越しを上限ということでいたしますので、当然、予算額 というのは千円単位になります。

ただ、先ほど教育次長がお答えをいたしましたように、結果的に落札額、消費税が入りますので、端数が残ります。どうしても予算以内で処理をする場合は千円未満の端数というのが出てまいりますので、その結果、その端数額の分を繰り越しするという、処理としてはそういうふうな形になるということになるかと思います。

〇議長(橋爪 敏君)

12番谷口良隆君。

〇12番(谷口良隆君)

大体想像できますような気がします。要するに、普通はこういう額面の契約というのはほぼ万とか千円単位でとまるものが、今回の場合は百円単位までの額面になっていたということで、特殊な例としてこういう形をとったということですね。そういうふうに理解していいんですか。じゃなければですよ、契約金額がほかの事務委託とか、いろんな契約はあると思うんですけど、百円単位の契約というのはまれな話じゃないと思うんですよ。であるならば、こういう形ですべてこういう処理をせにゃいかん話に、決算上のつらを合わせるためという説明をされておるわけですから、決算の手前、すべてこういう繰越明許の措置をとらなければならないということになると思うんですけど、こういうふうな端数のような繰越明許の報告がされたのが、私は記憶する限り初めてのことですから、特異な例としてその理由をお尋ねしたわけなんですけど、今のような私の理解でよければ、これで終わります。

〇議長(橋爪 敏君)

迎財政課長。

〇財政課長(迎 和泉君)

お答えをいたします。

そのときにはそのようにお考えいただければと思いますが、あくまでも今回のは継続費と して翌年度以降へ繰り越しをするということで議決をいただいた部分がございます。

これともう1つ、繰越明許費、この場合も予算額で繰り越しをいたしますが、継続費につきましては今年度分の額が確定をいたしますので、その分については地方自治法の中で継続をしなさいというふうなことでございますので、今回は端数について、先ほど谷口議員がお

っしゃられるように、そういう理由で繰り越しをしたということで御理解をいただければと 思います。

〇議長(橋爪 敏君)

ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(橋爪 敏君)

質疑はないようですから、以上で報告第4号は終わります。

日程第6 報告第5号

〇議長(橋爪 敏君)

次に、日程第6.報告第5号 平成21年度鹿島市一般会計繰越明許費繰越計算書について であります。

当局の説明を求めます。迎財政課長。

〇財政課長(迎 和泉君)

それでは、今度は繰越明許費のほうの御説明をしたいと思います。

議案書の6ページをお開きください。

報告第5号 平成21年度鹿島市一般会計繰越明許費繰越計算書について御説明を申し上げます。

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、平成21年度鹿島市一般会計繰越明許費繰越計算書を別紙のとおり報告いたすものでございます。

繰り返しますが、繰越明許費とは一般的に繰越事業と言われるもので、平成21年度の予算のうち、諸般の事情により予算の一部を平成22年度に繰り越して執行するものでございます。

繰越明許費は、予算の一部として議会の議決が必要となっておりまして、本市の場合は例 年、3月議会で補正予算の一部として提案をいたしまして、議決をいただいているところで ございます。

7ページをお開きください。

今年度は例年と比べ繰越費用が若干多くなっておりますが、この要因といたしましては、 国の21年度補正予算で予算化をされました、鹿島市では3月補正として議決をいただいた地 域活性化・きめ細かな臨時交付金の事業の影響がございます。

それでは、繰越事業について簡単に御説明をいたします。

繰り越しの理由につきましては、3月議会の補正予算とあわせて御説明をいたしておりますので、今回は、平成21年度の収支の出納閉鎖を迎えまして、繰越額が確定をいたしましたので、繰り越しの金額についてのみの御説明とさせていただきたいと思います。

まず、表の見方でございますが、左から款、項、それから事業名、その次に金額、この金額というのは、3月の議会で議決をいただきました繰越額の上限額でございます。次の翌年

度繰越額が21年度から22年度へ繰り越した確定額でございます。次の欄の既収入特定財源は、21年度の出納閉鎖までに既に収入があった金額でございます。次の欄の国庫支出金からその他までの4項目につきましては、22年度に収入の見込みの特定財源の種類を区分したものでございます。一番右の一般財源は、事業費のうち、市が一般財源として負担する金額となっております。

説明に入ります前に、文字の追加をお願いいたします。

一番上の地域情報通信基盤整備事業、その次の庁舎施設改修事業の下に、申しわけございませんが、括弧書きで「(きめ細かな臨時交付金)」という文字が抜けておりますので、一番上と2番目にお願いしたいと思います。それから、申しわけありませんが、次の8ページの下から2つの事業、小学校施設整備事業と生涯学習センター改修事業にも、申しわけございません。「(きめ細かな臨時交付金)」という文字が括弧書きで抜けております。この分について記入をしていただきますようにお願いいたしたいと思います。まことに申しわけございませんでした。

それでは、7ページに戻っていただきまして、上から順に御説明をいたします。

地域情報通信基盤整備事業は、繰越上限額が金額欄にございますように85,190千円、その 全額を22年度へ繰り越しをいたしております。財源内訳については表のとおりでございます。 次の庁舎施設改修事業も、9,100千円の全額を繰り越しいたしております。

鹿島市地域密着型サービス施設整備事業も、事業費26,250千円全額を繰り越しいたしております。

次の子ども手当システム整備事業も、5,066千円すべて全額を繰り越しいたしております。 排水機場機械設備点検事業は、これはきめ細かな臨時交付金事業で行ったものでございま して、これも20,100千円の事業費全額を22年度へ繰り越しいたしております。

森林整備加速化・林業再生事業は21,904千円の事業費のうち、20,111千円を繰り越しいた しております。

漁村再生交付金事業は29,400千円の全額を繰り越しいたしておりますが、そのうち21年度中に1,266千円を受け入れいたしております。

辺地道路整備事業も12,450千円の全額を22年度へ繰り越しいたしておりますが、そのうち49千円を21年度中に受け入れをいたしております。

8ページをお開きください。

8ページの主要市道整備事業から、あと全部一緒でございますので、一番最後の生涯学習 センター改修事業の6事業、それぞれが事業費の全額を22年度へ繰り越しいたしております。

合計欄をごらんいただきたいと思いますが、379,057千円が3月議会で議決をいただいた額でございますが、14事業の繰越増減額がその額、いただいた、それが14事業の合計でございます。その右の377,264千円が22年度へ繰り越しをいたしました確定額ということになり

ます。

以上で報告を終わります。よろしくお願いをいたします。

〇議長(橋爪 敏君)

ただいまの報告について質疑ありませんか。11番中西裕司君。

〇11番 (中西裕司君)

質問をいたします。

森林整備加速化・林業再生事業ですね。これは21、22、23年度ということで3カ年間にわたって、鹿島の場合は自治公民館ですね、修理、その他についてされていると思うんですよね。大体出納閉鎖まで仕事ができたかどうかというふうなこともあるんでしょうが、少し今はこの再生事業に基づいて自治公民館の整備をされていると思いますが、その状況についての概略の報告をまずはしていただきたいと思います。

〇議長(橋爪 敏君)

森田農林水産課長。

〇農林水産課長(森田利明君)

お答えいたします。

21年度の公民館の建設事業につきましては、平成22年4月20日に湯ノ峰の公民館が完成をいたしております。それと、平成22年5月20日に土井丸の公民館が事業を完了いたしているところでございます。

以上でございます。

〇議長(橋爪 敏君)

11番中西裕司君。

〇11番(中西裕司君)

だから、そういうことなんでしょう。要するに、本来なら3月31日までに完成をして、支払いその他済んだほうがいいんだけれども、完成の工事時期がずれたために、いわゆる経理上もずれていきますよと、そういう説明でよろしいですね。

そういうことで私も理解はするんですが、そこで、いわゆる現在の21、22、23年度まであるわけですよね。現在、そのように仕事がずれていく、それは担当課長としてどのようなところに原因があるというのはおかしいけれども、というふうに思われますか。確かにこれは国の緊急経済対策の一環として急に出てきた補助事業だというようなこともありますし、鹿島市自体も準備が不足していたということもあって、また市の負担もないというようなことで、いわゆる緊急性があったということで、皆さんそれぞれ現場のほうも対応がおくれているということは僕も承知をしています。22年度についてもそういう現在があろうと思っておりますが、今後、そのようにしてまた22年度についてもずれ込むという物件も出てくるんじゃないかと思うんですけど、そういう場合の指導、指導というのはおかしいかな、意見です

ね、あるいは現場のサイドに立った何かの賄いの仕方、そういうものをやはり課長としてど のように今されておるかということをお聞きしたいと思います。

〇議長(橋爪 敏君)

森田農林水産課長。

〇農林水産課長 (森田利明君)

お答えいたします。

議員御存じと思いますけれども、一応平成22年度が4地区の公民館が申請をされております。

現在の事務的な状況なんですけれども、県のほうにうちのほうから申請を上げて、今、補助金の交付の内示を待っているところでございます。

それで、平成21年度は補正でこの予算が通りまして、着工時期が遅くなったということで繰り越しをされたのが主な理由やったと思いますけれども、平成22年度につきましては、御存じのとおり、会計年度ということで4月1日から3月31日までですので、原則3月31日までに事業を終了していただきたいということで考えております。

なお、特殊な事情、理由等により、事業がどうしても3月31日までには完成しないという 場合が出てきた場合は、また県なりと協議をした上ですぐに連絡したいということで考えて おります。

以上でございます。

〇議長(橋爪 敏君)

11番中西裕司君。

〇11番 (中西裕司君)

別に僕は課長を責めているわけじゃないんですね。この事業が本当に、これは麻生政権の残りなんですがね、そのことは非常に事業仕分けの中で注目された事業だったです。そういう意味で、県のほうも、この鹿島市議会のほうも陳情書でもつくって何か行動を起こそうということで、その当時一生懸命頑張った事業であります。特に鹿島市においては、いわゆる自治公民館をその事業でやろうというふうなことで、従来、鹿島市の場合、新築の場合2,000千円ですけれども、いわゆる半分補助とか、そのかわり県内産を使わなきゃいかんよという条件はあるにしても、まさに林業再生のための、僕はすばらしい事業の一つだったというふうに理解をしております。

ただ、緊急性があったために非常に手続が遅くなったとかという中でも9件ぐらいの希望があって、そのうちのそれぞれ21、22、23年度でそれぞれ執行されて準備されておるということですよね。地区においては本当に感謝をしているような事業ですよ。非常にいい事業だというふうに皆さん理解をしています。

ただ、先ほど課長言われたように、準備不足があったりして少し工期が3月31日をずれ込

むのかなという場面も今後出るかもしれんということがあります。課長サイドのほうでも十分そこの点は現場とも突き合わせをしながら、これ県のほうに言わんばらんけんですね。市のほうで単独でできるものじゃないんで、その点十分現場とも協議をする中で取り組んでいっていただきたいと思います。本当に地方の経済を潤す、いわゆる「コンクリートも人も物も」ということで市長はおっしゃっていますので、やはりこの事業だけはしっかりとらえてほしいなというふうに思っておるところです。今後ひとつまだ23年まで続きますので、この事業についてはよろしくお願いをしたいと。システムを少し明許繰り越しがあるなら、それに対する理解を市民の皆さんにしていただかにゃいかんかなということもありますので、あえて質問をいたしました。

以上です。

〇議長(橋爪 敏君)

中川産業部長。

〇産業部長(中川 宏君)

済みません。答弁させていただきたいと思います。

森林整備加速化制度につきましては確かに経済対策ということで、前年度の途中で補正予算、ちょっと何月に補正予算をお願いしたか覚えておりませんが、この情報が県から入ってきたら、すぐに各区長さんに情報を流しました。その中で、やはりその区をまとめられるために、これを使うかということで時間をかけられたために、今年度の分についてはやむを得ず繰り越しをせざるを得なかったというのが実情だと考えております。

あと、今完成したのは2件ですけど、地区で6件この事業にのって自治公民館の整備をするということで決まっております。決まっておりますというか、申請がなされる予定です。 先ほど議員からありましたように、その年度年度で当然整備をしていただくように私たちのほうはお願いをしていきたいと思っています。

以上です。

〇議長(橋爪 敏君)

ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(橋爪 敏君)

ほかに質疑ないようですから、以上で報告第5号は終わります。

日程第7 報告第6号

〇議長(橋爪 敏君)

次に、日程第7.報告第6号 平成21年度鹿島市公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越 計算書についてであります。

当局の説明を求めます。福岡環境下水道課長。

〇環境下水道課長(福岡俊剛君)

報告第6号 平成21年度鹿島市公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について御 説明を申し上げます。

議案書は9ページでございます。

平成22年3月市議会定例会において、補正予算として13,865千円の繰越明許費の設定について議会の議決をいただいております。繰越明許費計算書を調製いたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、これを報告いたすものでございます。

議案書の10ページをお開きください。

繰り越した事業は2件でございます。横田汚水準幹線・枝線管渠築造工事、これは繰り越しの上限が10,238千円に対し、全額を繰り越しております。2つ目が井手分汚水準幹線外1路線管渠築造工事、上限額は3,627千円、これも全額繰り越しております。繰越額は13,865千円に対し13,865千円となっております。

繰り越しをいたしました事業の進捗でございますが、本年の4月20日に工事はすべて完了をいたしております。

以上で報告を終わります。

〇議長(橋爪 敏君)

ただいまの報告について質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(橋爪 敏君)

質疑はないようですから、以上で報告第6号は終わります。

日程第8 報告第7号

〇議長(橋爪 敏君)

次に、日程第8.報告第7号 平成22年度鹿島市土地開発公社事業計画についてであります。

当局の説明を求めます。迎財政課長。

〇財政課長(迎 和泉君)

議案書と別冊の平成22年度鹿島市土地開発公社事業計画により説明をいたしますので、お 手元に御準備ください。

それでは、議案書11ページをお開きください。

報告第7号 平成22年度鹿島市土地開発公社事業計画について。

地方自治法第243条の3第2項の規定により、別紙のとおり報告をいたすものでございます。

それでは、別冊の平成22年度鹿島市土地開発公社事業計画をごらんいただきたいと思います。

鹿島市土地開発公社は昭和48年に設立をいたしまして、市の事業と連携をしながら、事業 の推進、本市のまちづくりに大きな役割を果たしてまいりました。

現在、すべての保有地を売却いたしまして、大型の用地取得を伴うような事業が一段落を しておりますので、平成16年度からは公社の維持をしていく必要最小限の予算を計上してお ります。

事業計画書の1ページをお開きください。

平成22年度の収支予算の総額は173千円といたしております。

2ページをお開きください。

収入、支出の内訳でございますが、収入は、事業外収入といたしまして、定期預金や普通 預金の利息収入173千円を見込んでおります。

支出につきましては、公社を維持していく必要最小限の経費を管理費として収入と同額の173千円を計上いたしております。

3ページをごらんください。

公社の資金計画でございます。

左のほうの受入資金は、事業外収入と前年度繰越金を加え36,414千円でございます。

支払資金は、予算の支出と同額の173千円でございます。

4ページをお開きください。

予算に関します説明でございます。

収入173千円は、定期預金の金利が下がったために、前年度対比85千円の減で計上をいた しております。

5ページをごらんください。

支出の内訳でございます。管理費の中で旅費、需用費、負担金等の必要最小限の経費を計上いたしておりますが、収入の減に合わせまして、前年度比85千円の減ということで計上をいたしております。

なお、この事業計画につきましては、去る4月16日に開催をいたしました鹿島市土地開発 公社の理事会で議決をいただいたものでございます。

以上で報告を終わります。

〇議長(橋爪 敏君)

ただいまの報告について質疑ありませんか。14番松尾征子君。

〇14番(松尾征子君)

土地開発公社については、私はこれまでも、今のような状況の中だから廃止してもいいん じゃないかという意見を申し上げてきておりますが、今回、それじゃなくて、人事異動など があっておりますが、開発公社の理事会の役員ですかね、そういうのについては、今までの 状況のままで進んでいくようになっているのかどうか、また今度新しくなってから人事につ いては出ておりませんが、その辺の取り扱いはどうなっているんですか。先ほど法が云々じゃないと言いましたが、その辺の決まりもあるんじゃないかと思いますので、お知らせください。

〇議長(橋爪 敏君)

迎財政課長。

〇財政課長(迎 和泉君)

お答えをいたします。

実は定款によりまして、役員、理事の任期は2年となっております。人事があったということでおっしゃられました。多分副市長がやめられたということの関係をおっしゃられているのかと思いますが、あくまでも人間に対しての理事としてのお願いをしておりますので、来年の4月29日までだったと思いますが、まだ任期がございますので、今の段階ではまだ出村素明氏が理事長という形になっております。

以上でございます。

〇議長(橋爪 敏君)

14番松尾征子君。

〇14番(松尾征子君)

はい、わかりました。いや、その辺がちょっとよくわかりませんでしたので、同じような状況のままでしたので、そういうことならわかりました。ありがとうございました。

〇議長(橋爪 敏君)

ほかにございませんか。12番谷口良隆君。

〇12番(谷口良隆君)

1点お尋ねをいたします。

3ページの受入金額のところの、ただいまありました事業外収入は利息で上がった金額になっておりますが、その下の前年度繰越金が36,241千円になっておりますが、それはもうこの土地開発公社の設立当初から、いわば開発公社内部の基金的なものとしてこういう額面を留保しておく必要があるお金なのかどうなのか、この額面をこのまま置かれている額面的な理由ね。

なぜこんなことを聞いておるかといえば、開発公社の設立当時はなかったんですけど、現在は土地開発基金という制度を当初はつくっていますね。そういった基金からの必要なときには機動性というのをできておると思うんですね。だから、こうした眠らせておくだけの、今のところ事業が当面予定されていないと。土地開発公社の存在意義そのものも私自身も問うたことあるんですけど、そういうところに額の大小の問題は論議のあるところでしょうけど、こうした形でこれから先も眠らせたままのお金で果たしていいかどうか、そういった点についてちょっと疑問がありますので、お尋ねをいたしておきます。

〇議長(橋爪 敏君)

迎財政課長。

〇財政課長(迎 和泉君)

お答えをいたしたいと思います。

まず、土地開発公社を設立した昭和48年、出資金として1,500千円出資をして立ち上げた ということでございます。ですから、先ほどの36,000千円程度の中の1,500千円は出資金で ございます。

その次、眠らせておく必要があるのかどうかということで、土地開発基金のことをおっし やられましたので、その辺まで含めてお答えをいたしたいと思いますが、まず、市が土地を 購入する場合、3つの方法があるかと思います。1つは、市の予算に計上をいたしまして、 市の予算から直接購入をするという方法、それから2つ目に、先ほどおっしゃられましたよ うに、土地開発基金を利用するという方法、3つ目として、市がつくっております土地開発 公社で購入をするという3つの方法があるかと思います。それぞれにメリット、デメリット あるかと思いますが、まず、土地開発公社をこのまま存続するという立場から御説明をさせ ていただきたいと思いますが、これは今までも谷口議員初め、数名の議員からこのことの存 続については御質問があっておりますので、ある程度はもうその辺の内容は十分御存じだと 思いますが、まず、土地開発公社を残すということのメリットとしては、やっぱり土地の先 行取得ができるということでございます。どういうことにも利用できるような土地の先行取 得ができる。例えば、転売をするようなこともできる、そういう土地を買えるということで ございます。それから、同じようなことでございますが、長期にわたる、来年とかことしど うするということじゃなく、長期にわたっての取得ができるということがございます。それ から、大規模な土地を購入するとなった場合は、事前にそういうふうな情報が流れたりしま すと、民間の方が入られての乱開発ということもあり得ますので、そういうことを事前に先 行投資ということで防止ができるということがあるかと思います。

それから、これがほかの基金とか市の予算で買う場合との差でございますが、代替地の用地が確保できるということがございます。先ほどおっしゃられました基金条例では、鹿島市の土地開発基金条例というのが平成3年にできておりますが、基金条例で決まっております基金を利用できるというのは、公用もしくは公用に供する土地、公共の利益のために必要とあるものを取得する場合は土地開発基金を利用できますが、転売を目的とするようなものについては基金の対象とはなりにくいと、そういう判断をいたしております。そういうことから、土地開発公社を残して、そういうふうなメリットがあるんじゃないかということが考えられるかと思います。

そういうことで、一般会計、あるいは基金で購入をする場合というのは、あくまでも公共 用、公用に使うということでの限定がございますので、代替地等の利用をする場合は非常に 使いにくいと、使えないんじゃないかというふうに判断をしておりますので、その場合のために土地開発公社というのは残しておくべきじゃないかということでの判断をいたしているところでございます。

以上でございます。

〇議長(橋爪 敏君)

12番谷口良隆君。

〇12番(谷口良隆君)

存続させるかさせないかという点からのメリットを今列挙されましたので、そのこと、それ自体はこの組織の存在意義というのは従来あって設立をされて運用されてきたということですので、そのこと、それ自体には私も同感をしているところではございますが、私が今間うておるもう1つの点は、36,000千円の留保というのがね、当面予定がない、運用上、そういうものをこうした形で眠らせておくよりも、もっと有効に市民サービスに活用するところに、これは当時の昭和28年の話ですから、1,500千円というのがその貨幣価値からすると、当時は相当なもんだったのかもわかりませんが、1,500千円の当初の設立の出資金から比べれば、かなり留保資金が伸びておるというような現実もあるわけですね。ということは、これは裏返せば、一般会計がここに眠っているというとらえ方もできると思うんですね。そうでしょう。

ここで、土地開発公社というのは利益を生み出す組織じゃないと思うんですね。ただ、どういう理由か知らんけれども、これだけの累積に今日至っておるということなんですから、この額面そのものも検討されなければならないし、土地開発公社の今メリット論もありましたけど、メリットがあるからといって、動員しない組織をいつまでも温存だけしておって、コストだけかけていくということでいいか。これはそのメリットを必要とする時代背景が出てきたときにはまた設立をすればいいということで、スクラップ・アンド・ビルドという発想も立てると思うんです。設立するのには、以前の私の質問には当時の副市長さんが法的な認可等々、また面倒な手続をとらねばならんというような理由等が述べられておりましたけど、そういったところをもう少し総合的に判断をされて、存在させるならば、すとんと落ちるような形で存在をさせると。従来の最も活発に動いておったような状態で組織を維持しておくということが果たして、それが市民から理解が得られる残し方かという、そういう視点からの私の議論です。

そういった点で、土地開発公社の議論になれば、この話にすぐなってしまうんですけど、何らそれらしき答えも今まで返された経緯がございませんので、改めて問題提起をしておるわけなんですけど、そこら辺についての考え方をもう少しまとめて、ちゃんとした説得性のある答えをいただければと思いますが、これは少し部内で調整の必要な質問の仕方になっておりますので、直ちにはできないかもわかりませんけど、十分ひとつ検討をしていただけれ

ばと、このように思っております。

〇議長(橋爪 敏君)

迎財政課長。

〇財政課長(迎 和泉君)

お答えをいたします。

36,000千円が高いか安いかは別として、残っているから、それを一般会計等へ繰り入れるべきじゃないかというふうな御意見を含めて、1回解散をして、新たにつくってもどうかというふうな御意見、御質問だと思います。

まず1つは、解散、あるいは清算をする場合、いろいろな手続が必要になりますが、金が残っている場合は、その辺についての清算人とか、そういうふうな正式な手続をして、市が出資をしたからといって、市と土地開発公社というのは別組織でございますので、真っすぐそれをこっちがすぐ受け取れるという状況じゃございません。解散をして、もし市のほうに入れるとなれば、手続的に当然理事会の議決であるとか、議会の議決をいただくとか、あと解散の認可申請、そういうふうな県の届け、それから法務局の届け、それから、清算人の登記をして、清算事務をして、県への解散届をしてと、事務はずっとありますけど、これに通常、実際、この数字というのがはっきりしたとはわかりませんが、相手の都合がございますので、4カ月から6カ月ぐらいの期間がかかると言われております。

また、その後、新たに立ち上げをした場合、当然今までの定款はありますが、その辺の変更、新たな立ち上げのときはまた一からということになりますので、同様の日数がさらにかかるということになれば、突然そういうふうな主要なところが出てきた場合のときの対処ができないということになるかと思います。県内的にも市は土地開発公社をお持ちですし、よその市もほとんどお持ちでございますし、あとやっぱり急に出てきたときのためにはどうするかということも含めて考える必要があるかと思います。市の事業だけでしたら、それを解散して、また新たにということもできるかもしれませんが、先ほども申し上げましたように、今まで土地開発公社で取得した土地、これ主なものということで申し上げますが、大村方の工場団地とか、浜の工場団地、あるいは雇用促進住宅用地、それから明倫小学校とか、蟻尾山の公園用地の取得、これは市の事業として購入をしておりますが、これ以外に代替地として中木庭ダムの建設の関係の代替地、あるいは浜川改修の代替地、それから国道207号線の代替地、こういうものを土地開発公社を通じて購入いたしております。こういうふうな県の事業に関係してとか、そういう場合もございますので、その額については留保をしておきたいということで判断をしているところでございます。

以上でございます。

〇議長(橋爪 敏君)

12番谷口良隆君。

〇12番(谷口良隆君)

残す理由だけ今申し上げられましたけど、昨今、この土地開発公社を改組するというのは、例としてはそう少なくない例があると私は思っております。いずれの自治体であってもメリット論は一緒だろうと思うんですね。そういう中でも、そういうところに踏み切ったという事例もあるわけであって、立ち上げに非常に面倒だと、ここに留保しておるお金をどう処理するかが非常に手続が必要なんだと言ったって、市が設立した土地開発公社ですよ。その理事会の構成はみんな市の職員ですよ。そういうふうなことで、民間の経済とか、民間のいろんな今日までの積み上げられたものがとって壊されてね、いろんなところに影響が出てくる、そういうものは十分調査の上、物事を処理していくという発想に立たなければならないと思いますけれども、役所が便宜的につくった土地購入のための公社ですよね。そういうことを前提に物の判断をして考えてほしいと思います。

それから、36,000千円というのが適当な額面かどうかということについてはお答えあっておりませんけど、これだけあるから、これだけそのまま残しておるということをただ繰り返してきて今日に至っておるだけであって、それでは理屈には余りなっていない額面に対する答弁ではないと、そのように思われますので、ひとつ十分繰り返しこうした議論をしなくても、すとんと落ちるような一つの説得性のある理論立てをしてね、残すならばこうした形で残すと。今までこうだったから、このままいきますよということだけではなくて、先例もあるわけであってね、十分可能なことだろうと思います。言われたように、代替地の取得を初め、予算計上ができない、あるいは土地開発基金にしてもそういう運用ができないという、そういう柔軟性は持たないにしても、あらかじめ予定されるのはやっぱり当年度の予算にちゃんと計上をするというのがまず大前提だと思いますよ。なお、それにプラスして土地開発基金制度というのが数年前に制度化をされたと思います。そういう前提に立って、今日、従来からの公社が今なお現存しておるというようなことです。そういうふうな基本的な物の考え方の上に一つの理屈の整理をされてお示しいただくように御要望を申し上げておきます。

〇議長(橋爪 敏君)

ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

水かけ論になりますから、終わります。

〇議長(橋爪 敏君)

質疑はないようですから、以上で報告第7号は終わります。

お諮りします。議案第21号から議案第32号までの12議案は、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(橋爪 敏君)

御異議ないものと認めます。よって、議案第21号から議案第32号までの12議案は、委員会付託を省略することに決しました。

日程第9 議案第21号

〇議長(橋爪 敏君)

次に、日程第9. 議案第21号 専決処分事項の承認について(鹿島市税条例の一部を改正する条例)の審議に入ります。

当局の説明を求めます。中村税務課長。

〇税務課長(中村和典君)

議案第21号 専決処分事項の承認について(鹿島市税条例の一部を改正する条例)の承認 について申し上げます。

専決処分いたしました鹿島市税条例の一部を改正する条例につきましては、3月31日に地 方税法等の一部を改正する法律が公布され、4月1日及び6月1日から施行されたことに伴 い、条例の改正が必要になったものでございます。

議案書は12ページから15ページを、関係資料は議案説明資料の1ページから6ページの新 旧対照表をごらんいただきたいと思います。

それでは、改正の主な内容について申し上げます。

新旧対照表の1ページの第44条は、給与所得に係る個人の市民税の特別徴収に関する規定でありますが、資料の6ページをお開きください。

個人住民税の徴収方法につきましては、平成20年度までは原則として給与からの特別徴収とされ、申告により給与所得以外のその他の所得分と年金所得分は普通徴収も可とされていました。平成21年度から年金所得分につきましては、65歳以上が年金から特別徴収されることが可能となりましたが、65歳未満の年金所得者につきましては普通徴収となったことから、窓口等での納付の手間が生じることとなりました。このため、65歳未満の公的年金等に係る所得を有する給与所得者については、全国市長会からも特別徴収すべき給与所得に係る税額に公的年金等に係る所得割額を加算して一括特別徴収できることとするといった要望がなされていました。このため税制改正大綱では、個人住民税の公的年金からの特別徴収制度の対象とならない65歳未満の公的年金等に係る所得を有する給与所得者について、公的年金等に係る所得に係る所得割額を給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に加算して給与から特別徴収の方法、いわゆる天引きにより徴収することができる制度に改正されたものでございます。つまり、この資料にありますとおり、平成20年度以前の姿に戻すものでございます。

以上で説明を終わりますが、よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

〇議長(橋爪 敏君)

質疑に入ります。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(橋爪 敏君)

質疑を終わります。

討論に入ります。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(橋爪 敏君)

討論を終わります。

採決します。議案第21号 専決処分事項の承認について(鹿島市税条例の一部を改正する条例)は、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

〇議長(橋爪 敏君)

起立全員であります。よって、議案第21号は提案のとおり承認されました。

日程第10 議案第22号

〇議長(橋爪 敏君)

次に、日程第10. 議案第22号 専決処分事項の承認について(鹿島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)の審議に入ります。

当局の説明を求めます。栗林保険健康課長。

〇保険健康課長 (栗林雅彦君)

それでは、議案第22号 専決処分事項の承認について御説明申し上げます。

議案書の16ページをごらんいただきたいと思います。

このことにつきましては、地方税法等の一部を改正する法律が成立し、公布をされております。これに伴いまして、3月31日に地方自治法第179条の第1項の規定により、鹿島市国民健康保険条例の一部を改正する条例を専決処分いたし、4月1日より施行いたしておりますので、同条第3項の規定に基づきまして御報告を申し上げ、議会の承認をお願いいたすものでございます。

なお、17ページから20ページは専決処分書でございます。

改正の主なものにつきましては、議案説明資料によって御説明を申し上げますので、そちらのほうをごらんいただきたいと思います。

説明資料の7ページから10ページまでが条例の新旧対照表を載せております。

それでは、今回の改正文の主な要点を資料11ページから12ページにかけまして取りまとめをいたしておりますので、そこで説明をさせていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

まず、今回の改正趣旨でございますけれども、(1)に趣旨を載せております。

国民健康保険税の適正負担を図るため、高所得者層の被保険者の負担を見直しにより限度

額を改正し、倒産や解雇等で職を失った失業者に対する所得割の軽減措置を行い、被用者保 険の被保険者本人が後期高齢者医療制度に移行することに伴い、その被扶養者であった者の 国民健康保険税を後期高齢者医療制度と同様に継続して減免するものであります。

このための改正点でございますけれども、細かく①から③まで載せております。

まず1番目、①でございます。賦課限度額の改正でございますけれども、今回、基礎課税額、現行「470千円」を「500千円」に引き上げております。この基礎課税額と申しますのは医療分と呼ばれる分でございます。この関係の新旧対照表は7ページの第2条第2項の下線を引いた部分ということになりますので、新旧対照表の7ページのほうを見ていただきますと、「470千円」を「500千円」にというふうになっております。

また、その下の後期高齢者支援金等課税額でございますが、現行「120千円」を「130千円」、10千円引き上げております。この部分が第2条の第3項分に当たります。

それから、介護納付金課税額でございますが、これは現行10千円でございますけれども、 今回の分につきましては変更はございません。

また、今まで均等割と平等割、応能割と応益割、所得割ですね、の割合は均衡していることが望ましいとの観点から、国保税の中でほぼ50%を均等割と平等割、残り50%を所得割で均衡させることがよいというふうに原則といたしておりましたが、今回の限度額を改正することにより、この原則は廃止されました。そして国保税の7割、5割、2割の軽減につきましては、所得要件さえ満たせば、各保険者、市町村でございますけれども、その判断となりました。これは7ページから8ページの第19条の国民健康保険税の軽減の部分に書いてございます。

次に、2番目でございます。②でございますが、今回、新規に非自発的失業者の国保税の軽減措置がなされました。内容といたしましては、22年4月から倒産や解雇等により職を失った失業者の方の前年度所得を、失業時から翌年度までの間、30%として国保税を算定し、実質的に国保税を軽減するものでございます。また同様に、高額医療費の判定も同様といたすものでございます。これは8ページの第19条の2、第20条の2及び同項第22項がその条文を追加したものでございます。

次に、③の説明でございますが、これは10ページの附則15の追加でございます。これは平成20年度から被用者保険の保険者本人が後期高齢者医療制度へ移行することに伴い、被扶養者であった者が保険税の減免措置の延長をするものでございます。つまり、社会保険と被用者保険に加入されている方で、後期高齢になられた方の被扶養者となっている方が、国保に加入される場合に保険料の減額措置を行うこととなっておりましたが、その期限が「2年間」と規定されておりましたが、それが「当分の間」というふうに改正されました。

以上でございます。御審議よろしくお願いいたします。

〇議長(橋爪 敏君)

質疑に入ります。14番松尾征子君。

〇14番(松尾征子君)

ただいま第22号の件で説明をいただきましたけど、御説明がありましたように、今回は主に3つの点の改正ということになると思いますが、そういう中で、私は特にこれまでも国保税の異常な高いものを引き下げるということを一貫して要求しておりますし、今回の一般質問の中でも取り上げてまいりました。そういう中で、またさらに限度額の値上げということで、引き下げというよりも、値上げに走るような提案がされているわけですが、具体的にお尋ねをしながらいきたいと思います。

まず、改正の1番目の国保税の限度額の改定の問題でお尋ねをしたいと思いますが、この趣旨の中には、高額所得層の被保険者の負担を見直すということで適正負担を図るためということですが、この限度額というのは毎年その年度年度で財政的なものが、一般的に考えるならば、大体1年越しにちゃんと働いている人その他については少しずつでも所得が上がっていくというのは当然だと思います。そういう中で、上げること自体云々は別としましても、これまで引き続いて同じような形での対応がされてきたと思いますが、最近のこの不況、そして失業者が多いという中、所得が上がらないという中でも同じような対応がされてきたことについても私はちょっと疑問に思うわけですが、まず具体的にお尋ねします。

基礎課税分で「470千円」から「500千円」、それから、後期高齢者支援分で「120千円」から「130千円」ということで上げられるわけですが、これが決まったとして、果たして市内で対象者が何人ぐらいいらっしゃることになるんでしょうか、これに該当する人が。

〇議長(橋爪 敏君)

栗林保険健康課長。

〇保険健康課長 (栗林雅彦君)

松尾議員の質問にお答えいたしたいと思うのですが、いまだ現在の本年度所得推計がきちんと出ておりません。そのために何人の方が該当し、どれくらいの方がどれくらいの税額がふえるというのが計算できませんので、7・1調査と申しまして、所得の調査の結果が出ないと正確な数字が出ません。まことに申しわけないですが、そういうことでございます。よろしくお願いいたします。

〇議長(橋爪 敏君)

14番松尾征子君。

〇14番(松尾征子君)

それでは、このことによっての税収の増か減か、減にはならんと思いますが、その辺の数 字も出ないと理解していいですかね。

〇議長(橋爪 敏君)

栗林保険健康課長。

〇保険健康課長 (栗林雅彦君)

はい、そのとおり、まことに申しわけございませんが、この数字が出ない限りは完全な数字が出ませんので、お許しいただきたいと思います。

〇議長(橋爪 敏君)

14番松尾征子君。

〇14番(松尾征子君)

確かに今の、特にこの就労者の動向というのが不安定な中で出にくいとは思いますが、私は、やはりこういう改定時期にはある程度のめどというのは立ててしかるべきじゃないかと思うんですよね。そうしていかないと、税改正がどういう影響を市民に及ぼすかというような、その辺の問題をつかんでいかないと、今後どっちに転ぶにしても、その対応というのはなかなか困難だと思うんですよね。大変だと思うんですがね、私は今見通しがないということ自体についてはちょっと不満ですね。

次に、じゃお尋ねします。もうわからないのはどうしようもないわけですね。

大体国保加入世帯の所得というのは意外と低いですよね。低い人が多いですね。私はきょうは、大体所得による税のランクというのをつかんであるだろうと思ってお尋ねをしましたが、鹿島市はそれがつかめていない。それはつかめていないけど、所得による大体の市内の人数というですかね、そういうのはありました。これは国保が課税されるとかされないの問題じゃありませんが、これも世帯数でなかったんですが、大体ここで私がきょう資料をいただいたのでは、1,000千円以下の人口が約5,500人、1,000千円から2,000千円以下で3,000人、2,000千円から3,000千円で1,000人ですね。非常に低所得ですよね。今、特に不安定雇用が多いわけですから、そういう形はますます伸びてくると私は思います。それと、正規社員じゃない、パートだとか、本当に非正規、それから、何というですか、今いろんな形で、もう本当物のようにしながら雇用をするという事態が鹿島でも非常に高くなっています。特にこれまでも国保の世帯というのは自営業者だとか農林水産業者の方が主でしたね。大体低い位置に示したわけですが、さらに無職の人たちがふえることによって低くなってきた。

そういう中で、国保の財政も厳しいし、国保事業の運営というのも非常に厳しい状況が続いてきたんですが、今のような状況の中で、私はますます鹿島市の所得階層というのは非常に低くなってきた。これまで以上に低くなっていくんじゃないかという不安を持つわけですが、今の状況の中で、市としてはこのことをどのようにとらえられているのかですね。所得がますます下がっていくんじゃないかという心配をするのは私のし過ぎなのかどうか。この辺については市長がお答えできれば、具体的な数字がわからないとなかなかお答えにくいかもわかりませんが、今の状況を見てどうなのかと、その辺をお尋ねします。

〇議長(橋爪 敏君)

樋口市長。

〇市長 (樋口久俊君)

お答えいたします。

国保との関係で、やっぱり大事なのは、基本的に加入しておられる、あるいは対象になっておられる方々の経済状況、これは大きく影響するというのはもうずっとお話のとおりなんですね。一般質問のときにもお話を何度かしたと思いますが、その前提となります職業、安定的なそういうお仕事をどうするか、家庭の収入をどうするか、そういうことについては、私どもとしてはこれからいろんな施策を講じながら、その条件を満たすようにやっていくということ、お答えしたとおりでございます。

ただ、具体的に一定の収入と国保の数字を比べながら議論するということについては、先ほどからお話ししましたように、まだ出ていない数字があると思いますけれども、それはそれとして、御家庭の収入、あるいは所得を上げていくという努力はしなきゃならないと思っております。

〇議長(橋爪 敏君)

14番松尾征子君。

〇14番(松尾征子君)

ただいまの質問と同じ質問で、税務課長、これまでずっと流れを見ていらっしゃいますので、今後の鹿島市の市民の所得が上向きにいくのか、それとも横ばい、落ち込むか、あなたのこれまでの流れの中でのお考えはいかがなんでしょう。

〇議長(橋爪 敏君)

中村税務課長。

〇税務課長(中村和典君)

今の質問にお答えをいたしたいと思いますが、税務課のほうは組織上、課税をする係と納税相談ということで税を徴収する係がございますが、今までの状況を見ておりますと、特に19年度は国からの財源移譲等がございまして、市税についても30億円以上の歳入があったわけでございますが、昨年度、特に21年度から経済不況等の影響もございまして、かなり厳しい状況になってきております。それで、厳しい状況というのがどういうことで判断をしているかと申し上げますと、確かに鹿島市の場合は集合徴収ということで3つの税を年間10回で徴収いたします。それを毎月調定をするわけでございますが、その収入の割合が年々厳しくなっているという状況がございます。この裏づけは、結局、納期内の納付がおくれているという現象でもございます。そういったことで、税務課といたしましても、納税者の方々といろんな接触機会を持ちまして、納付の督促等をやっているわけでございますが、現状的にはっきり申し上げまして、もうないところにはないと。特に農業とか水産業、年間の収入の時期が決まっておりますので、その時期を逸したら、なかなか税金のお願いまでは難しいというふうな現状等も発生をいたしております。そういったことについて今非常に苦慮いたして

おります。

以上でございます。

〇議長(橋爪 敏君)

14番松尾征子君。

〇14番(松尾征子君)

私たちも市民の皆さん方の状況を見ているときに、もう本当どうしたらいいんだろうかと、もどかしい感じがしているんですがね。そういう中で、国保税については一般質問の中で市長が、福祉として考えなくちゃいけないというような意味のことをおっしゃったと思うんですよね。もう少し具体的にその辺のことをどのようにお考えになっておるか。今の状況の中で大変ですが、福祉との関連ですね、その辺は。

〇議長(橋爪 敏君)

樋口市長。

〇市長(樋口久俊君)

ちょっとイメージで申し上げていましたので、言葉は必ずしも正確ではないと思いますが、 単純にこの国保の一般会計を設けて、つまり、かかった金を負担するという関係を単なる医 療関係だけで考えるのか、それとも場合によっては、それを軸足を少し単純に医療政策から 福祉のほうへ移して、そういう発想で、むしろこれから国が、あるいは県が、全体として国 保の扱いをどうするかという具体的な検討をされるときに、単純に医療の問題の解決という ことではなくて、そういう福祉部分の発想を入れて制度改正をしてもらいたいなと、そうい うのを強調するべきではなかろうかと、私はそう思っていると、そういう話をしたつもりで ございます。

〇議長(橋爪 敏君)

14番松尾征子君。

〇14番(松尾征子君)

いろんな行政の問題、財政の問題あるわけですが、いつも私は申し上げておりますが、その理由によって、もう市民が苦しめられる限度のところに来ていると思うんですよ。だから、いかなる状況があろうとも、何としてもこの国保税、やっぱり引き下げて、皆さん方が少しでも安心できるような体制をとらなくちゃいけないということ、これはもう当然だと思うんですがね、このことについては何度も申し上げてきましたけれども、決して鹿島市だけの責任じゃないということは明らかですよ。ましてや市民の責任じゃないですよ、これはね。国がこれまでの総医療費に対する国庫負担を削るということやら、また、あれでしょう、事務費なんかも国が出していた分を削ってしまうというような、そういう事態、国がもう一つつ制度を切り捨ててきたことによって地方自治体にしわ寄せが来たと。

ですから、今、国保で苦しんでいる大変な状況というのは鹿島市だけの問題じゃないです

ね。これは全国の問題として今大きな社会問題になっているわけで、これはもう十分御承知だと思います。ただ、じゃ、そのことで国が対応するまで待てるかというと、待てないんですよ、もう。本当待てないんです。もう最近も病気を持った方が、病院どうしているねと。もういよいよしよんなかったけん、やっとお金つくって短期の保険証もらって病院に行きましたと。そういうことを鹿島で聞くんですよ。全国的に保険証がなかったばかりに亡くなったという方のニュースも珍しくないんですよ。そういうことが鹿島で起きてからでは遅いんです。なし早うしとかんやったろうかと。遅いんです。ですから、何とかして少しでも財政的に市が思い切った対策をとっていただく、そして国保税の引き下げをということをしなくちゃいけないと思いますが、できるのかどうか、やるやらんじゃないんですよ。そういう対応ができるのかどうかということでお尋ねをしますが、例えば、福祉との関連があるということを言われました。そういうことで、例えば、市には福祉基金なんか積み立てがありますね。それから、財政調整基金なんかも積み立てがありますよね。本当にここまで一番大きな問題になっている今の時期ですから、こういうお金を利用することによって引き下げができるのかどうか、引き下げできるかどうか、そういうのが利用できるのかどうかですね、国保税の引き下げに。まずその点お尋ねをしたいと思います。

〇議長(橋爪 敏君)

答弁を求めます。ございませんか。岩田市民部長。

〇市民部長(岩田輝寛君)

14番松尾議員のただいまの御質問にお答えをしたいと思います。

この国保が財政的に非常に厳しいということで、昨年の12月に120,000千円ほど一般会計のほうから入れていただきました。ただ、これは平成18年度に料金の改定をするときに、それまでの赤字が237,000千円ぐらいあったんですけれども、その分を棚上げにして、後日に何らかの措置をするという形で、全世帯に対する国保の世帯割合とか、あるいは全人口に対する国保の被保険者数、そこら辺を勘案しながら、12月の議会でそういう120,000千円ほどの繰り入れをするということで、議会のほうでも御了解をいただいたという経過がございます。

残余の赤字につきましては、今後の国保税の中で解消していくという方針をお示ししなが ら、議決を受けたという段階になっております。

一般質問の中で樋口市長のほうからも、現在の税率をすぐ引き下げるということじゃなくて、そういう12月の議会の議論の中でお諮りをしたことによりまして、当分の間はそういう形で運営をさせていただきたいという旨の御答弁があったと思います。私もそのようにさせていただきたいというふうに思います。

以上です。(「質問に答えんば。福祉資金か財政調整基金か使えるのか。する、せんは別として」と呼ぶ者あり) そのことは、私の立場から言えば、なかなかそれは難しいだろうと

いうふうに考えております。

〇議長(橋爪 敏君)

迎財政課長。

〇財政課長(迎 和泉君)

財政調整基金は財政課が所管をいたしておりますので、私のほうからお答えをいたしたい と思いますが、今、国保会計というのは特別会計で、いわゆる言葉はちょっと違うかもしれ ませんが、税をもらって、そこでの独立採算的な形になりますので、そこに財政調整基金を 直接繰り入れするということはできない状況でございます。

〇議長(橋爪 敏君)

14番松尾征子君。

〇14番(松尾征子君)

今できないというお答えでしたね。じゃあね、今まで何を市が言ってきたかというと、私が一般財源から繰り入れてでも国保税の引き下げをすべきだということを一貫して言ってきたんですよ。それに対して市は、一般財源から繰り入れることはできないということをずうっと言われたんですよ。そうでしょう。皆さん方も御存じだと思いますよね。

ところが、昨年年末、120,000千円ですか、繰り入れて赤字解消をやったんでしょう。特にその前には3年さかのぼって税を上げるというような、まさに異常なやり方をやったんですよね。そうでしょう。結局、これらの2つのやり方というのは、市側が帳簿を合わせればよかっただけなんですよ。そうでしょう。市民の苦しみは一つも抜けていないんですよ。ますます厳しくなっているんですよ。

私は言いましたよね。この120,000千円の国保の赤字の解消をするくらいなら、市民の負担を軽減するためにこれを使うべきじゃないかと私は言ったこと、皆さん覚えていらっしゃると思いますよ。忘れたとは言わせませんよ、何度も言っていますからね。

そういう中で、一般財源のお金だってできない、できないと言いながら、自分たちがしなくちゃいけないときにはどういうことをしてもやれるわけですよ。やれるわけですよ。そこんところね、私はペテンにかけてきたかと言いたいですよ。もう今市長がかわっていますから、おりゃ知らんて市長はおっしゃったってしようがないですがね、これはね。しかし、そういう過去はあるわけですからね。

だから、先ほど私が財政調整基金で云々ですかと言ったら、向こうは難しいとおっしゃった。難しいということはできないということじゃない。難しかった、その難しさを解消すればできるわけです。しかし、財政課長はできないとおっしゃったんですよ。絶対できないんですか。もう一度お尋ねします。

〇議長(橋爪 敏君)

迎財政課長。

〇財政課長(迎 和泉君)

基金につきましては、それぞれの目的に応じて基金というのはつくっております。財政調整基金というのは、当然一般会計の状況が厳しくなった、財政状況が厳しくなったときの取り崩すために積んでいる基金でございますので、一般会計へ戻すということは当然できますが、御存じだと思いますが、以前、国保会計も同様の基金がございましたが、今は残額ゼロになっております。そういうものの性格ではございませんので、できないということでお答えをしたところでございます。

〇議長(橋爪 敏君)

14番松尾征子君。

〇14番(松尾征子君)

今の説明では、一般会計に持っていくのはできるとおっしゃったわけでしょう。じゃあ、 先ほど言ったように、一般会計から繰り入れてやったわけですからね、できないということ じゃないんですよね。あなた方が本当にこの大変さをわかって取り組もうとするかしないか にかかると思うんです。これは、これからの市長の裁量だと思いますがね。その辺について、 市長お答えあればどうぞ。

〇議長(橋爪 敏君)

樋口市長。

〇市長(樋口久俊君)

お答えいたします。

この件についてはかなり制度論がかかっているんじゃないかというふうに私は聞いておりました。つまり、鹿島だけの話ではなくて、2つの制度論があるんじゃないか。つまり、国保のほうの制度論、これはもうお話をしましたので、省略をします。

予算のほうの制度論ですね。予算について、何で一般会計と特別会計が設けられているか。 特別会計の中でどういう基金と会計とが関係をしているのか。これは恐らく一種の技術的な ものを含めた制度論だと思います。したがって、逆に言うと、金がないからどの基金でも使 えばいいじゃないかというわけにはいかない部分もあるんじゃないかと思います、地方自治 法の規定とかですね、予算制度をめぐります一定のルール、そういうものを整理してみない といけないんじゃないかと思います。それを前提にして財政課長はできないという答弁をし ているんだと思いますが、それは恐らく前提があってのことだと思いますが、私は逆にその 前提の部分ですね、特にこれまでの議論を余り承知していない部分もありますので、この問 題とまた別に勉強してみたいなと思っております。

〇議長(橋爪 敏君)

14番松尾征子君。

〇14番(松尾征子君)

ちなみに、もうこのことにお答えは要りませんが、例えば120,000千円かけた、国保加入時約9,000人ですね。1億円あれば、1人10千円引き下げて90,000千円ですね。私は一律に幾らというのも大事ですが、ぜひこれから検討していただいて、いろんな形での引き下げの方法はあると思いますので、できないと言われたらそれまでですが、でかしてもらわんと困るわけですよ。その辺をぜひお願いしたいと思います。

それから、先ほど国保基金のことについて発言されました。この件についても今ゼロですね。やっぱり私は財政的に厳しい状況ではあるけど、何かあったときにこの基金がないと困るときがあると思うんですよ。だから、今後ゼロのままでいかれるのか、わずかずつでもこの国保基金を蓄えていこうという準備があるのかどうか、その辺お答えください。

〇議長(橋爪 敏君)

岩田市民部長。

〇市民部長(岩田輝寛君)

国保基金につきましては、保険健康課が所管になりますので、私のほうからお答えをさせていただきます。

国保会計が黒字になれば、当然資金余剰が出てきます。今のところまだ累積赤字があるもんですから、そこらが解消できたら、そういう基金に積める状態になります。それまで少し時間がかかるのかなという考えを持っております。

以上です。

〇議長(橋爪 敏君)

14番松尾征子君。

〇14番(松尾征子君)

国保基金については、それであとは申しませんが、あと非自発的失業者の国保税の軽減というところで、この分について100分の30云々というのがありますが、この対象者は何人なんでしょうか。

〇議長(橋爪 敏君)

栗林保険健康課長。

〇保険健康課長 (栗林雅彦君)

対象者ということでございますけれども、直接この方が非自発的失業者か、自発的な失業だったのかということはなかなか把握できないものでございますから、来られたときに、国保にかわられたときに、どういった状態でこういったことになられたんですかといったようなことをお伺いいたしているところでございます。6月1日まででございますけれども、今現在24件こういった申請があっております。また、税務課の窓口のほうでもそういったことをお願いいたしておりますし、職業安定所のほうでもそういった説明をしていただくようにいたしているところでございます。

以上でございます。

〇議長(橋爪 敏君)

14番松尾征子君。

〇14番(松尾征子君)

それでは、もう1点の保険税の減免措置期間の延長というのがありますが、この件についても同じことでお尋ねします。

〇議長(橋爪 敏君)

栗林保険健康課長。

〇保険健康課長 (栗林雅彦君)

国保の減免措置ということでございますが、うちのほうで多分こうなるだろうなというふ うにとらえている方が年間6件ぐらいというふうにとらえております。

また、これ流動的なものでございまして、もしここの被保険者の方が途中でやめられたり すれば、年間6件が減ってくるという形になっていくと思います。

以上でございます。

〇議長(橋爪 敏君)

14番松尾征子君。

〇14番(松尾征子君)

今の2つの制度ですね、せっかくこういう制度ができましたので、積極的に窓口のほうでも対応していただきたいと思います。恐らくされていると思いますが、なぜ私がこういうことを言うかといえば、今度のアンケートを見ますと、もっと制度を職員の人に教えてもらったらよかったと、これは国保だけじゃありません。そういうのがあるんですよ。全く別の件で手続をして、後になってわかって行ったら、ああ、そういうのもありますよというような、そういう回答が返ってくるのも多々あるんですよね。

だから、せっかく制度的に私はこれ積極的に利用していく必要があると思いますが、ですから、それぞれのところが知っておってくださいよ。専門家のところだけじゃなくて、皆さんも大変だと思いますよ。この忙しい中で制度はどんどん変わってくる、わからんわというような状況があると思いますが、市民の人たちはもっとわからんのですよ。だから、そういうことがあって、例えば自分はわからんぎ、あんた、もしかすっぎ、あっち行って相談してみんねと、何かよか方法のあるかわからんばいと、そういうことで回してもいいじゃないですか。そんなしてやっぱり市民の皆さんに対応すること、市長が今回のトップはそういうことでしょう。市民の皆さんに対するね。ああ、市長のかわったぎ、がん変わったかいというようなあれじゃないですが、そういう形でぜひ制度の活用、十分にしていただく体制をとっていただくことをお願いして、質問を終わります。

〇議長(橋爪 敏君)

ほかに質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(橋爪 敏君)

質疑はないようでございますので、質疑を終わります。

討論に入ります。14番松尾征子君。

〇14番(松尾征子君)

議案第22号について、私は反対の討論をいたします。

今回の改正は3点ですね、今、論議してきましたが、まず、医療給付費と後期高齢者支援 金などの課税限度額を引き上げる問題、2点目が非自発的失業者に対しての課税の特例、3 点目が後期高齢者医療制度で被扶養者に対しての軽減措置を2年間延長するということ。

まず最初の限度額の引き上げについては、私は同意できるものではありません。先日の一般質問においても引き下げることを提案して質問いたしましたが、引き下げるどころか、今度の制度改正でさらに引き上げるというような提案になります。国保会計が厳しい状況は重々承知していますが、ここまで市民から国保税に対して悲鳴の声が聞こえるまでになったのは、国や県、それに市が行政としての責任を放棄して、市民のみに財政的な負担を押しつけ続けてきたことです。長年の間、市民負担だけを引き上げ、今回もまた機械的に市民に負担を押しつける何物でもないと思います。絶対に賛成できるものではありません。

この厳しい状況の中で、国保税の滞納はふえるばかりです。鹿島市は、滞納世帯は加入世帯の30%を超える異常な事態に達しています。滞納件数も21年度末で1,107件、金額にして306,170,970円という状況です。

さらに問題なのは、保険料が払えないと命と健康の綱である保険証がもらえません。その 実態は、4月末現在で資格証63件、短期証348件、無保険者が6月現在で157件という実態で す。

これまで国保は、加入者の多くは自営業、農林水産業などの方、さらに、年金生活の一部の人たちでした。しかし、最近では職のない人が急増する事態です。非正規社員も非常に多くなっています。低所得者の人たちの国保加入がふえている状態です。さらに、国保加入世帯の所得はますます減る一方になると思います。しかし、国保税はそれに反して上がる一方です。

これまでも私は何度も指摘してまいりましたが、国においての制度改悪がこのような事態をつくり出してきたわけです。1984年、自民党政府は国保法を改悪しました。最も大きなものが、医療費分45%だった一般被保険者への国庫負担を38.5%に減らしました。全額国庫負担で賄っていた市町村国保の事務費への支出も1992年に全部なくしています。低所得者の保険料減額のための公費も全額国が負担していたものを1984年に減額、その後も減額を続けて、今では半分になっていると思います。それをさらに定率から定額へと次々と減額してきてお

ります。

このようなことで、鹿島市においても国保事業が厳しい状況に追い込まれていったと思います。全国的にも国保証がもらえずに死に至った人、病気が重症化するというニュースも今では珍しくありません。鹿島市においても国保証がもらえないために病院へ行くのを我慢して、ひどくなってやっと短期証をもらって病院へ行った人もあります。これ以上、国保税を引き上げることは、市民の命と健康を守ることはもちろんですが、国保事業の健全な運営を進める上からいっても、絶対に進めるべきではないと私は思います。鹿島市の国保加入世帯は全世帯の約50%です。しかし、今の社会情勢の中では、さらに国保加入世帯は大幅にふえてくると思われます。国保制度は、全国すべてと言っていいほど自治体の危機であることは間違いのないことです。

私は次の2つを提案して反対討論にしたいと思いますが、1つは国へ国保負担をもとに戻すということ。2番目に、市としては財政調整基金などを利用して早急に引き下げをすることです。私たち日本共産党は、国会において1人10千円の国保税の引き下げ、4,000億円もあればできるということで提案をしております。何としても国の制度を変えていくこと、そして鹿島市としてもそのことに積極的に取り組んでいただくことを希望いたしまして、私の反対討論にいたします。

以上です。

〇議長(橋爪 敏君)

ほかに討論ございませんか。12番谷口良隆君。

〇12番(谷口良隆君)

私は、議案第22号に関しまして賛成討論をいたします。

もとより、国保の現行制度というのは、大変多くの問題を抱えていると思います。総論から話せば切りがないぐらいあるんですが、地方ほど厳しい今の国保財政、その社会的な背景というのは、地方で人材を育てて、一番元気で活躍するときには大都市で働いて生産活動に携わり、定年とともに地方にまた帰ってきていただくというような今日の社会構造の中で、大都市は非常に国保の財政は健全です。一方、今のような背景があって、地方ほど大変厳しい状況になっておると。こうした国保の現在の日本国内における制度全般の山を削って谷に埋め込むと、こうした議論がひとつ私は必要だろうと、このように私はもともと持論を持っておるものの一人です。

それから、昨年の12月定例議会において、本市議会も全会一致で可決いたして意見書を国に提出してきたとおり、国保税が国の財政事情だけが先行するような形で、かつての国庫負担を削減して、その分が地方にしわ寄せされてきた経緯がある。これを少なくとも財政の制度上、戻すべきだという意見を我々は政府に提出してきております。そうした財政の今の措置上の問題もあろうかと思います。そうした大枠の議論としては長い間残っております大き

な課題ではございますが、今回提案されております専決処分の議案につきましては、特に今日、社会的に失業、倒産等による皆様方の負担軽減をねらいとした専決処分でございまして、 それ自体には私は反対をすることはできないと思います。

それから、減免措置の延長につきましても、従来、2年間という限定つきであったものが、 当分の間ということで延長をされるということですので、加入者からすれば、該当者からす れば利益に事が働く内容になっておるというところが今回の主な専決処分のねらいでありま す。

そういった観点から、この議案に限っては反対する理由は私は見当たらないと、このよう に考えて、賛成討論するものであります。

〇議長(橋爪 敏君)

ほかに討論ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(橋爪 敏君)

討論を終わります。

採決します。議案第22号 専決処分事項の承認について(鹿島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)は、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

〇議長(橋爪 敏君)

起立多数であります。よって、議案第22号は提案のとおり承認されました。

午前中はこれにて休憩します。なお、午後の会議は午後1時20分から再開をいたします。

午後 0 時20分 休憩

午後1時20分 再開

〇議長(橋爪 敏君)

午前中に引き続き会議を開き、議案審議を続けます。

日程第11 議案第23号

〇議長(橋爪 敏君)

次に、日程第11. 議案第23号 専決処分事項の承認について(平成21年度鹿島市一般会計 補正予算(第9号))の審議に入ります。

当局の説明を求めます。迎財政課長。

〇財政課長(迎 和泉君)

それでは、議案第23号について御説明をいたしますので、議案書、一般会計補正予算書 (第9号)、それから、議案説明資料、この3つで説明を行いますので、お手元に御準備を お願いいたします。

それでは、議案書の21ページをお開きください。

議案第23号 専決処分事項の承認について。

地方自治法第179条第1項の規定により、平成21年度鹿島市一般会計補正予算(第9号) について、別紙のとおり専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により報告し、議 会の承認を求めるものでございます。

22ページは専決処分書で、平成22年3月31日付で一般会計の補正を行ったものでございます。

それでは、別冊、平成21年度鹿島市一般会計補正予算(第9号)の補正予算書をごらんください。この横長のやつです。

1ページをお開きください。

今回の補正は、予算の総額に129,178千円を追加し、補正後の総額を12,637,547千円といたすものでございます。

2ページから6ページまでは歳入歳出の集計表となっておりますが、説明は省略をいたします。

7ページをお開きください。

第2表地方債の補正でございますが、経営体育成基盤整備から漁村再生交付金の5事業につきまして、市債の充当率の引き上げに伴い、128,400千円から142,500千円に、14,100千円の増額補正を行っております。具体的な内容につきましては、後だって御説明をいたします。8ページ以降の歳入歳出の内容につきましては、議案説明資料により御説明をいたします

13ページから15ページまでは今回の専決処分後の歳入歳出予算の増減比較表となっております。内容については、ここでは説明は省略をさせていただきたいと思います。

16ページをお開きください。

ので、議案説明資料の13ページをお願いいたします。

今回の補正は、歳入では、地方譲与税や各種交付金、特別交付税及び市債発行の確定に伴う増減、歳出につきましては、歳入の確定に伴う歳出予算の調整が主なものでございます。 それではまず、歳入の補正について説明を申し上げます。

一番上の揮発油譲与税は8,264千円の減額となっております。減額の理由につきましては、 交付額の決定による減額でございます。

以下、交付額の確定に伴う補正でございますので、補正額のみ申し上げます。

自動車重量譲与税は6,998千円の増。

地方道路譲与税は12,925千円の増。

利子割交付金は68千円の増。

配当割交付金は428千円の減。

株式譲渡割交付金は610千円の増。

次の地方消費税交付金は732千円の増。

自動車取得税交付金は1,118千円の増。

地方交付税のうち特別交付税は90、558千円の増となっております。

交通安全対策特別交付金は334千円の増となっております。

次の水産業費国庫補助金の漁村再生交付金は、これは当初、国庫補助金として計上いたしておりましたが、県を経由して交付されるため県補助金が妥当であるとし、今回、県補助金に全額を組み替えを行いまして、全額が減となっているところでございます。

17ページの地域活性化・きめ細かな臨時交付金は、3月補正予算で議決をいただきましたが、さらに10,113千円の追加交付がございましたので、右のほうの備考欄に書いておりますように、庁舎改修事業へ113千円、排水機場点検事業へ2,000千円、単独市道整備事業へ5,000千円、そして、金額が消えて申しわけございますが、小学校施設整備事業へ3,000千円を充当いたしておるところでございます。

次の漁村再生交付金につきましては、先ほど国庫補助金のときに御説明いたしましたように、国庫補助金から県費補助金が妥当であるということで組み替えを行ったために、39,000 千円の増ということになっております。

防災通信設備整備事業交付金は314千円の増といたしております。

次の県営広域営農団地農道整備事業債は、起債の充当率が、右のほうの備考欄に書いておりますように、90%から100%に引き上げられたことによりまして、7,800千円を増額いたしております。

同様に、中山間地域総合整備事業債は2,100千円、経営体育成基盤整備事業債は1,100千円、 漁村再生交付金事業債は100千円、一番下の道整備交付金事業債は3,000千円の増額補正を行っております。

18ページをお開きください。歳出補正の概要でございます。

それでは、上から順に御説明をしていきます。

財産管理一般経費につきましては、今後見込まれます学校改築等の財源として、公共施設建設基金へ1億円、また、財政調整基金へ30,000千円を積み立てるものでございます。

次の庁舎施設改修事業は、きめ細かな交付金の増額に伴う財源の組み替えでございます。

県営広域営農団地農道整備事業及び中山間地域総合整備事業は、市債の確定に伴います財源組み替え、排水機場機械設備点検事業及び次の経営体育成基盤整備事業も、交付金や市債の確定に伴います組み替えでございます。

漁村再生交付金事業は、国費と県費の組み替え及び市債確定による財源組み替えでございます。

主要市道整備事業から次ページの小学校施設整備事業の4事業も、交付金、補助金、市債 の確定に伴います財源の組み替えを行っております。

最後の予備費で822千円の減額を行い、端数調整を行っているところでございます。

20ページをお開きください。3月専決処分後の市債の現在高調書でございます。

一番下の欄、合計欄をごらんください。

左より19年度末、20年度末、それから、右から2番目が21年度末になっております。19年度末で約10,670,000千円、20年度末で約9,870,000千円、これが21年度末では約9,370,000千円と、市債残高は確実に減少いたしておるところでございます。

一番右の欄が20年度決算等の比較でございまして、前年度対比495,667千円の減となって おります。

欄外に書いております市債残高の実質負担額を記載いたしております。欄外には市債残高の実質負担額を記載しておりますが、市債のうち、国からの交付税措置をされる部分を差し引きますと、実質的な負担率は33.4%となり、市債残高のうち、実質負担額は3,130,000千円程度になるという試算でございます。

21ページは、積立基金の状況を示したものでございますが、説明は省略をさせていただきたいと思います。

以上で報告を終わりますが、この専決処分事項につきまして御承認をいただきますように よろしくお願いをいたします。

〇議長(橋爪 敏君)

質疑に入ります。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(橋爪 敏君)

質疑を終わります。

討論に入ります。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(橋爪 敏君)

討論を終わります。

採決します。議案第23号 専決処分事項の承認について(平成21年度鹿島市一般会計補正 予算(第9号))は、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

〇議長(橋爪 敏君)

起立全員であります。よって、議案第23号は提案のとおり承認されました。

日程第12 議案第24号

〇議長(橋爪 敏君)

次に、日程第12. 議案第24号 専決処分事項の承認について(平成22年度鹿島市国民健康 保険特別会計補正予算(第1号))の審議に入ります。

当局の説明を求めます。栗林保険健康課長。

〇保険健康課長 (栗林雅彦君)

それでは、御説明を申し上げます。

お手元の議案書の23ページをお開きください。それと、事前に配付しております議案第24 号の補正予算書並びに鹿島市議会定例会議案説明資料に基づいて御説明をいたします。

それでは、まず議案書の23ページから御説明させていただきます。

議案第24号 専決処分事項の承認について。

地方自治法第179条第1項の規定により、平成22年度鹿島市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について、別紙のとおり専決処分いたしたもので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認をお願いするものでございます。

24ページは専決処分書でございます。平成22年5月31日の出納閉鎖日に専決処分いたしております。

それでは、別紙補正予算書をごらんください。補正予算書の1ページをお開きください。 平成22年度鹿島市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)でございます。これは予算の 総額に76,529千円を追加し、補正後の総額を4,140,086千円といたすものでございます。

補正の内容でございますが、平成21年度の鹿島市国民健康保険特別会計の収支の不足、いわゆる赤字が発生いたしております。そこで、平成22年度予算で不足分について繰り上げ充用を行い、赤字を補てんするものでございます。

2ページをごらんください。この2ページと3ページにより、補正の内容を御説明いたします。

まず、3ページの歳出のほうでございますが、前年度繰上充用金として76,529千円を計上いたしております。この財源といたしまして、2ページでございますが、国庫補助金より76,529千円、そして、3ページの予備費を37,669千円減額し、この繰上充用金114,198千円の財源といたすものでございます。

4ページ以降はその説明書でございます。

それでは、鹿島市定例市議会の議案説明資料のほうの22ページをごらんください。

22ページのほうに鹿島市国民健康保険特別会計決算の推移ということで、上のほうにグラフ、下のほうに表をつけまして、収支のバランス等をここで説明しているものでございます。 それでは、今回、繰上充用いたす決算の状況につきまして説明いたします。

この資料は、平成12年度から平成21年度までの国保会計の決算状況の推移をグラフと数字であらわしたものでございます。21年度決算につきましては出納閉鎖を終えておりますが、まだ議会の認定を受けておりませんので、決算見込みという状況でございます。21年度につきましては、現在の補正後の予算を見込んだ決算見込みでございます。これにより平成12年度から21年度までの鹿島市の国保会計の状況を一覧表として取りまとめている資料でございます。

グラフの下の表の①が収入の合計でございます。②が支出の合計となっております。

収支の状況でございますが、③に①引く②で収支を上げております。平成15年、16年、17年、ずっと恒常的に赤字が出ているという状況でございまして、平成21年の決算見込みにおきましても114,197千円、これは端数を切り捨てておりますので、予算上は114,198千円という取り扱いをさせていただいております。ということで、これが累積赤字になります。これが収支不足分として発生をいたしております。この収支不足分を22年度の前年度繰上充用金で114,198千円を計上することにより、21年度の決算赤字を補てんするものでございます。

ちなみに、⑦をごらんいただきます。一番下でございますけれども、これは繰上充用金を除きました単年度の収支でございます。平成20年度から黒字に転じております。それで、黒字に転じ、財政状況が好転いたしましたので、県より繰上充用特別調整交付金が17,000千円交付されております。それもこの中に計上をさせていただいているところでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。この専決処分の承認につきましてはよろしくお願いいたします。

〇議長(橋爪 敏君)

質疑に入ります。1番松田義太君。

〇1番(松田義太君)

それでは、質問させていただきます。

議案説明資料の22ページ、議案第24号関係資料ということで、先ほど保険健康課長のほうから説明をいただきましたけれども、22ページの下の段の平成12年度から21年度までの収支のほうが書かれている分がありますが、先ほど単年度の収支で203,714千円黒字が出ているということでありますけれども、この分については内容がちょっときちんとわかりませんので、この中には昨年の12月議会で120,000千円の法定外の繰り入れを一般会計のほうからしておりますが、この部分も入っているんでしょうか。

〇議長(橋爪 敏君)

栗林保険健康課長。

〇保険健康課長 (栗林雅彦君)

お答えいたします。

この中には法定外繰入金を昨年度120,436千円いただいておりますので、その分も入っております。

〇議長(橋爪 敏君)

1番松田義太君。

〇1番(松田義太君)

それでは、120,000千円を除けば、約80,000千円は単年度で黒字であったという理解でよろしいですか。

〇議長(橋爪 敏君)

栗林保険健康課長。

〇保険健康課長 (栗林雅彦君)

お答えいたします。

プラス、県よりの特別徴税交付金17,000千円が入っておりますので、約66,000千円ほどの 黒字というふうに考えているところでございます。

以上でございます。

〇議長(橋爪 敏君)

1番松田義太君。

〇1番(松田義太君)

66,000千円が単年度での市としての黒字であったということとは思いますけれども、これについて質問をいたしましたのは、昨年の12月の議会のときに説明の中で、21年度の見込みを単年度の黒字で約40,000千円という形でおっしゃっていたと思います。それが市報のほうにも掲載をされてこられたと。その後に、これは3月議会の平成22年度当初予算議案参考資料ということで、鹿島市市民部の保険健康課のほうでありましたけれども、ここでは恐らく答弁の中で平成21年度の決算見込みは単年度で収支が30,000千円程度の黒字が見込まれるということで説明がされております。今回、黒字幅がふえている原因というのがどのような条件であったのか。保険の給付の医療費等については、あんまり昨年との違いはありませんけれども、この繰り入れを昨年の12月にするときにどのような計算をされていたのか。余りにも収支の状況が、当初40,000千円だったのが3月末では30,000千円、そして、今回66,000千円というふうな形で変動をしておりますので、そこの分析についてどのように考えておられるのか、お聞かせください。

〇議長(橋爪 敏君)

栗林保険健康課長。

〇保険健康課長 (栗林雅彦君)

昨年の資料でございますけれども、全員協議会におかけいたしまして議会に諮ったわけでございます。基本的には、今内容を見ておりますと、私どもができ得る限りの試算をしているという形になります。基盤安定基金の繰り入れ、それから、国保安定化資金事業の繰り入れ、出産育児一時金、その他たくさんの項目を上げまして、これがどれくらい伸びるかということを中心に図ってまいりました。また、後期高齢者に移行されたものですから、その分への支援分、それから、国保人数の減少、このところを厳しく見詰め過ぎたというのと、もう1つ、所得推計をかなり下にとっているというふうなことで、私どもの推計をいたす場合については、なるべく上限、上のほうに持っていきますと、非常に財政的に自分たちの部分で甘くなってしまいますので、そういったことを厳しく算定をしたというふうな結果で、こ

ういうことになっていると思います。

以上でございます。

〇議長(橋爪 敏君)

1番松田義太君。

〇1番(松田義太君)

厳しく算定をしていたために、今回こういう形になったという説明であったと思いますけれども、ただ、1つ私が危惧をしますのは、今回出ています額が、逆に計画よりも単年度の収支のほうが黒字になっていますので、見る分はいいかもしれませんけれども、額の動きがちょっと大き過ぎるのではないかなというのが非常にありまして、今後、また計画を作成されるときに、その辺を考慮してやっていただいたほうがいいのではないかと私は思います。少なくとも市報に掲載をされて、そのことで市民の皆さん方も、私たち議会も説明をするわけですから、単年度40,000千円と言っていたのが66,000千円であったと。しかし、1回、3月議会の折は30,000千円になるかもしれないという形で変動をすれば、私たち議員にとっても、いつもいつも、そしたら、その根拠は何なのかと。そういう形で問われることもあるわけですから、この部分に関しては、少なくとも12月で120,000千円の法定外の繰り入れをしておりますので、市のほうにおきましても、やっぱり議会におきましても、きちっと説明責任が果たせるような数字を私は計画をしていただきたいと、そのように思いますけれども、いかがでしょうか。

〇議長(橋爪 敏君)

岩田市民部長。

〇市民部長(岩田輝寛君)

松田議員の御質問にお答えさせていただきます。

正直言いまして、この医療費の見込みを立てるというのは非常に難しいところがございます。例えば、年度末になってから流感がはやったりなんたりしますと、一挙に30,000千円じゃい、40,000千円はじきに飛ぶわけですね。そいけん、そういうことで私たちも悩みがあります。しかしながら、先ほど議員指摘のように、市民の方にお知らせをするわけですから、できるだけ正確を期したいと。そういう正確を期した見通しを立てたいというふうに思います。

それから、決算後はきちっと正しい決算の数値を市民の皆さん方にお知らせをして、御理解を賜れるように努力をしてまいりたいというふうに考えます。

〇議長(橋爪 敏君)

ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(橋爪 敏君)

質疑を終わります。

討論に入ります。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(橋爪 敏君)

討論を終わります。

採決します。議案第24号 専決処分事項の承認について(平成22年度鹿島市国民健康保険特別会計補正予算(第1号))は、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

〇議長(橋爪 敏君)

起立全員であります。よって、議案第24号は提案のとおり承認されました。

日程第13 議案第25号

〇議長(橋爪 敏君)

次に、日程第13. 議案第25号 専決処分事項の承認について(平成22年度鹿島市老人保健 特別会計補正予算(第1号))の審議に入ります。

当局説明を求めます。栗林保険健康課長。

〇保険健康課長 (栗林雅彦君)

それでは、御説明を申し上げます。

議案書の25ページをお開きください。

議案書と、さきにお配りいたしております国民健康保険特別会計補正予算(第1号)と2つを使いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

では、地方自治法第179条第1項の規定により、平成22年度鹿島市老人保健特別会計補正 予算(第1号)について、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告 し、議会の承認をお願いするものでございます。

26ページは専決処分書でございます。国保会計と同じく22年5月31日、21年度出納閉鎖日 に専決処分をいたしたものでございます。

それでは、別紙補正予算書により御説明をいたします。

補正予算書の1ページをお開きください。

今回の補正は、予算の総額に907千円を追加し、補正後の総額を4,225千円といたすものでございます。

老人保健特別会計につきましては、これは20年度に後期高齢者医療の導入により、事業の 精算を今行っているところでございます。

2ページをお開きください。

老人保健特別会計につきましても、収支の不足が発生し、赤字が発生いたしておりますの

で、3ページのほうにありますように、前年度繰上充用金として757千円を計上し、補てんをいたすものでございます。

財源といたしましては、国庫負担金の904千円と、支払基金交付金3千円でございます。 4ページをお開きください。4ページ以降が説明書となっております。

補正の内容につきましては、まず、歳入は6ページから7ページでございます。6ページは支払基金交付金として3千円、7ページは国庫負担金として904千円で、老人保健につきましては、翌年度に事業費が精算されるという仕組みになっておりますので、21年度分が22年度に交付されるということでございます。これを財源といたしまして、8ページの償還金に150千円、9ページの前年度繰上充用金に757千円を歳出として充てるものでございます。

なお、この会計につきましては、本年度交付がありますと、最終的に精算という形になる ものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。御承認についてよろしくお願いいたします。

〇議長(橋爪 敏君)

質疑に入ります。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(橋爪 敏君)

質疑を終わります。

討論に入ります。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(橋爪 敏君)

討論を終わります。

採決します。議案第25号 専決処分事項の承認について(平成22年度鹿島市老人保健特別会計補正予算(第1号))は、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[替成者起立]

〇議長(橋爪 敏君)

起立全員であります。よって、議案第25号は提案のとおり承認されました。

日程第14 議案第26号

〇議長(橋爪 敏君)

次に、日程第14. 議案第26号 鹿島市職員の育児休業等に関する条例及び鹿島市職員の勤 務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。中村総務課長。

〇総務課長(中村博之君)

議案第26号 鹿島市職員の育児休業等に関する条例及び鹿島市職員の勤務時間、休暇等に

関する条例の一部を改正する条例について申し上げます。

今回の改正のねらいは、仕事と子育ての両立のための環境整備ですけれども、内容は別冊 の議案説明資料の29ページをごらんください。

ここに2番の概要、(1)番趣旨で、今回の改正は、昨年11月30日公布されました国家公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律、この附則のところで地方公務員の育児休業等に関する法律の改正が行われ、ことしの6月30日に施行されることにより、これを受けて必要な条例改正を行うものであります。

法律の改正は、子育てをする職員の職業生活と家庭生活の両立を一層容易にするための環境整備ということでありまして、民間における同様の法律、育児介護休業法も同じく6月30日に施行されます。また、小学校就学前の子を養育する職員等が始業時間、終業時間をずらして設定する早出遅出勤務時間勤務制度も対象者が緩和されることが人事院規則で改正されましたので、条例の改正をあわせて行うことになります。

(2)の内容ですけれども、大きく①の育児休業等、それから、②の早出遅出勤務及び時間外勤務制限とあります。

まず、育児休業等、ア、イ、ウ、エとありまして、アが配偶者が育児休業、育児短時間勤 務、部分休業などをしている職員でも育児休業をすることができるというものであります。

それから、イが父親が出生の日から57日間の期間内に当該子について最初の育児休業を開始かつ終了した場合でも、同じ子についてその後、再度育児休業をすることができるというものです。

それから、ウが夫婦が交互に育児休業をしたかどうかにかかわらず、最初の育児休業をした後、三月以上経過した場合に再度育児休業をすることができるというものです。

これにつきましては、31ページに図で示しております。さっきアで言いました育児休業等をすることができる職員の改正のところは、これは2つありまして、①が配偶者が育児休業等をしている職員でも育児休業等を取得することができるというパターンであります。それから、②が配偶者が専業主婦である場合、これまではできなかったんですけれども、専業主婦であっても、常時育児ができる場合であっても育児休業を取ることができるというものであります。

それから、イが出生の日から57日間の期間内に最初の育児休業した職員は、特別な事情がなくても再び育児休業をすることができるということですが、これまで育児休業の取得は原則1回でありましたけれども、産後期間の間に一度とっても、その後また育児休業を取得できるというものです。ですので、産後期間にとったものはカウントしないということになります。

それから、ウが再度の育児休業等をすることができる特別の事情の改正ですけれども、これは夫婦が交互に育児休業をしたかどうかにかかわらず、最初の育児休業をした後、三月以

上経過した場合は、再度、育児休業をすることができるというものになります。

29ページに戻っていただきまして、①のエ、職員以外の子の親が常態としてその子を養育することができることとなった場合、これまでは育児休業の承認の取り消し事由に当たるとされていたものですけれども、今回、アで配偶者の状態いかんにかかわらず、育児休業が取得できるようになったために、育児休業の取り消し事由に当たらないということであります。

それから、②早出遅出勤務及び時間外勤務制限、これは職員の勤務時間、休暇等に関する条例の改正になりますけれども、職員の配偶者の就業等の状況にかかわらず、育児のための早出遅出勤務をすることができる。それから、3歳に満たない子を養育する職員が請求した場合には、時間外勤務をさせてはならないというふうになっております。

(3)ですけれども、改正条例は、ただいま説明しました①、②、この2本の改正を1本に まとめて改正することにしております。

施行日が22年の6月30日の施行になります。

それから、附則ですけれども、附則の2と3では経過措置を設けておりますけれども、これは施行日の6月30日前に提出されました育児休業等計画書は施行後の計画とみなすこと、そして、時間外勤務の制限の請求は施行日前においても請求できるものとする経過規定となります。

以上で説明を終わります。

〇議長(橋爪 敏君)

質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

〇議長(橋爪 敏君)

質疑を終わります。

討論に入ります。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(橋爪 敏君)

討論を終わります。

採決します。議案第26号 鹿島市職員の育児休業等に関する条例及び鹿島市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

〇議長(橋爪 敏君)

起立全員であります。よって、議案第26号は提案のとおり可決されました。

日程第15 議案第27号

〇議長(橋爪 敏君)

次に、日程第15. 議案第27号 鹿島市職員給与条例の一部を改正する条例についての審議 に入ります。

当局の説明を求めます。中村総務課長。

〇総務課長(中村博之君)

議案第27号 鹿島市職員給与条例の一部を改正する条例について申し上げます。

これは地方公務員法第25条第2項の規定に基づき、職員の給与からの控除に関する条文の整備をしたいので、この案を提出するものであります。

別冊の議案説明資料の34ページをごらんください。

ここで、チェック・オフに関する緊急自己点検の結果についてという写しがありますけれども、このチェック・オフ、給与からの控除、給与天引きに関するものであります。これは地方公務員の給与というのは、地方公務員法第25条第2項の規定によりまして、法律または条例により特に認められた場合を除き、通貨で直接職員にその全額を支払わなければならないとなっております。例えば、法律で定めてあるもの、所得税とか住民税、それから、共済の長期、短期、そういったもの以外については、条例で定めて天引きをしなければならないとなっていますけれども、今、鹿島市では条例が整備されておりません。今回、整備をするものであります。

4番に点検結果の概要とありますけれども、全国の自治体で698が条例が整備されておりません。それで、県内では12市町になります。その中の1つが鹿島市であります。今回整備をするものでありまして、33ページ、前のページをごらんください。ここに新旧対照表を掲げておりますけれども、第3条の後に第3条の2として、給与からの控除1号から8号までを今回お願いをするものであります。

1号が職員互助会に関するもの、それから、第2号が市町村共済に関するもの、それから、第3号が職員組合の部分で、それから、第4号が全国市長会、第5号が全国町村職員生活協同組合、それから、第6号が職員が市に納める駐車料及び電話料、それから、第7号が職員の親睦の会、いろんな部がありますけれども、そういった会費です。第8号がそれ以外で市長が認めるものということになります。これを今回お願いするものであります。

以上です。

〇議長(橋爪 敏君)

質疑に入ります。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(橋爪 敏君)

質疑を終わります。

討論に入ります。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(橋爪 敏君)

討論を終わります。

採決します。議案第27号 鹿島市職員給与条例の一部を改正する条例については、これを 提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

〇議長(橋爪 敏君)

起立全員であります。よって、議案第27号は提案のとおり可決されました。

日程第16 議案第28号

〇議長(橋爪 敏君)

次に、日程第16. 議案第28号 鹿島市税条例の一部を改正する条例についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。中村税務課長。

〇税務課長 (中村和典君)

議案第28号 鹿島市税条例の一部を改正する条例について申し上げます。

地方税法の一部を改正する法律が3月31日に公布され、10月1日以後に施行されることに 伴い、条例の改正をお願いするものでございます。

議案書につきましては33ページから40ページ、関係資料につきましては議案説明資料の35ページから46ページの新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

まず、新旧対照表の35ページをお開きください。

第19条は、納期限後に納付し又は納入する税金又は納入金に係る延滞金に関する規定でありますが、地方税法第321条の8において、第5項、第9項、第13項、第17項、第21項が削除されたことによる項ずれに伴う改正であります。

この表の末尾の行でございますが、第31条は、均等割の税率に関する規定でありますが、 地方税法第312条第3項第2号が削除され、第3項第1号の2が第2項に、第3項第1号の 3が第3項に改正されたことによる号ずれに伴う改正であります。

次に、36ページをお願いいたします。

第36条の3の2は、個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族申告書に関する規定でありますが、42ページをお開きいただきたいと思います。

改正の主な内容について申し上げますと、この42ページの資料は、個人住民税の扶養控除等の全体像を示したものであります。平成22年度の税制改正大綱によりまして、個人住民税につきましては子ども手当の導入に伴い、扶養控除の見直しが行われております。その内容につきましては2点ございまして、1つが年齢15歳未満の年少扶養親族に係る扶養控除が廃止されております。2つ目は特定扶養控除のうち、年齢16歳以上19歳未満の者にかかわる扶養控除の上乗せ部分120千円を廃止し、扶養控除の額が330千円となっております。また、子

ども手当や高校の実質無償化等の給付について所要の法整備が行われ、個人住民税を課さないこととされ、地方税の滞納処分による差し押さえも禁止されたところでございます。現行の所得控除制度につきましては、高所得者に有利な制度となっていることから、今回の改正で所得控除から低所得者に手厚い手当と制度が改正されているところでございます。

この扶養控除等の適用時期につきましては、ここにありますように、平成24年度分からということで、平成23年中の収入から適用されることとなっております。

36ページにお戻りいただきたいと思いますが、今回、この改正によりまして、新たに 5 項目の規定が追加されております。その分が第36条の3 の2 の第1 項、同じく第2 項、それから、第3 項、第4 項、それから、37ページの第5 項でございます。

それでは、43ページをごらんいただきたいと思います。

先ほどの年少扶養控除の廃止に伴う扶養情報の把握の方法についても、今回新たに規定されておりますので、内容について申し上げます。

年少扶養控除の廃止に伴い、所得税においては年少扶養親族に関する情報を収集する必要がなくなることになりますが、個人住民税につきましては個人住民税の独自の仕組みとして非課税限度額制度が設けられており、この非課税限度額の安定基準の算定に扶養親族の数が用いられているため、引き続き年少扶養親族も含めた扶養親族の情報を把握する必要があります。これがこの43ページの内容でございます。

それから、次に44ページですが、地方たばこ税の税率の引き上げということで、たばこ税については、国民の健康の観点からたばこの消費を抑制するため、将来に向かって税率を引き上げていく必要があることから、1,000本につき3,298円から4,618円に改正するものであります。実質1,320円の引き上げとなっております。

40ページのほうに附則第16条の2ということで掲げてありますが、たばこの税率の特例に関する規定ということでございますが、3級品同等の紙巻きたばこということで、これはいわゆるわかばとか、エコー、しんせい、ゴールデンバットなど6銘柄ございますが、これにかかわるたばこ税率を1,000本につき1,560円から2,190円に改正するものであります。実質、これは626円の引き上げとなっております。いずれの引き上げにつきましても、本年10月1日からの適用と施行ということになっております。

それから、このたばこ税率の引き上げに伴いまして、手持ち品課税が行われることになっております。手持ち品課税とは、たばこの小売販売業者、卸売販売業者、特定販売業者または製造者、いわゆる小売販売業者等が平成22年10月1日午前0時現在において2万本以上のたばこを販売のために所持する場合に、小売販売業者等に対し、その所持するたばこについて税率の引き上げ分に相当するたばこ税を課税するというものであります。鹿島市で今想定されているこの業者等でございますが、103件程度把握をいたしております。

それから、次の最後になりますが、46ページ、これも40ページのほうの附則のほうに第19

条の3は、非課税口座内上場株式等の譲渡に係る市民税の所得計算の特例に関する規定でありますが、この46ページの資料で説明をいたします。

平成24年から実施されます上場株式等にかかわる税率の20%本則税率化に合わせまして、 非課税口座内の少額上場株式等の配当所得及び譲渡所得等の非課税措置が創設されるもので あります。この少額上場株式等にかかわる非課税措置でございますが、これは金融取得課税 の一体化の取り組みの中での個人の株式市場への参加を促進する観点から実施されるもので ございます。

この非課税口座というのは、ここにもありますように、平成24年から平成26年までの間に 金融商品取引業者等の営業所の長を経由して税務署長に届け出た口座を非課税口座というも のでございます。それで、これがいろいろ規制がございまして、非課税口座を開設できるの は、1人につき1年1口座、また、当該課税口座で受け入れることができる上場株式等は取 得価格ベースで1,000千円以内に限られるという規定がございます。

以上が今回の改正の内容でございます。

以上で説明を終わりますが、よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

〇議長(橋爪 敏君)

質疑に入ります。質疑ありませんか。14番松尾征子君。

〇14番(松尾征子君)

ただいま御説明いただきました件で質問していきたいと思いますが、特に今回は、今大きな話題となってきました子ども手当の支給が大きな要因になってきていると思います。

今、特に子育て世代というのは非常に所得が低い状況、それから、所得が低いだけじゃなくて、仕事がないとか、安定した雇用じゃないというような中で、非常に大変な事態がある。そういう中で、やはり子ども手当の支給というのは皆さんに大きな喜びを与えたわけですが、その一方では、その財源のあり方、それに対して鹿島地域でもそうでしたが、テレビなんか見ておりますと、後にツケを回すようなのじゃだめだとか、いろんな問題点も指摘されました。ただ、今回ここにありますように、結局、財源の問題が一番大きな問題だと思いますが、財源についてちゃんとした、国民が納得いくような財源だったら喜びの一本でいったと思いますが、ここにもありますように、一部扶養控除だとか、そういうものの廃止とか、そういうことが大きな問題になって、やっぱりいろんなことが出てきていると思います。

ただ、やっぱり皆さん方、私ももちろんそうですが、そういう今まで思わないような収入が入るということがいかにすばらしいことかと。これは要らんことかもわかりませんが、私は支給の日に驚きました。子ども手当が出された日。こんなに活性化するかと思ったのは、あるスーパーに買い物に行きましたら、いつもは見られないような光景を、もうびっくりするような光景を見ました。小さな子供を3人、4人連れた若いお母さんが、スーパーの中をうようよと言っていいくらいです。それにめったにスーパーで赤ちゃんの声を聞いたり、母

ちゃん、母ちゃんと泣く声を聞かないようなそこで、本当、最初うちの主人と「何のあった とやろうか、きょうは。子供の健診でんあったとやろうか。うんにゃ、そがんじゃなか」と 言いよったら、その日は子ども手当の支給日ですよね。こんなに一転するというような状況 を見て、やっぱり皆さんが少しでも財政的に豊かになればいいんだなという感を受けたんで すがね。そういう状況がありました。

特に私は、この子ども手当については、今回は手当が支給されないほかの世帯への負担というのは盛り込まれていないということで、まだしもよかったなと思いますが、しかし、これは行く行く考えられていたのは、配偶者控除だとか、成年扶養控除といいますかね、そういうのも考えられていたわけで、今回はそれがとりあえず中止になっているということで何とかよかったと思いますが、今回、制度として入れられたことで心配をすることがあります。

それはありましたように、扶養控除ですね。支給される御家庭だけだとはいいましても、 扶養控除が廃止になるわけでね。扶養控除が廃止になることで、ほかのいろんな税に対する 影響が出てくる。それから、税だけじゃないですね。例えば、保育料なんかでもそうだと思 いますがね。そういう心配があるわけですよ。だから、恐らくその影響というのは数多いも のがあると思いますが、大体どういうことが考えられるのか。影響、この扶養控除が廃止さ れることによってですね。そのことについてお尋ねをします。

〇議長(橋爪 敏君)

中村税務課長。

〇税務課長 (中村和典君)

松尾議員にお答えをいたします。

先ほど説明で申し上げましたように、今回の扶養控除制度につきましては、現行の高所得者に有利な控除制度から低所得者に手厚い手当ということで、手当のほうにシフト化されております。そういったことで、鹿島市独自での試算ではございませんが、ある研究所で試算されたデータがありますので、御紹介を申し上げたいと思います。

まず、家計への影響額の試算ということでございますが、中学生以下の子供3人の世帯で2013年に年額350千円から520千円程度が手取りが増額されるということで試算をされております。これは26千円満額支給の場合でございます。

それから、今2つ目に御指摘がありましたように、控除見直しなどによる税金の増収、これは国のほうでは約1兆円程度ということで言われておりますが、まだ鹿島市の分については具体的な試算をいたしておりません。

それから、1つ例として申し上げますと、先ほどに関連をいたしますが、3歳から小学校卒業の子供1人を持つ専業主婦の世帯で年収が5,000千円と想定をした場合に、現行の子ども手当がどれくらいの影響があるかということでございますが、現行のこの児童手当については当然廃止をされるわけでございますが、子ども手当が全額支給されたということで試算

をいたしますと、所得税と住民税の扶養控除廃止に伴う増税額を考慮いたしますと、197,900 円がふえるという計算でございます。これは今回、半額の支給でございますので、半額見て も、約98千円超ぐらいの増になるということで見込んでおります。

以上でございます。

〇議長(橋爪 敏君)

14番松尾征子君。

〇14番(松尾征子君)

ただいま詳しく御説明いただきましたが、例えば、鹿島市では計算されていないけど、国では1兆円の増税ということ。ということは、鹿島においてもその影響がないとは言えないわけですね。特に先ほど5,000千円の年収——5,000千円の年収とは大きいですね——のところで満額あっても190千円ふえるということですからね。これは月に10千円強の増額ということになるわけですね。こういうことになりますと、子ども手当が何なのかということになると思いますがね。そういう今回の矛盾というのがあるわけですね。

それからもう1つ、先ほど私もちょっと言いましたが、保育料なんかにもその影響は出る と思いますが、保育料はどうなんですか。担当は向こうですかね。

〇議長(橋爪 敏君)

橋村福祉事務所長。

〇福祉事務所長(橋村 勉君)

お答えします。

保育料の算定につきましては、所得税をベースに料金が決まっておりますので、少なくとも影響は出るかと思います。ただ、その分についてですけれども、まだはっきりとはわかりませんけれども、国のほうでは子ども手当に関連して見直しの方向で検討をしているという情報のみは入ってきております。

以上です。

〇議長(橋爪 敏君)

14番松尾征子君。

〇14番(松尾征子君)

ただいま見直しの方向で検討されているということですが、見直しもいろいろありますが、 具体的にどういう方向なんですか。

〇議長(橋爪 敏君)

橋村福祉事務所長。

〇福祉事務所長(橋村 勉君)

お答えします。

今の段階では、そういった具体的な部分がはっきりとわかりませんので、ここではどうの

こうのということが言えませんので、済みませんけど、よろしくお願いします。

〇議長(橋爪 敏君)

14番松尾征子君。

〇14番(松尾征子君)

今、いろんな形での影響が出ることが心配をされるわけですが、例えば、保育料だけ見て も、子ども手当を満額もらったにしても、その影響が出てくるというようなこと。それから、 これは直接の影響じゃなかったにしても、例えば、最近では給食費等の操作とかという、い ろんなものも聞かれておりますが、そういうことになりますと、子ども手当がどうなったの かなというような、そういう心配もするわけですね。

ここで子ども手当を論ずるところではありませんが、そういう矛盾がいろいろ吹き出してくるということで、結局これが施行されて進んでいく中で、逆にそういう支出をしなくちゃならないものにしわ寄せが来る状況が、先ほどありましたが、例えば、保育料だけならいいですが、税金にしても、ほかにも所得税なんかに絡んで出さなくちゃいけないものがふえてくるわけでしょう。二十数項目ぐらいあるというようなことを聞いていますがね。そういうことになりますと大変な事態になるわけですが、例えば、そのことが要因となって、財政的にかえって家庭に負担が来るようなことがあった場合の対応といいますかね、市としての独自の対応が必要になることがあるんじゃないかなと、私は非常に心配をし過ぎなんでしょうかね。だから、私はぜひそういうことがないように、その実態の調査というんですかね、その辺をやっぱり今後しっかりと、お金をやったらよかったばいということじゃなくて、いろんな形での調査とか、皆さんの声を十分に聞くというような、そういう対応をぜひしていただきいと思いますがね。そうしていかないと、本当もらったときはいいわけですが、何だったんだろうということになるわけですがね。

この子ども手当にしても、今後どうなるかはまだ浮動ですね。今、一番中心の政府のほう も揺れ動いておりますので、浮動だし、出るという保障もないし、満額になるという保障も 十分にはないと思いますしね。そういう状況ですが、一番心配なのは、私が今もろもろ申し ましたようなことがありますので、今後、そういう具体的な状況収集というのを十分しなが ら、この対応を進めていただきたいということをお願いして、終わりたいと思います。

〇議長(橋爪 敏君)

ほかにございませんか。12番谷口良隆君。

〇12番(谷口良隆君)

たばこ税率の引き上げに関して質問いたします。

私自身が喫煙家でございますが、今般の1本当たり3.5円、価格上昇としては5円程度に 多分なるだろうというふうに、これもいろんな情報で流れてはおりますが、今回のたばこ税 率の値上げによって、当市は多分、当年度予算では税収として210,000千円程度が計上され ていると思うんですけど、違っていましたかね。額面的にどの程度影響するのか。これだけ 大幅な値上げになりますと、前回の値上げのときも喫煙者が減ったというようなこともござ いますが、この際、喫煙をやめようという方も相当出てくるかと思いますけど、出入りがど ういうふうになるのか、そこら辺はどういうふうに推計されておりますか。

〇議長(橋爪 敏君)

中村税務課長。

〇税務課長 (中村和典君)

それでは、谷口議員のほうにお答えをいたします。

まず、今回のたばこ税率の引き上げによる鹿島市の影響度がどれくらいあるのかということでございますが、本年度当初予算の編成に当たって、こういった情報がございましたので、 一応内容的にはそういったものを見込んで計上をいたしたつもりでございます。

まず、ちょっと概要を申し上げますと、平成21年度のたばこ税の鹿島市の予算額は195,000 千円、それから、本年度、平成22年度の当初予算額が180,000千円ということで、ここで前 年度と比較いたしまして15,000千円の減額をいたしております。これを率に置き直しますと、 減率で7.7%の減少ということで見込んでおります。

それから、国のほうの状況を、いろいろ資料等取り寄せて分析をいたしました結果、国のほうでは、今回の引き上げによる改正でマイナス5.2%ということで見込んでおります。これより鹿島市の分がまた2%強上回っておりますので、最終的には本年度当初見込んだ180,000千円ですか、180,000千円の予算額で推移をしていくんじゃなかろうかということで今のところ見込んでおります。

以上でございます。

〇議長(橋爪 敏君)

12番谷口良隆君。

〇12番(谷口良隆君)

喫煙の是非論をすれば、今日、たばこのみは非常に肩身の狭い世の中になっておりまして、その是非論からはこの際避けて通りたいと思いますが、このたばこ税はこれだけは絶対滞納のない、着実な税収なわけですね。たばこのみは、健康上からは悪人扱いされておるのかもわかりませんが、極めて常識的な善人もたくさんおられるわけです。いろんな各地に出張その他で訪れてみても、役所でもいろんな喫煙所に対する対応は全くまちまちです。敷地内ではのめないというところもありますし、敷地内ではあっても屋根もついていない、屋外にスタンド式の灰皿が無造作に置かれて、雨が降ったら、その雨がそのままたまっているというような、非常に環境上よろしくないようなところで喫煙をせざるを得ないというようなところもありますし、ちゃんと室内に、来客への対応も考慮されてのことでしょうけれども、除煙装置をちゃんとつけて部屋も整備をされているというようなところまでいろいろございま

す。

そういった点で、当市の場合は平均的なところかどうかわかりはしませんけど、実際上、 それぞれ議会のエリアのところも一緒です。各職員の皆さん方の喫煙についてもそうだと思 いますけど、ベランダをまたいで外に、要するに室外へ出て喫煙をしているというのが実態 です。あるいはまた、玄関前の市民会館との合い中に10人ぐらいはのめそうな喫煙所も設け てはありますが、もっぱらこの庁内ということ、要するに建物内といえば、今言うように、 金のかからない方法かもわかりませんが、危険性もありますよね。今まで、総務課長、庁舎 管理上、たばこで外に出よって、窓越しに出るわけですから、多分50センチか、60センチあ るでしょう、ひざぐらいまでですね。あれをまたがって外に出ておるんですけど、市役所の 職員さんは定年が60歳ですから、高齢者はおられないにしても、市役所というところは不特 定多数の方がお見えになるところですよね。そういった点で、雨降りなどは滑るおそれもあ りますし、危険性の問題、それから、やっぱり環境上の問題、やっぱりたばこのみも紳士的 な喫煙をしたいんですよね。何か阻害されたような、たばこをのむときは場所に出ざるを得 ないというようなことでございまして、やっぱり庁内の一定の雰囲気を維持するという観点 からも、もう少し庁舎の中に喫煙所をちゃんとしたものを設けて、何といいますか、疎外感 のもとに喫煙をせざるを得ないというような空気でないような形で整備をしていただくわけ にいかないのか。まじめな納税者が来庁されます。まじめな納税する議会も6人程度たばこ をのんでいますが、40%程度が喫煙をする人間ですけど、皆さんまじめな紳士です。そうい う思いをしなくて済むように、そういった点でも、値上げすっとは淡々と法律に基づいて値 上げをされますけれども、それに伴う一定のバック、サービスといいますかね、そういうも のもあってもいいんじゃないかと思います。恐らく健康を所掌される部署、あるいは今の国 の方針からすれば、たばこの税金を上げて、税収を上げようという発想じゃなくて、ここに 趣旨を書いてあるように、たばこ消費を抑制するところに目的を置かれていますから、徹底 的に撲滅をしてゼロに持っていくというところにねらいがあるのかもわかりませんけど、法 律で喫煙を禁止するということにはなっていないわけであって、やっぱりそれを認めておる 以上は、喫煙者も非喫煙者も環境上対等の立場に立てるような、そういうふうな一つの仕掛 けというのも考えていくべきだろうというふうに考えておるところでございまして、禁止さ れれば一切撤去していただいて結構ですが、それまでの間というのはしかるべき整備等の必 要性等も非常に痛感する一つのチャンスでもあると思います。これは喫煙者からの要望ばか りじゃなくて、非喫煙者からもそういう要望がありはせんでしょうか。レディーの前で窓を またいで外に出てたばこをのんで、雨降りはめがねが濡れたものをふきふき職場に戻ってお るというようなことですよ、実際がね。

そういった点でのもう少し配慮といいますかね、方向性ぐらいは持っていただければと思います。いろいろまちまちです。それぞれの官公庁によってまちまちではございますが、吸

われんごとはしとらんけんがよかたいえというような、そういう見方じゃなくて、喫煙を可とする庁舎であれば、可とできる紳士的な喫煙所を設けると。そういうことなどについても、この際ひとつ検討をしていただければという御要望を申し上げたいと思いますが、庁舎を管理する総務課長なり、総務部長、所見ありますか。

〇議長(橋爪 敏君)

北村総務部長。

〇総務部長(北村和博君)

お答えをいたします。

昨今は受動喫煙防止法という法律が施行されておりまして、たばこ愛好者につきましては、 肩身の狭い思いをされているのは確かではないかというふうに思っています。

今、谷口議員からありましたように、庁内にたばこの喫煙室を設けてはどうかというような御質問でございますけど、現在、他市の状況、国内の動きを見ましても、庁舎内、施設内におきます喫煙は健康上の面から好ましくないというような指導もあっておりまして、鹿島市におきましては、この庁舎内で喫煙、建物内におきましては喫煙コーナーを設けるというようなことは考えておりません。

現在、今、谷口議員からもありましたように、場所を限定した形で屋根がないところ、屋外に対して喫煙コーナーを設けておりますけど、この喫煙の箇所についても少し減少という、減らしたいというような気持ちを私自身は持っております。これは先ほど言いましたように、受動喫煙防止法の観点からいいますと、40メートルは影響があるというデータが出ておりまして、40メートル以内におられる方に不快感を与えるというようなことも聞いておりますので、私個人といたしましては、今の現在のたばこの喫煙場所ももう少し減らせないかというふうな考えを持っておるところでございます。

〇議長(橋爪 敏君)

何か質問ありますか。12番谷口良隆君。

〇12番(谷口良隆君)

そういうお答えのほうがしやすいと思います、今の社会の空気からすればね。恐らく立場 入れかわれば、そういう答弁をどなたもするのかもわかりません、それが正解ですから。それが正解だろうけれども、実際上のたばこの習慣性というのは、お酒とかというものとは違いますね。そういうふうなことがあるわけで、ならばやめていただければいいじゃないかと、これまた正解になるんですけど。そこら辺の実際上のたばこの喫煙の実態、こういうものを考えた上で物を考えないと、こうあるべきだろう論から入れば、今の私が申し上げておるような議論は抹殺ですよ。だから、このまま今のような総務部長の見解だったら、私、質問せんがましやったというごたっ話でね。かえって不都合をふやしてもらうというようなことになるだけであって、そこはやっぱり少し実態論とあわせて、現実論とあわせて物を柔軟に考 えていただくべきことではないかなと、私はそういうふうな実感を持って考えております。

今、答弁に立たれた北村総務部長は、多分へビースモーカーの一人であったと思いますが、 今は喫煙されているかどうかわかりませんけれども、非喫煙者からすれば、その論理が通り ます。しかし、4割の喫煙者からすれば、極めて反感を持ちたいような感じを持ちますよ。 だから、のむ人とのまない人とかいるんですから、現実に。のまない人の今の空気がそうい うふうな空気ができておりますので、非常に小さくなりつつ喫煙者としての要望を今申し上 げておるというようなことは十分ひとつ認識をされて、対応をしていただくようにお願いを 申し上げておきたいと思います。

ここで多数決をとれば、喫煙者が負けますので、多数決はとってほしくないと、このこと だけは申し上げて、質問を終わります。

〇議長(橋爪 敏君)

北村総務部長。

〇総務部長(北村和博君)

私、先ほど受動喫煙防止法と申し上げましたけど、正確に言いますと、健康増進法の関係で影響があるということで、喫煙場所については今特定をされている状況ということになっています。

今回、私どもが実施しているたばこの喫煙場所につきましては、たばこを吸う職員からの 意見を参考にしながら、現在の場所でたばこを吸うようにということで指導をしているとい うこともあわせて御答弁いたしたいと思います。

〇議長(橋爪 敏君)

12番谷口良隆君。

〇12番(谷口良隆君)

個人の嗜好をめぐって、ここで議論するのはおかしいわけですけど、喫煙をする側としては、やっぱり今の、これは鹿島市役所の庁内の扱いの問題は別にして、非常に疎外感が空気として強い中で喫煙をしておると。それはそれ相当に昔の喫煙マナーからすれば、格段とよくなっていると思いますよ。昔は駅舎に行ったって、ホームにもうまんごろ、ごろごろ転んでおっておかしくなかったですね。ああいうふうな状態からこれだけ環境にも喫煙者が配慮をして、喫煙を非喫煙者に容認をしていただくというような、そういう努力もやっておりますし、納税はする意思があっても、なかっても、それだけお金を出さないと買えないですから。当然、黙って納税はやることになりはしますけど、そういう喫煙者の今日持っている気持ちというのも十分考えて対応していただきたいと思います。少なくとも市役所では紳士的な喫煙をしたいと、私はそういうふうに考えての質問です。

終わります。

〇議長(橋爪 敏君)

ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(橋爪 敏君)

質疑終わります。

討論に入ります。14番松尾征子君。

〇14番(松尾征子君)

ただいま審議されました件について討論を行いたいと思いますが、非常に悩んだ議案でした。今回の子ども手当の財源が年少扶養控除の廃止や特定扶養控除の上乗せの廃止によるものであるわけです。子ども手当が支給される家庭のみという扶養控除の廃止ですが、これがその後、増税や保育料などの負担増になるということ、これは今審議の中で執行部の答弁の中でも明らかになりました。

例えば、鹿島市独自では計算されていないけど、国の試算では1兆円の増税が見込まれるということですね。さらには、具体的には3歳から小学校までぐらいの子供が1人いる家庭で専業主婦の家庭、年収5,000千円のところで年に190千円の増税というようなことが、これも執行部のほうから言われております。それから、保育料についてもまさに問題があるような答弁がなされております。こういうことは絶対に私は許されるものではないと思います。

今、民主党としてもどうなるかわからないというような中で、特に子ども手当の件については、全国的にも子ども手当をもらう人、もらわない人を含めて、いろんな論議がされているところですが、私は今の状況の中で子ども手当そのものを単純に考えますと、本当に制度としてはいいことだと思いますが、ただ、財源のあり方が大きな問題ということで、今後はちゃんとした財源裏づけがされて、子ども手当を皆さん本当に喜んでいただけるような支給がされることを望むものです。

そういうことで反対ですが、もう1点、私は発言をしておきたいのは、非課税口座内の少額上場株式等の配当所得及び譲渡所得等の非課税措置の創設という問題ですね。これもどうなのかなと私はもう本当に思いますが、私たちは、特に今の国の政治のあり方については、大企業優先の政治、アメリカべったりの政治云々ということでずっと物申しておりますが、特に今回の民主党の菅総理は消費税10%を打ち出しました。そして、その一方では法人税の引き下げを言っているわけですね。私は、この問題についてはまさに大金持ち、鹿島でこれだけ持っている方もいらっしゃりはすると思いますが、本質的にはそんなに影響があるものじゃないと思います。そういう面で、やっぱり今の政治のあり方というのが大きな問題になっておりますが、そういうのがもろにこういうところにも出てきているということを私は強く感じました。

私は、そういうことで、特に子ども手当と扶養控除の関係ですね、このことで今回はどう しても賛同できませんので、反対をしたいと思います。 以上です。

〇議長(橋爪 敏君)

ほかに討論ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(橋爪 敏君)

討論を終わります。

採決します。議案第28号 鹿島市税条例の一部を改正する条例については、これを提案の とおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

〇議長(橋爪 敏君)

起立多数であります。よって、議案第28号は提案のとおり可決されました。

日程第17 議案第29号

〇議長(橋爪 敏君)

次に、日程第17. 議案第29号 鹿島市休日こどもクリニック設置条例の一部を改正する条例についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。栗林保険健康課長。

〇保険健康課長 (栗林雅彦君)

それでは、議案第29号 鹿島市休日こどもクリニック設置条例の一部を改正する条例についての御説明を申し上げます。

議案書の41ページでございます。それから42ページ、それから、鹿島市議会定例会議案説 明資料の47ページを使って説明させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

今回の提案理由でございますが、平成22年度の診療報酬の改定に伴い、条文を整備する必要がございましたので、この提案をするものでございます。

この診療報酬につきましては、全く今回こどもクリニックの診療報酬を上げるとか、下げるとかという部分ではございません。別のところでの改正がなされましたので、条文の整備が必要ということで整備をさせていただくということでございます。

改正する内容につきましては、説明資料のほう、47ページを見ていただけますでしょうか。この新旧対照表のほうで説明させていただきます。旧のほうでございますが、「診療報酬の算定方法(平成18年厚生労働省告示第92号)」というふうに、ここに年度その他が入っております。これが数年に1回改正されていきますために、こういった関係ないものまで全部条文の整備をしていくということになりますので、他市の状況を勘案いたしまして、「健康保険法(大正11年法律第70号)第76条第2項(同法第149条において準用する場合を含む。)の規定に基づき、厚生労働大臣が定める算定方法により算定した額とする。」というふうに改めますと、関係ない改正がなされましても条文の整備が必要ございませんし、他市

もこういった形での条文にしているということでございますので、他市と同じように、診療 報酬を厚生労働大臣が定める算定方法により算定した額とするとし、条文の整備を行うもの でございます。

以上で説明を終わりますが、御審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

〇議長(橋爪 敏君)

質疑に入ります。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(橋爪 敏君)

質疑を終わります。

討論に入ります。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(橋爪 敏君)

討論を終わります。

採決します。議案第29号 鹿島市休日こどもクリニック設置条例の一部を改正する条例については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

〇議長(橋爪 敏君)

起立全員であります。よって、議案第29号は提案のとおり可決されました。

ここで10分程度休憩します。午後3時10分から再開をいたします。

午後2時58分 休憩

午後3時10分 再開

〇議長(橋爪 敏君)

休憩前に引き続き会議を開き、議案審議を続けます。

日程第18 議案第30号

〇議長(橋爪 敏君)

次に、日程第18. 議案第30号 平成22年度鹿島市一般会計補正予算(第1号)についての 審議に入ります。

当局の説明を求めます。迎財政課長。

〇財政課長(迎 和泉君)

それでは御説明いたしますが、補正予算書と議案説明資料に基づき説明をいたしますので、 お手元に準備をしてくださるようお願いをいたします。

議案書は43ページとなっております。

議案第30号 平成22年度鹿島市一般会計補正予算 (第1号) について御説明を申し上げます。

それでは、お手元の補正予算書(第1号)をごらんください。

1ページをお開きください。

今回の補正は、予算の総額に231,282千円を追加し、補正後の総額を11,948,282千円といたすものでございます。

今年度当初予算は、市長の改選期に当たりましたので、いわゆる骨格予算として編成をいたしております。今回の補正予算では、新規事業や投資事業など政策的経費を加え、肉づけ予算として提案をいたすものでございます。

2ページをお開きください。

2ページから7ページまでは、今回の補正の集計表でございます。説明は省略をさせていただきたいと思います。

8ページをお開きください。

債務負担行為の補正調書でございます。追加分は、今年度、農業者の経営安定に資するため、新たに鹿島市農業経営改善特別資金利子補給を実施することにより、平成23年度から27年度の5カ年間にわたり債務が発生をいたします。そのために今回、債務負担行為の補正をお願いいたすものでございます。

9ページをごらんください。

地方債、市債の補正でございます。今回の補正は、防災基盤整備事業の6,400千円及び急 傾斜地崩壊防止事業の2,000千円、計8,400千円の増額補正をいたしております。

11ページ、12ページは、今回の補正の集計表でございます。

12ページをお開きください。

それでは、歳入について主なものを御説明いたします。

9款1項1目.地方交付税は、当初肉づけ予算の財源として留保いたしておりました。その分を今回126,000千円増額いたしております。

13ページをお開きください。

土木費分担金は、急傾斜地崩壊防止事業分担金を1,999千円の増額といたしております。

14ページの国庫補助金は、右の説明欄に記載をしておりますように、循環型社会形成推進 交付金、地域住宅交付金、無線システム普及支援事業等補助金で、総額4,613千円を増額い たしております。

15ページをお開きください。

教育委託金は、国からの委託事業の増減によりまして、相殺をいたしまして221千円の減額となっております。

16ページの14款2項. 県補助金は、総額69,923千円の増額となっております。その中で、5目. 商工費県補助金は、緊急雇用創出あるいは重点分野雇用創出の2事業で49,586千円と大きな増額となっております。

17ページをお開きください。

教育費委託費は193千円の増額を行っております。

18ページの基金繰入金は、ふるさと創生基金から2,000千円、地域福祉基金から9,500千円、 計11,500千円を増額いたしております。

19ページをお開きください。

農林水産業費受託事業収入は、戸別所得補償制度導入推進事業収入を800千円計上いたしております。

20ページの雑入は8,075千円を補正いたしております。内容につきましては、右の説明の記載のとおりでございます。

21ページをお開きください。

市債につきましては、土木債を2,000千円、消防債を6,400千円、計8,400千円を増額いた しております。

歳出につきましては、別冊の議案説明資料で御説明を申し上げます。

議案説明資料の48ページをお開きください。

48ページから50ページまでは、今回補正の増減比較表でございます。説明は省略をさせていただきたいと思います。

51ページをお開きください。

51ページから53ページまでは歳入の概要となっておりますが、先ほど予算書で御説明をいたしましたので、説明は省略をさせていただきます。

次、54ページをお開きください。

ここからが歳出の補正の概要となります。予算説明の冒頭でも御説明をいたしましたが、 22年度の当初予算は市長の改選期に当たるため、いわゆる骨格予算で編成をいたしておりま した。今回の補正では新規事業や投資事業など、政策的な経費を加え、肉づけ予算として提 案をいたしております。今回、補正予算で計上した事業が非常に多くなっておりますので、 新規事業や投資の事業、または特徴的事業に絞って御説明をさせていただきたいと思います。

まず、一番上の廃止路線代替バス運行事業及び次の生活交通路線維持費補助金は、当初予算では費目存置をしておりましたが、今回それぞれに12,515千円、それから12,157千円をそれぞれ増額いたしておるところでございます。

次の肥前鹿島駅及び駅前整備事業は、新規事業として鹿島駅及び鹿島駅前の整備の基本計画策定の経費として、今回新たに4,000千円を計上いたしております。優先的な課題対応プロジェクト事業は、樋口市長の指示を受けまして、優先的な課題の研究、検討を行うプロジェクトチームができておりますが、その経費として500千円を今回新たに計上をいたしております。

コミュニティ助成事業は、宝くじの益金利用の事業でございまして、今回事業採択の決定

がございましたので、高津原のテント購入、土井丸の鉦浮立の道具、それから母ケ浦の面浮 立道具の購入に充てるため5,600千円を計上いたしております。

1 つ飛びますが、ブロードバンド利用環境整備事業は地デジ化に伴う自主共聴設備改修補助として1,543千円を計上いたしております。

55ページの防災基盤整備事業は、小型動力ポンプ積載車及び小型動力ポンプの購入のため 7,199千円の増額を行っておるところでございます。

次の庁舎管理事業は老朽化をしました市庁舎の空調ユニット――空調ユニットといいますのは冷暖房の設備でございますが、この改修のために設計委託料として10,200千円の増額を行っております。

次の地上デジタル波対応テレビ購入事業は、各課にまたがりますが、ここで1本で上げております。これは庁舎、学校、公民館等にありますテレビ71台を地上デジタル波対応テレビに交換するための経費として6,195千円を計上いたしております。

1つ飛びまして、家屋評価システム化事業は、評価システムの導入経費として2,500千円を計上いたしております。

次の地域共生ステーション推進事業は、新たに設置をされます託老所、ぬくもいホームの 事業補助として14,000千円を計上いたしております。

骨コツアップ事業は中高年女性を対象としまして、骨粗鬆症の検診の経費として552千円 を計上いたしております。

次の簡易水道施設整備事業は音成、山浦、大木庭、それから中川内の山下の4地区への事業補助として約1,621千円を増額いたしております。

56ページをお開きください。

農地制度実施円滑化事業は、農地法改正に伴います耕作放棄地の調査、あるいは有効利用 の指導のための経費として441千円を計上いたしております。

さがの米・麦・大豆競争力強化対策事業は、大豆コンバイン導入と農業用機械倉庫建設の 補助として7,532千円を増額いたしております。

次のイノシシ被害防止対策事業は、最近ふえておりますイノシシの対策として電気牧柵、 あるいはワイヤメッシュの設置や狩猟免許取得補助として9,340千を新たに計上いたしてお ります。

戸別所得補償制度導入推進事業は、水田協議会からの受託事業経費として810千円を計上いたしております。

次のさが畜産自給力強化対策事業は、畜産用機械導入補助として1,385千円を増額いたしております。

その次の口蹄疫対策事業は、皆さん御存じだと思いますが、宮崎県で発生をして畜産農家に大きな被害を与えている口蹄疫対策を、これも市長の特命といいますか、市長の指示を受

けまして実施する事業でございます。

事業内容としては、豚舎へのイノシシ進入防止対策として、電気牧柵やワイヤメッシュの設置補助、あるいはイノシシの捕獲奨励金の上乗せ、消毒資材の購入など、総額5,800千円を計上いたしております。先ほど御説明をいたしましたイノシシ被害防止対策とは別に、口蹄疫対策ということでこの事業は取り組む予定でございます。

57ページの老朽ため池等整備事業は、諸干ため池の漏水調査の経費として200千円を計上いたしております。

健康とゆとりの森整備事業は、駐車場の拡張事業の補助金として、今回1,000千円の増額 をいたしております。

次の国土保全機能維持管理森林整備事業は、国・県の補助対象とならない民有林の下刈り 等への補助金として1,999千円を増額いたしております。

緊急雇用創出事業及び重点分野雇用創出事業は、歳入のときも御説明をいたしましたが、 今回、当初予算で計上したものに加えまして、それぞれに44,440千円と5,146千円を増額補 正いたしまして、両事業で、全体で20の事業で新たに92名の雇用をいたすものでございます。 58ページをお開きください。

2つ目の急傾斜地崩壊防止事業は、本城地区の転石防護ネット工事費として8,099千円の 増額をいたしております。

次も新規事業でございますが、蟻尾公園駐車場整備事業は不足をしております駐車場を新たに整備する経費として3,000千円の計上をいたしております。

少し飛びますが、単独下水路事業は、浜新町下水路測量設計や排水路維持修繕工事等に 6,449千円を増額いたしております。

59ページの栄養教諭を中核とした食育推進事業及びコミュニティスクール推進事業は、国の委託事業を受け、それぞれ1,071千円と400千円をそれぞれに計上いたしておるところでございます。

少し飛びますが、通級指導教室整備事業は、学習障害等で支援を要する児童のための教室 改修経費として7,500千円を計上いたしております。対象としては浜小学校を予定いたして おります。

次のアスベスト対策事業は、新たに対象となったアスベスト使用が疑われる小学校の含有 分析調査経費として2,200千円を計上いたしております。対象としまして、これは小学校費 でございますので、明倫小学校、浅浦分校、それから音成分校を除くほかの6校で実施の予 定でございます。

次の能古見小学校配当事業は、森田幸様から能古見小学校への指定寄附をおいただきしま したので、その趣旨に沿いまして能古見小学校の図書購入費に充てるため、400千円の増額 補正を行っております。 60ページをお開きください。

確かな学力の育成に係る実践的調査研究事業は、教材開発や指導方法等の研究を行う経費 として368千円を計上いたしております。

それから、1つ飛びまして、通級指導教室整備事業は、先ほど小学校のほうで御説明をいたしました学習障害等で支援を要する生徒のための教室改修経費でございまして、この部分につきましては西部中学校で実施の予定でございます。

アスベスト対策事業も先ほど小学校で御説明をいたしました中学校関係の分でございまして、1,800千円を計上いたしております。

今回の補正予算の主な内容は以上でございます。

関連がございますので、61ページをごらんください。

6月補正後の市債の現在高調書でございます。一番下の合計欄の右から2番目に9,350,752 千円とございますが、この額が今回の補正後の一般会計における市債残高の見込み額でございます。

62ページをお開きください。

基金の状況を記載しておりますが、説明については省略をさせていただきたいと思います。 以上で説明を終わりますが、よろしく御審議いただきますようにお願い申し上げます。

〇議長(橋爪 敏君)

質疑に入ります。質疑ありませんか。1番松田義太君。

〇1番(松田義太君)

何点か御質問をしたいと思います。

まず、最初に、迎財政課長の説明の中で、当初骨格予算で編成をしておりましたものを肉づけ予算として今回予算を組まれていると思いますけれども、その中で地方交付税で126,000 千円、肉づけのために予算をつけられていると思いますが、まだ肉づけをできるために残されている予算というのはどのくらいあるんでしょうか。

〇議長(橋爪 敏君)

迎財政課長。

〇財政課長(迎 和泉君)

お答えをいたします。

実は当初予算の段階で御質問に答弁という形で出てきている数字というのが、はっきり確定ではございませんが、2億円弱程度ということで答弁があっていたかと思います。それで、今回、これはあくまでも一般財源ベースですね。それで、今回の事業を含めまして使用した分、後の新規で新たに出てきた分もございますので、あくまでも試算ということでお聞きいただきたいと思いますが、一般財源ベースで、あと74,000千円程度は可能だということで判断をしておるところでございます。

以上でございます。

〇議長(橋爪 敏君)

1番松田義太君。

〇1番(松田義太君)

試算として約74,000千円という形で今答弁をいただきましたけれども、今後また補正等で この肉づけをやられるというような形になるんでしょうか。

〇議長(橋爪 敏君)

迎財政課長。

〇財政課長(迎 和泉君)

今、議員おっしゃられるように、9月補正以降、そのような形で増額補正をしていくということになろうかと思います。

以上でございます。

〇議長(橋爪 敏君)

1番松田義太君。

〇1番(松田義太君)

それでは、次に主な補正事業のほうに移らせていただきたいと思います。

2点お伺いをしたいと思います。教育総務課の担当のほうでお伺いをしたいと思いますが、概要説明書の59ページのほうで、まず通級指導教室事業ということで予算が組まれていると思います。学校に関しましては、浜小学校、西部中学校という形で、教室の確保という形で両方7,500千円ずつ組まれておりますけれども、この通級事業というのはどういう内容になるでしょうか。

〇議長(橋爪 敏君)

谷口教育次長。

〇教育次長 (谷口秀男君)

お答えをいたします。

通級指導教室事業、これにつきましては資料にございますが、通級指導教室事業ということで、消耗品費と備品購入費、それで今言われた小学校と中学校にそれぞれ7,500千円ずつ工事請負費を計上させていただいております。消耗品につきましては、それに伴う消耗品を備えたいと。それから、備品につきましては、鹿島小、浜小、西部中ですけれども、キャビネットとかソファーとかパーテーションとか、児童用のパソコンを購入する予定でございます。

それで、通級指導教室とはどういうものなのかという御質問でございますが、現在、鹿島小学校に2学級、言葉の教室も設けています。それとは別で、例えばLDとかADHD、御存じと思いますけれども、そういう児童・生徒を対象に、いわゆる学びの教室を新たに、今

言いました3校開設するものでございます。これは本校に籍を置いておって、基本的に1対1で、例えば加配の先生が対応するという、きめ細かい事業になっております。そういうことで通級指導教室を7,500千円ずつ、それぞれ工事費を計上いたしております。これにつきましては、具体的にプレールームとか学習室を設けますけれども、それに伴う間仕切りの設置とか空調とか、いろんなそういうものの工事請負費ということで計上いたしております。以上でございます。

〇議長(橋爪 敏君)

1番松田義太君。

〇1番(松田義太君)

少し内容がわからない部分がありましたので、再質問させていただきますけれども、軽度 の発達障害のお子さんを対象にやられる事業であるというふうな理解でいいのかということ でよろしいでしょうか。

〇議長(橋爪 敏君)

谷口教育次長。

〇教育次長 (谷口秀男君)

お答えします。

学校に籍を置きながら、その対象の方が時間調整しながら通っていただくわけです。そういうことで、先ほど言いましたLDとかADHDですけれども、表現としましては軽度というのが適当かわかりませんが、そういうものだと理解しています。

以上でございます。

〇議長(橋爪 敏君)

小野原教育長。

〇教育長 (小野原利幸君)

軽度の発達障害という意味ですね、これが、明らかな知的障害を伴わない発達障害の総称として、教育の領域で使用される言葉が軽度発達障害ということになります。今、次長から言いましたけれども、大きく3つありまして、1つはADHDというものです。それから、2つ目が高機能自閉症、3つ目がLDと。

少し英語が並びますので、ちょっと補足をいたしますと、ADHDというのは具体的に言えば、例えば席に着けない。あるいは5分もすると別の行動をするといいますか、終始動き回る、こういう状態の子供を指します。それから、高機能自閉症というのは、これは友達との関係形成が非常に難しいとか、あるいは非常に狭いエリアにこだわりを持つとか、こういうふうな子供たちを指します。それから、LDというのは、これは言葉のとおり学習障害ですけれども、俗に勉強がどうということじゃなくて、例えば計算はできるけれども、図形が全く苦手だとか、あるいは文は理解するけれども、漢字がちょっと読めないとか、要するに

個人内の能力のバランスがちょっと崩れているといいますかか、著しいと、こういったよう な症状を指すわけです。

以上です。

〇議長(橋爪 敏君)

1番松田義太君。

〇1番(松田義太君)

今回、答弁でもありましたけれども、教室を確保されて運営をされていくということであったと思いますが、この場合、教室の確保をされて、そこで先生のほうも確保をするような形になっているのか、今のままの状況下で運営をされていかれるのかをお伺いしたいと思います。

〇議長(橋爪 敏君)

小野原教育長。

〇教育長 (小野原利幸君)

通級教室というのは、今さっきありましたように、鹿島小に今2つ、言語教室というものがあります。これはいわゆる加配措置ですね、プラスアルファの先生。だけど、今回の鹿島小一ハード面の改修は鹿島小はちょっと必要ありませんので、鹿島小と浜小と西部中、この3校については先生がプラス1になっているという状況であります。

〇議長(橋爪 敏君)

1番松田義太君。

〇1番(松田義太君)

鹿島小学校については、私の子供も通っておりまして、同じような形で同級生の方もいらっしゃいますので、内容については把握をしているつもりでありますけれども、今回、こういう形で浜小学校、西部中学校に配置をされるということであるときに、個々の先生方の連携、子供たちへの対応というものに関して、私は十分に配慮をしていただきたいなと思います。教室が確保できて、体制も整って、その上で子供たちのために内容等の充実をお願いしたいと思いますが、どうでしょうか。

〇議長(橋爪 敏君)

小野原教育長。

〇教育長 (小野原利幸君)

設置の形態というのが4通りあるんですね。1つは、要するにこの通級する生徒は、通常は普通学級におるわけですよね。だから、そこからこの教室に通うから通級教室というのを設けられている。つまり、同じ学校の中に設置されているというのが1つあります。それから、同一市町村内の別の学校に設置されているというのが2つ目あります。3つ目は、他の市町村に設置されているというのが3つ目です。もう1つは、いわゆる養護学校等の専門的

なところがありますね。そういう4つの形態があります。

うちの場合は、1と2のケースに当たろうかと思います。つまり、例えば鹿島小学校の子供は同じ屋根の下である鹿島小学校に通えますけれども、北鹿島とか能古見の子なんかは鹿島小学校にやっぱり行ってもらわんばいかん。その場合は保護者の方に引率をしてもらって、いわゆる通級です。浜小は、例えば古枝とか七浦あたりはフォローできるだろうということで、あそこに今回1つつくったということ。中学校は発達段階がありますから、東部中のほうでもフォローできるんじゃなかろうかと。したがって、同じ学校内、または同一市町村内に設置をしているという状況であります。

それから、先生方の連携ですけれども、これはまず該当の児童・生徒が非常に判断が難しいんですよね。正確に医師の判断が専門的な見解が得られるものと、なかなかそうでないものがあるわけですね。そうでないものの部分について、先生方がやっぱり一番子供たちの実態をよく御存じですので、当然、例えば担任の先生が一緒に引率されることもあるし、保護者がそこに行っていただいたく場合もありますので、連携というのはもうスタートの時点から欠かせないものがありますし、動き出しても当然そのことは利用されていくものというふうに思います。

〇議長(橋爪 敏君)

1番松田義太君。

〇1番(松田義太君)

それでは、もう1つの質問をさせていただきたいと思います。

これも教育総務課のほうなんですけれども、新規にコミュニティスクール推進事業ということで400千円の補正が組まれていると思います。事業の概要等につきましては、学校、家庭、地域が一体となって児童を育成する制度のあり方の研究を行うということで、事業の概要が書かれてありますけれども、内容的にはどういうことを目的にされている事業であるのか、お伺いをしたいと思います。

〇議長(橋爪 敏君)

谷口教育次長。

〇教育次長(谷口秀男君)

お答えいたします。

コミュニティ推進事業の御質問でございますけれども、これは財政課長が言いましたように、国の委託事業でございます。これは文部科学省がずっと全国でやっているわけですけれども、先ほどおっしゃるように、保護者や地域の住民が一定の権限、責任を持って学校運営に参画するということで、いわゆる学校運営協議会制度でございます。これにつきましては、全国的に平成17年度からスタートをいたしております。今年度は、明倫小ですけれども、これは22、23年と、2年間の設立準備期間でございます。それで具体的に実際にスタートする

のは24年度からということで、学校運営協議会を置く学校としての指定が行われるということで、1つのモデル事業的にやると、明倫小で取り組むというふうな事業でございます。 以上でございます。

〇議長(橋爪 敏君)

1番松田義太君。

〇1番(松田義太君)

もう1点、先ほど22年から23年度、2カ年間でということでお話があったと思いますけれども、このコミュニティスクール推進事業は、ほかの先進地という形で書かれておりますけれども、どういう事例があるんでしょうか。

〇議長(橋爪 敏君)

小野原教育長。

〇教育長 (小野原利幸君)

他の事例といいますか、これは先ほど言いましたように、保護者とか地域住民、有識者などから構成されます学校の運営に対して意見を述べたり、あるいは基本的な方針を承認したりすることが、今回から、半ば制度ですので、公立学校の運営に保護者や住民の御意見等を反映させる仕組みというのが基本であります。したがいまして、メンバーも地域の住民とか、保護者の方、あるいは私どもが必要と認める方というものを選定いたします。

効果ですけれども、今まではこういう制度がなくても、一般といいますか、他からの意見 反映をさせてきたわけですけれども、あるいは学校評議員制度というのが今ありますよね。 これはどちらかというと、学校から校長が経営方針を述べた者に対してどうですかというこ とで、それに対していろいろ御意見をいただくと。これは余り強い権限というのはなくて、 あくまでも参考としていたわけですね。今回は、ある意味、もちろん校長の経営方針に対し てもそうですけれども、地域住民の方が独自にいろんな御意見をお持ちでしょうから、そう いうものをどんどん積極的に入れていただくと。むしろ今回からは少し強く尊重をしていく という立場になろうかと思います。

そういう意味で、より地域に開かれたといいますか、あるいは地域の声が生かせるコミュニティスクールというので、先進事例においてもそのようなことが拡充されているのではなかろうかというふうに思っております。

〇議長(橋爪 敏君)

ほかにございませんか。3番松本末治君。

〇3番(松本末治君)

説明資料の56ページ、新規でイノシシ被害防止対策事業9,300千円、ありがとうございます。かなりイノシシについては一般質問もいたしましたけれど、期待が持たれているんじゃなかろうかと思いますけれど、この事業説明の文を見ておりますと、単純に計算しますと、

狩猟免許補助20人、340千円ですから1人17千円ということですかね。電気牧柵350戸分で7,000千円、20千円。ワイヤメッシュ補助50戸、2,000千円、1戸40千円。単純にそういう形でとらえてよかとでしょうか。内容についてお尋ねします。

〇議長(橋爪 敏君)

森田農林水産課長。

〇農林水産課長 (森田利明君)

お答えいたします。明細を申し上げたいと思います。

まず、狩猟免許取得費ですけれども、1人免許を取るためには、資料代等で大体17千円ぐらいが必要だろうということで、20名分を予算化しております。それで340千円ですね。それから、電気牧柵ですけれども、大体1戸に60千円の予算で350戸。それの補助率が一応3分の1ということで考えております。7,000千円。ワイヤメッシュにつきましては、1戸当たり120千円の50戸の補助率が3分の1ということで2,000千円。

以上のような内容でございます。

〇議長(橋爪 敏君)

3番松本末治君。

〇3番(松本末治君)

今の説明でわかりましたけれど、ただワイヤメッシュ補助120千円の3分の1ということですけれど、120千円というのはどれくらい、長さというか。

〇議長(橋爪 敏君)

森田農林水産課長。

〇農林水産課長 (森田利明君)

お答えいたします。

一応ワイヤメッシュの価格につきましては、メートル1,200円ということで、100メートル を考えております。

以上です。

〇議長(橋爪 敏君)

3番松本末治君。

〇3番(松本末治君)

わかりました。ただ、単純に、たった100メートルやという気がしたわけですけれど、いろいろ共同でというようなことも考えていかにゃいかんことかもしれませんが、団地によって取り組むということやったら、それで結構じゃなかろうかと思いますけれど、戸別でするということやっぎにゃ、どうしても、たった100メートルではという気もしますから、その辺の対応は農林水産のほうでよろしく御指導をお願いしたいと思います。

あわせて、口蹄疫対策でもイノシシ捕獲強化対策費、狩猟奨励金。やはり今の奨励金では

どうしても、鉄砲の弾がとでんなかばいというような、極端に言えば、そういうことも言われておりますので、本当によかったなと思っておりますけれども、この辺についての明細についてお尋ねします。

〇議長(橋爪 敏君)

森田農林水産課長。

〇農林水産課長 (森田利明君)

お答えいたします。

口蹄疫対策の予算でございますけれども、まず1つ目に豚舎ですね。今、鹿島市に対象養豚農家が4戸ございます。その豚舎へのイノシシが侵入しないように、一応電気牧柵で豚舎を囲みまして、イノシシの侵入を防ごうということで考えております。それにつきまして2,300千円。

それからイノシシ自体を捕獲して、イノシシの頭数を減らそうという考えでございまして、一応御存じかと思いますけれども、4月と5月が県の捕獲強化月間ということで1頭当たり約16千円の補助金が参りますけれども、それをさらに市のほうも援助して行っていただいて、イノシシを上乗せで200頭取っていただこうということで予算化をいたしております。それが2,000千円でございます。それと、いろいろ現在も行っておりますけれども、消毒マットの設置とか、消毒薬等の消耗品の予算といたしまして1,500千円をお願いしているところでございます。合計が5,800千円です。

以上でございます。

〇議長(橋爪 敏君)

3番松本末治君。

〇3番(松本末治君)

ありがとうございます。その5,800千円、口蹄疫対策ということで、国も1,000億円から予算を計上されたんじゃなかろうかと思いますけれども、ここを財源見ますと、一般財源だというようなことになっておりますが、これについての国からの負担金というか補助金というのはゼロなんでしょうか。

〇議長(橋爪 敏君)

森田農林水産課長。

〇農林水産課長 (森田利明君)

お答えいたします。

現在、御存じのとおり、宮崎県等で口蹄疫が発生しておりますけれども、宮崎県あたりに は国の予算措置がされておりますが、他県につきましては、まだ国のほうでも検討されてい る段階かと思いまして、具体的な予算措置があるとは今のところ聞いておりません。

以上でございます。

〇議長(橋爪 敏君)

3番松本末治君。

〇3番(松本末治君)

課長の答弁では、今のところは宮崎県以外はということのようですけれど、まだ鹿児島県でも大分県でも熊本県でもというような、かなり予防策をとっておられるし、そういう中で他県には無理かというようなことで思うわけですけれど、後輩がおられるような関係もありますけれど、樋口市長、どういう方向になるでしょうか。

〇議長(橋爪 敏君)

桶口市長。

〇市長(樋口久俊君)

お答えいたします。

数度、口蹄疫のお話をしましたけれども、一番最初、ちょうど2カ月前、私がテレビ取材を受けましたときにお話をしました見通しとはちょっと違っていまして、当時考えておりました10年前の経験が十分生きるはずだから、そう長くはかからないで終息するんじゃないかとお話をしたことも、見込みが外れて残念だなと思っておりますけれども、現在、予算とかそういうものにつきましては、特別措置法がもう既に施行されて動いていますから、その範囲内で当面動くんだと思います。

その中では、現地点では直接宮崎県の口蹄疫と関係する部分はほとんど全部と言っていいと思いますけれども、国が持つということで今動いていますね。これは終息したときに一体どうなるんだろうかということは、各県相当、各市町村もみずからの財源をつぎ込んで、いろんな体制をとられておりますから、どうなるかというのは、またそのとき一山あるんじゃないかなと思っておりますが、逆に言いますと、お気づきになったかもしれませんが、私どもの市で編成しました予算は、イノシシ対策という部分と口蹄疫対策ということをはっきり分けてございます。

これは最も私どもの望む方法、つまり口蹄疫対策について国が一定の財源措置をしてくれるといったときには、こういうふうに分けてあったほうが受け皿として、余地があるだろうと。言い方は非常に悪いんですが、ちゃんと手はすけてありますから、何かあったときは大丈夫だ、予算編成をちょうど事務局が考えてくれたんだと思っていまして、1本にした場合、またいろいろ作業が重なるかもしれませんが、こういうふうに分けてございますと、明らかに口蹄疫対策に鹿島市はこれだけの金をつぎ込んだと、言わんやともにわかりますので、そういう面で若干予算の内容は重なっていますが、分けたというところも事務局の知恵の出し方があったかなと私は思っています。

とにかく終息してから、きちっとした議論がもう一度行われるんじゃないかと思っております。あとはとにかく早く終息してくれることを祈るしかないのではないかと思っています

が。

〇議長(橋爪 敏君)

3番松本末治君。

〇3番(松本末治君)

ぜひ早目の終息ということもありましょうけれど、この口蹄疫対策特別措置法が当市にも何らかのおこぼれがあればというのは、太良町が宮崎県から子牛を購入された(326ページで訂正)というのは207号線はかなり心配をされている農家もありましたから、ぜひそういう関連もありますので、対策をとったんだというようなこともあろうかと思いますので、よろしくお願いをしておきたいと思います。

もう1つお尋ねいたします。

同じ説明資料の58ページ、新規で蟻尾山公園駐車場に関する事業がありますけれど、この駐車場で何台の車が駐車できるものかお尋ねをいたします。

〇議長(橋爪 敏君)

平石まちなみ建設課長。

〇まちなみ建設課長(平石和弘君)

お答えをいたします。

予定では40台程度ということで計画をいたしております。

〇議長(橋爪 敏君)

以上です。

3番松本末治君。

〇3番(松本末治君)

何で台数をお尋ねしたかと申しますと、市民体育大会とか、大きなイベントがあるときは、今のサブのグラウンドが駐車場になるわけですよね。あそこはかなりの駐車台数じゃなかろうかと思いますけれど、やはり今から先の総合グラウンド、サッカー場を活用したJリーグの誘致じゃなかですけど、何というですか、夏場の練習に来るとは何というですか。(「合宿」と呼ぶ者あり)ああ、合宿。合宿なりをやはり球場にしても一緒だと思いますけれども、どうしても1つのスタジアムというか競技場では無理じゃなかろうかと思うわけですよ。そしたら、今のサブ、どうしてもあのままではJリーガーが利用できるよというようなことはできないと思いますから、駐車場問題が引っかかってくるかなと思ってお尋ねをしたわけですけれども、できればサブグラウンドも22年度の——あと、結構予算が残っておると財政課長が言われておりましたから、できればサブグラウンドを人工芝にでもしてもらえば、そういうふうなJリーガーの誘致じゃなかですけど、合宿にというようなことも言えるんじゃなかろうかと思うし、野球場の総合グラウンド、蟻尾山野球場に、プロに来てもらうということじゃなくても、ほかのやはりいろんな学生野球等にも来てもらえばというような思いがあ

りまして、その整備ができないものかなという気がしたものですからお尋ねをしましたけれ ど、やはりサブグラウンドは駐車場として兼用で使わにゃいかんとですかということをお尋 ねしたかったんですけど。

〇議長(橋爪 敏君)

北御門建設環境部長。

〇建設環境部長(北御門敏則君)

サブグラウンドの活用ですけれども、御存じのとおり、現在までサッカーの練習場、それからグラウンドゴルフ等々、いろいろな形で利用をされております。それで、今後の芝生化とか人工芝をしたらどうかということですけれども、現在のところはそのような考えは持っておりません。

〇議長(橋爪 敏君)

3番松本末治君。

〇3番(松本末治君)

わかっちゃおったですけど、予算のなかけんということでしょうけど、お礼を申し上げてから、またお願いしたいと思いますけれど、54ページのコミュニティ助成事業ですか、宝くじ。これで高津原、土井丸、そして母ケ浦の面浮立ということで、本当にありがとうございます。また息がつけるんじゃなかろうかと思いますけれど、こういうふうにしてコミュニティ事業というか、サッカー場のグラウンドを人工芝にしたというところもあります。あれはロトですかね、宝くじじゃなかですけれども、その補助金で人工芝生化ができたところもあるようですから、その辺、勉強してもらって、最後の1年ですので、よろしくお願いをして終わりたいと思います。

〇議長(橋爪 敏君)

14番松尾征子君。

〇14番(松尾征子君)

まず、予算説明書の24ページ、総務管理費のところでお尋ねをしたいと思います。

今回の一般質問では、私を初め数名の議員が鹿島駅舎の整備改築といいますか、周辺整備の問題などを取り上げました。そのとき、市長のほうからは積極的な取り組みの発言がなされて、ああ、よかったなと正直思いました。ところが、予算書を見まして、これを見ますと、肥前鹿島駅及び駅前整備事業基本計画策定業務委託料とあります。ということになりますと、これは市が直接こういう事業に取り組むということだと私は受けとめました。

ただ、駅舎にしましても、駅舎はJRの持ち物ですね。それから、駅前のあの周辺は県の持ち物になっていますね。そういう状況の中で、どうしてという疑問が出ないのは――私だけなんでしょうかね。この件について、駅舎それから周辺は県のものであるという認識をお持ちの上でこういう形になさっているのか、まずお答えください。

〇議長(橋爪 敏君)

桶口市長。

〇市長(樋口久俊君)

お答えいたします。

最初にお話をずっとしておりました。積極的な感覚を持ったとおっしゃいましたけど、これはある意味で私は正しいんじゃないかと思います。私はそういう方向でやりたいと。予算といいますのは、その金をだれが幾ら出すか、どこがやるかと決まらないうちに計上するというわけにまいらないわけですよね。特に計上するんだったら、多分22年度にやるということがほぼ確定した場合はそれができると思います。ここに計上しておりますのは、いわばどういう部分を、どういう計画で、だれがやるかという分担も何もまだ決まっておりません。したがいまして、そういうことを含めた、いわば計画をつくると、その金だと思っていただいて結構だと思います。

現在、JRなり県と話をしておりますのは、目いっぱいやればどのくらいかかるか、それは何年かかるだろうかと。しかし、我々はやりたいよという思いがございますですよね。向こうは向こうで、しかし、お金はこのくらいしか出せないよ、何分の1しか出せない、そういう調整をいたしておりますので、その内容を、例えば全く相手側にいただく金もありますから、決まっていない段階では計上できない。

今のところ、一言だけ言えますのは、23年度から着手したいということで今調整をいたしておりますので、その時点で何ができるかということがほぼ決まりましたら、それに必要な、あるいは準備の金が22年度でも要るということになれば、別途またお願いするということになると思いますが、当年度はこれは決して鹿島市が単独でやるという意思ではございませんで、そういう設計をするために私どもが今年度中に整理をしないといけないもの、そのための経費だと、そう思っていただいて結構だと思います。

〇議長(橋爪 敏君)

14番松尾征子君。

〇14番(松尾征子君)

お考えはわかりましたが、こういう形で出ますと、例えば県とかJRは、鹿島市はしとうしてたまらじおっけんということで、それは幾らかはやろうばってんが、どうぞ積極的にやってくんさいというような、向こうもあり余った金じゃございませんからね、そういう考えも出てくると思うんですよ。だから、その辺は今のお考えをしっかりと揺らがないで、やっぱり持ち主であるJRと県にしっかりとやってもらうと、十分にこっちの要求は受け入れてもらうと、その立場で最後まで頑張れますか、市長。

〇議長(橋爪 敏君)

樋口市長。

〇市長 (樋口久俊君)

もう御承知だと思いますが、鹿島市にとってはこういう大きなプロジェクトだと思うんですよね。そういうものを1人でやるわけではございませんので、いろんなパイプを使って、いろんな方の助力を得て、かつ議会の支援もいただかないといけないと思います。そういう意味で、私自身の覚悟は何度も申し上げておりますので、むしろいろんなところで応援をしていただくと、それをお願いしたいなと思っております。

〇議長(橋爪 敏君)

14番松尾征子君。

〇14番(松尾征子君)

国のほうにいらっしゃったのでもう十分おわかりだと思いますが、必要だとわかっておっても、なかなか国は腰を上げてくれませんね。JRのエレベーターの問題では、私たちも西唐津の駅にエレベーターをつけるために地元の内の議員と一緒に何度国土交通省に行ったかわかりませんがね。もう何年たつんでしょう、やっと実現しましたがね、それくらい大変なことですね。そういう状況の中ですからね。もちろん私たちもやれるだけのことはやりたいと思いますし、よそのではそういう形で取り組んできたわけですのでね、やっていきたいと思いますので、ぜひこのことは実現させなくちゃいけないと思いますが、いっちょんやってくれんけん、うちで金出そうばいと、金はうちもありませんのでね、そこんところだけはしっかりと頑張ってもらいたいと思います。はい、わかりました。

じゃ、次に移ります。

35ページ、負担金補助及び交付金、19. 空き家活用助成金増額というのがありますが、これは今、空き家バンク制度というのがありまして、取り組みをなされているわけですが、私もなかなかこの件については、正直なところ、ほかの方面に私は力を注ぎたいと思っておりましたので、今まで積極的でありませんでした。ただ、今回ちょっとしたきっかけでそれに触れることができまして、やっぱり必要としている人には本当に大事なんだなという気がいたしましたがね。

ただ、この件については、まだまだやっぱり一般市民が十分に名前もわかっていない人も多いし、どういうことかということもわかっていない人も多いんだなというのを今回感じましたが、私は直接そのことじゃございません。空き家バンクの活用助成金の関連でお尋ねをしたいと思いますのは、鹿島市に中心商店街の空き店舗対策というのがどういう名前なんでしょう。ここに同じような形で、空き店舗対策で取り組みがされていますね。まず、これの事業主体はどこですか。

〇議長(橋爪 敏君)

有森商工観光課長。

〇商工観光課長 (有森滋樹君)

お答えいたします。

ホームページ等で空き店サイトとか、あるいはチラシで空き店舗の情報があったと思いますけれども、これにつきましては商工会議所が窓口でございます。

〇議長(橋爪 敏君)

14番松尾征子君。

〇14番(松尾征子君)

じゃ、次お尋ねします。

商工会が事業主体ですね。この対策、空き店舗対策に対して、鹿島市が何らかの金銭的な 援助をやられているのかということをお尋ねします。

〇議長(橋爪 敏君)

有森商工観光課長。

〇商工観光課長(有森滋樹君)

空き店舗活用委員会というのを商工会議所のほうでされておりますけれども、それには職員が出席をしております。

そのほかに空き店舗対策といたしまして、今、商店街の中に、よらんねというのがございます。空き店舗活用ということで、空き店舗を活用してコミュニティー施設にするというものでございます。これに対しましては県の補助を使いまして、家賃補助等を行っております。

〇議長(橋爪 敏君)

14番松尾征子君。

〇14番(松尾征子君)

財政的な支援は、よらんねに対する県の補助だけですか。この空き店舗対策、商工会なり、 さっき言われた活用委員会ですか、そこに対して直接市の援助はあっていませんか。

〇議長(橋爪 敏君)

暫時休憩します。

午後4時18分 休憩午後4時18分 再開

〇議長(橋爪 敏君)

再開します。

有森商工観光課長。

〇商工観光課長(有森滋樹君)

お答えいたします。

先ほど申しましたように、空き店舗活用補助金といたしまして、コミュニティー施設の分につきましては1,000千円、そのほかに中心市街地空き店舗等利用促進事業補助金といたしまして、空き店舗に新たに出店される場合の借入金についての利子につきまして補助をいた

しております。

〇議長(橋爪 敏君)

14番松尾征子君。

〇14番(松尾征子君)

ただいまの1,000千円の補助金ということですね。それから、借り入れに対する利子補給ということですが、お尋ねをしますが、この事業が2年ほど前に立ち上がったと聞いておりますが、これは私が手に入れた後、ふえているかどうかわかりませんが、大体ここには16軒の商店が載っています、空き店舗がね。16店の空き店舗が載っていますが、この2年間に1軒だけ活用できているということで聞いておりますが、それは事実ですか。空き店舗が詰まったのが、2年間の間に1軒だけ。

〇議長(橋爪 敏君)

答弁ありませんか。14番松尾征子君。

〇14番(松尾征子君)

と申しますのは、この2年間、先ほど1,000千円の補助金が出ているということですが、 それでは、その1,000千円の補助金でどういう活動がされているのか、その辺をお尋ねしま す。

〇議長(橋爪 敏君)

有森商工観光課長。

〇商工観光課長 (有森滋樹君)

お答えいたします。

その1,000千円につきましては、コミュニティー施設よらんねの活動に対する補助金でございます。これは家賃の補助と、あといろいろな諸雑費等について使っていただいております。

〇議長(橋爪 敏君)

14番松尾征子君。

〇14番(松尾征子君)

ただいまの御答弁では1,000千円はよらんねの補助に使われておるということですが、よらんねは2年前からはできとらんですね。ことしでしょう――去年か。じゃ、それはそれとしていいですが、じゃ、このこと自体に、貸し店舗対策自体に、例えば活用委員会とかなんかもあるわけですが、そうじゃなくても、このことを取り扱う商工会に対して、このことの事業に対して何らかの形で補助金は出されていないんですか。

〇議長(橋爪 敏君)

有森商工観光課長。

〇商工観光課長 (有森滋樹君)

この事業ということで、目的基金には補助金は流しておりません。

〇議長(橋爪 敏君)

14番松尾征子君。

〇14番(松尾征子君)

それでは、中心市街地の空き店舗を活用し、事業を始めた場合、空き店舗対策事業として、個性的で魅力ある商店街の形成と地域商業活性化を図るため、空き店舗を活用した必要業種の導入を図りますということで、補助に当たり、鹿島市の審査がありますということで、鹿島市は、じゃ、そういうのは積極的にお手伝いをしているけど、こんなすばらしい事業に対して金の面では何の援助もしていないということですか。そうなんですかね、そう考えていいですか。

〇議長(橋爪 敏君)

有森商工観光課長。

〇商工観光課長 (有森滋樹君)

直接、持っておられるそのパンフレットにつきましては、補助金は流しておりません。ただし、事業につきましては、市からも職員が出ていって、空き店舗活用委員会等に入って一緒に活動をしております。

〇議長(橋爪 敏君)

14番松尾征子君。

〇14番(松尾征子君)

じゃ、市は積極的に人力を提供しているということだけ考えていいわけですね。

実は、私が何でこれを言うかといいますと――もう1点聞きます。じゃ、決まった補助金だとか運営費は出していなかったにしても、何らかの形で市の予算から何かをやるときに支出をするというようなことは全くあっていませんか。

〇議長(橋爪 敏君)

有森商工観光課長。

〇商工観光課長(有森滋樹君)

商工会議所に対しまして、中心市街地活性化補助金というのを流しております。

〇議長(橋爪 敏君)

14番松尾征子君。

〇14番(松尾征子君)

それでは、市の職員も行っているわけで、この事業の流れなどはちゃんと市役所のほうで最初から一貫してつかまれていますか。ちゃんとした、2年前からですからね、それからずっと会議にも出ていらっしゃったでしょうし、いろんな対応をされてきていると思いますが、その実績というのは市のほうに残されていますか。

〇議長(橋爪 敏君)

有森商工観光課長。

〇商工観光課長(有森滋樹君)

空き店舗活用委員会に出席しておりますので、その議事録なり資料が残っていると思います。

〇議長(橋爪 敏君)

松尾議員に申し上げますが、同じ質問は3回以内になっておりますので、よろしくお願い します。14番松尾征子君。

〇14番(松尾征子君)

議長から指示をされましたので、やめなくてはいけませんが、なぜ私がこの質問をしたかといいますと、裏づけもとらずにこういう質問を普通はしませんがね、ちょっとどうかなというようなことを私は手に入れましたのでね。補助金は出ていないということですが、例えば、その都度、空き家バンクの予算からお金が出ていると。そして、それを利用されているというようなことを私は入手しています。本当に今までいろんなこういうことも何やかんやありましたが、こういう形で取り上げたのは私は初めてなんですよ。しかし、本当にどうなのかと。

そして、2年間かかって、今の経済状況の中で、それは簡単に業者が入れないというのは わかりますよ。わかります。しかし、それにしても、2年間のうちで、わずか1戸しか詰ま らないというような状況ですので、市からも職員は出、いろんな協議もされているというよ うな中で、どういう取り組みをされているかなという疑問もありましてですね。

じゃ、ここでもうとやかくこうだった、こうだったというのは結構ですので、この2年間の動きを後で私にお示しいただけますでしょうか。はい、いいですね。うなずいていらっしゃいますので、お示しいただくものだということを了解したいと思います。これはぜひお願いしたいと思います。

私も本当に申しわけありません。本当に裏づけないまましたことはよくないと思いますが、 実績からいってもどうかなという気もしましたので、今回取り上げました。これで終わりた いと思います。

〇議長(橋爪 敏君)

ほかにございませんか。12番谷口良隆君。

〇12番(谷口良隆君)

樋口市長に、予算の補正にかかわられての感想を簡単にお尋ねいたしたいと思います。

一般会計の総額が今度補正をされて、120億円程度の予算規模なんですけど、この規模からいけば、従来、樋口市長が農林水産省で扱われていたいろんな全国の事業からすれば、1個の事業でもこの程度の事業はたくさんあったという、そういった意味では予算規模の問題

からすれば非常に小さい規模の当市の予算規模に見えるかもわかりませんが、この120億円の中にはやっぱり鹿島市の民政から形としてあらわれてくる事業まで大変濃密な予算の内容だったというふうに思っております。そういった点では今後もさらにこの予算が、より市政の発展のためにも、市民生活の向上のためにもいい影響力を持つ予算に育っていくように、ひとつ市長のお知恵を十分投入してほしいということを冒頭お願い申し上げて、2点質問をいたしたいと思います。

この議会が開会します前に、毎回、事前に委員会ごとに補正予算の内容について協議会という形で勉強会をやります。その折に、今度新しく樋口市長、就任をされて、肉づけ補正がどういう形でやられるのかと、大変大きな関心を持ってその勉強会に臨んだんですけれども、求めれば答えていただく程度のもので、市長から新しく指示をされた予算がどういうものがついているのかというのが余り浮き彫りにならなかったんですよね。そういうふうなことから、今の説明を聞いておりますと、この補正の中には3つ、特に予算づけの指示をされたというのがわかりますね。

1つは、今御質疑があっておりました肥前鹿島駅及び駅前の整備事業の策定、事業計画を 策定するための予算計上をされた。それから、これも演告で話を、一般質問の中でも議論に なっておりましたけれども、先進的な課題対応プロジェクト事業、これは6つのプロジェク トを立ち上げられた、そのための経費の計上。それから、口蹄疫対策の事業。これが新市長 の特に今回の6月議会に限っての肉づけをされた事業であるということが説明をされて、大 体その全容が見えました。

ところが、まだまだ市長が鹿島市の予算書を見られたのはつい最近のことだろうとは思いますけれども、今見られた限りで、肉づけしたいものもほかにもあられたかもわかりません。あるいはまた、逆に肉をそぎ落としたいところがなかったのかという点もあるかもわかりません。そういった点で、鹿島市の一般会計の予算についての印象といいますかね、樋口市長の感想が何かお話しできるようなものがあったのかどうか。もしあったとすれば、今後の予算編成にもそういう思いというのは反映してくると思いますので、この際お尋ねできればということが第1点でございますが、いかがでしょうか。

〇議長(橋爪 敏君)

桶口市長。

〇市長(樋口久俊君)

お答えいたします。

今回の予算編成をやるに当たって、1つどうしても制約がありましたのは、正直言って時間的な制約ですよね。予算を編成するときは当然でございますが、一定の手続が要りますね。そうすると、一番わかりやすいのは国庫補助をもらう、あるいはJRのさっきお話が出ましたけれども、あれは国ではございませんが、多額の財源の分担をせんといかん。別の言葉で

言えば、相手のある話ですよね。そういうことがありますので、さて時間と競争をしながらまとめていくということがあると思います。それが一番の違いだったわけです。つまり、どういうことかといいますと、私はこの予算編成で感想を2つ述べさせてもらうとすれば、1つは国と県の予算編成の指標が違うということですよね。それは財源がやっぱり違います。国の場合は主として自主財源といいますかね、税金と国債で賄えるということになりますが、市町村の場合はいろんな財源を求めないといけないのと、その財源自体が不確定の要素が非常に多いですよね。そういう要素でやりますので、途中での補正の回数が実は、数回用意を逆にされていると、そこが違うかなと思いました。

したがいまして、今回編成に臨みましては、余り不確定な要素を入れまして予算編成をやって、逆に何度も何度も減額補正をやったりということよりも、むしろきちっとした見通しを立ててから予算編成に臨んだ方が、お互いにといいますか、議会の皆さんにも迷惑かけないし、私どもの作業もやりやすいということが1点でございますね。

それから、これも数回お話をしましたが、2点目が、23年度からは少し考え方を変えていいんだなという思いを持ちました。この細かいことはちょっと別の機会でもお話をしましたし、内容をおわかりだと思いますが、この2つが一番違っておりました。

それと肉づけ予算というのは、印象が私とは違っておりまして、肉づけ予算は2つあったんじゃないかと思います。私はどっちかというと、べたべたべたとくっつけていく文字どおりの肉づけの予算かと思いましたら、そういうことだけではなくて、まだはっきり一応の姿形はあるけれども、方針が最終的にオーケーとれていないので留保してあるというのも肉づけ予算の一部かなと思って、今回の予算編成に臨んでおります。

何しろ一番の制約は時間と、それからこれは議論が多分あったと思いますけれども、私は確認しておりませんが、骨格予算といいながら、既に前年度を上回るような予算規模になっているというのが本当の骨格予算かどうかと気はしましたけれども、それはさて置き、今みたいな印象を持って臨んだつもりでございます。ただ、プロジェクトチームが本格的にワークをしまして、9月のときに一定のものをお示しできるようになれば大変うれしいことだと思いますし、さらにさっき言いましたように、本格的な予算編成をするのは、私は23年度だと思っていますので、そのときに皆様とも御相談しながら、いろんな色が出せればなと思っておりますので、その間は準備期間ではないかと御理解いただければありがたいと思います。

〇議長(橋爪 敏君)

12番谷口良隆君。

〇12番(谷口良隆君)

大体お承りいたします。それぞれ現計予算を見られてみても、費目存知は1千円だけされているけど、ただそれは大幅に減らすとか、大幅につけるというのはやっぱり現実的にできないような構図のものが多かったと思います。例えばバス路線の補助なんかにしても、それ

ぞれの地域にはそれぞれの需要は少ないにしても、やっぱり弱者の皆さん方への足の確保という観点から、そう簡単には削られない。そういうものも、さあ、新しい市長、つけますかつけませんかと言われたって、やっぱり地元との調整もできていないということでありまして、そうそう動かせなかったところが大変多かったんではないかと思いますが、これからみずからの思いと現実とのはざまも幾らか出てくるかもわかりませんけど、十分ひとつ温められて、次年度以降の予算編成に反映をさせていただきたいと思います。

次に、これは確認ですけど、6つのプロジェクト(326ページで訂正)を立ち上げられておりますけど、これは質問の中で多分8月の末ぐらいを研究の成果として最終的には上げる方向でということで考えられておるようなんですけど、8月末といって余り余裕を持った議論をしよったらだらだらなってしまうわけで、緊張がなくなりますので、一定の区切りはつけにやいかんと思いますけど、必ずしも、あと2カ月の間にけりのつかない問題もやっぱり出てくると思います。見通しも立たないものはまた書いたってしようがないということもありますので、それこそやっぱり肉をつけたり引いたりしながらプロジェクトの結論が出ていくというものもたくさんあると思いますので、そういった意味ではある程度の幅を持って、この4年間、場合によっては8年間になるかもわかりませんけど、やっぱりそういうスパンに耐え得る1つのプロジェクトの結果を出していただいて、市民に公表をして、そちらに世論のひとつの支持が向いていくと、そういうところまでプロジェクトの結果を展望していただければなという気がありましたので、ちょっとそこら辺が発言する機会がございませんでしたので、今回の補正をめぐって、市長の御意向をもう一遍確認しときたかったなという思いでお尋ねをいたしておるところでございます。

〇議長(橋爪 敏君)

樋口市長。

〇市長(樋口久俊君)

お答えいたします。

7つのプロジェクトでございますので。それはしかし、私は数には、そのこと自体には意味がないと思っています。というのは、検討を進めていった結果、一緒になるのが出てきたり、あるいはこれはちょっと長過ぎるから、いわば塩漬けして違う項目に切りかえようとかということは当然頭の中に入れております。ただ、8月末と言いました理由は、9月の補正に間に合うものがあったらいいなと、できれば間に合わせたいということで、その期限を切っておりまして、間に合わなかったらそれで終わりとか、そういうふうなかたくなな形で期限は切っておりません。当然、お話がありましたように、物によってはやっていく間に議論がなかなか詰まらなかったり、関係者の了解が取れなかったり、いろんな事情が出てくると思います。

さらに、場合によっては、追加するプロジェクトが出てくる。というのは、昨日もお話し

しましたが、途中でいろんな情報が来まして、突然国のほうからこんな仕事をやらないかと 来たら、とんでもないプロジェクトをやらないといけなくなるかもしれません。したがって、 そこは余り硬直的に考えないで、お話があったようなことを踏まえながら対応して、とにか くこの鹿島の地に何かそういう新しい風を吹かせたい、吹いたらいいなという思いは、全く おっしゃるのと同じでございますので、そういうことで対応していきたいと思います。

〇議長(橋爪 敏君)

12番谷口良隆君。

〇12番(谷口良降君)

ぜひとも3万2,000市民が新しい樋口執行体制のもとで、その鼓動が伝わるようなプロジェクトの成果を願っておきたいと、このように思っております。

6つのプロジェクトと私が申しておりましたのは間違っておりました。プラス1、7プロジェクトでございました。

以上で終わります。

〇議長(橋爪 敏君)

ほかにどれくらいおられますか、ちょっと確認をしたいと思います。はい、わかりました。 本日の会議時間はあらかじめこれを延長いたします。

ここで10分程度休憩をいたします。5時から再開いたします。

午後4時43分 休憩

午後5時 再開

〇議長(橋爪 敏君)

休憩前に引き続き会議を開き、議案審議を続けます。

ここで3番松本末治議員から発言の訂正があっておりますので、これを許します。

〇3番(松本末治君)

失礼します。私の質問の中で、口蹄疫関係で太良町に207号線を通って、子牛が導入されたような不確定な発言をいたしました。確実なところを確認いたしましたところ、太良町で宮崎からは20年以降、子牛の導入はあっていないということでありますので、おわび申し上げて訂正をいたしたいと思います。

〇議長(橋爪 敏君)

質疑を続けます。質疑ございませんか。2番松尾勝利君。

〇2番(松尾勝利君)

2番議員松尾勝利でございます。もう大分時間も過ぎておりますので、簡潔に質問したい と思います。

今回、総枠で231,282千円、肉づけ予算ということで、かなりの額になっておりますが、 その中で、少額ではありますけど、説明資料の55ページ、一番下の段になりますけど、農 道・用排水路施設整備事業についてお尋ねをいたします。

今回、当初1,000千円の予算であったものが、さらに1,000千円上積みをされて用水路の整備に充てられております。この内容について、まずどのようなものか、お尋ねしたいと思います。

〇議長(橋爪 敏君)

森田農水水産課長。

〇農林水産課長(森田利明君)

お答えいたします。

議案説明資料の多分56ページの一番下の分だと思いますけれども、農道・用排水路施設整備事業の内容でございますけれども、一応1,000千円、今回補正をいたしております。その内容といたしまして、100千円を重機の使用料、それと900千円を生コン等の原材料費として計上をさせていただいております。

以上でございます。

〇議長(橋爪 敏君)

2番松尾勝利君。

○2番(松尾勝利君)

昨年までの予算の中でも、生コンといいますか、原材料支給は1,000千円ぐらいの枠の中で、あらかた毎年計上されておったと思います。今回、さらに1,000千円の増額ということで、やはり農道整備なり水路の整備に対して予算が足りなかったということだと思いますが、今、実際、農地・水・環境保全対策で、そういう用排水路の整備をするように市のほうも対策をとっておられます。そういう中で、それ以外の地区の多分用排水路の整備だと思いますが、現在、国からの圃場整備の補助金も大分減っておりますし、農地・水対策についても地区的にかなり予算的な傾斜といいますか、ある程度余裕のあるところと、ぎりぎりで今運営をしているところがあると思います。そういうことで、今後このような農道・用排水施設の整備事業については、かなり要望があってくるというふうに考えます。そういうことで、地域的なこともありましょうが、今後はこの農道・用排水路施設整備事業について、もう少し増額をお願いして、いろんな整備ができたらなというふうに思っておりますが、そのあたりについてお考えがあればお願いしたいと思います。

〇議長(橋爪 敏君)

森田農林水産課長。

〇農林水産課長(森田利明君)

お答えいたします。

当初、一応1,000千円の予算を計上いたしておりまして、今回また1,000千円の補正ということで、合計の2,000千円ということでお願いをしているところでございます。この2,000千

円のちょっと根拠を一応申し上げますけれども、農地・水・環境保全向上対策事業が、それ以外の対象になっていない部落が14部落ございますので、そこへの原材料支給ということでの予算組みをいたしております。1地区に生コン15立米、単価が11,300円ということで、1地区170千円以内ということでの予算組みをいたしているところでございます。

今後ですけれども、一応、14部落以外には農地・水・環境保全向上対策事業、それと中山間地直接払制度というのがございますので、その辺の国との補助事業等も見ながら検討をさせていただきたいと考えております。

〇議長(橋爪 敏君)

2番松尾勝利君。

〇2番(松尾勝利君)

今お答えがありましたけど、確かに農地・水・環境保全対策事業で対象になっている地区については、その中で取り組んでおられますし、その対象外が今回のこの補正の額になったというふうに思っております。ただ、私が思っているのは、圃場整備も30年が過ぎて、至るところで農地、用水路の整備が必要な場所が出てきております。そういうことで、やはり今後は農地・水だけじゃなくて、市単独のそういう新たな増額も必要ではないかというふうに思いますので、今後ぜひ検討をお願いしたいというふうに思います。

それからもう1点、59ページのアスベスト対策事業についてお尋ねをいたします。

2,200千円、明倫小、浅浦分校、音成分校を除く6校の小学校と、次のページに新たに西部中学校、東部中学校のアスベスト使用の疑われる中学校の含有分析調査ということで書いてありますが、以前もこのアスベスト対策については調査が行われてきたと思います。今回新たに対象となったアスベストということですが、そこら辺の概要についてお知らせを願いたいと思います。

〇議長(橋爪 敏君)

谷口教育次長。

〇教育次長 (谷口秀男君)

お答えいたします。

アスベスト対策についての御質問でございます。これにつきましては、小・中学校、小学校の場合が明倫、浅浦分校、音成分校を除く6校、あと中学校2校でございますが、御承知のように、平成17年9月に調査をしたところです。その後、18年1月にGISという法律がありますが、それが一本化されまして、その含有量のパーセントが1%から0.1%に厳しくなったということ。これにつきましては、人体の影響はまだ把握がされていませんが、その後、平成20年1月に国内でそういうものが発見されて、再調査をするようになったところでございます。そういうことで、3種検出ということで、またこれもGIS法の改正がありまして、いわゆる分析方法が変わったということで、小学校で28カ所、中学校でもう1カ所ご

ざいますが、そういうことで今まで調査した部分を含めて全数調査を、あくまで調査ですけれども、したいというところでございます。

以上でございます。

〇議長(橋爪 敏君)

2番松尾勝利君。

〇2番(松尾勝利君)

基準が厳しくなったというふうに受け取っておりますが、今回この6月の補正、肉づけ補正で、このアスベスト対策出てきたんですが、こういう危険性を含む事業が今回の補正じゃなくて、もっと以前に対策事業として出てしかるべきじゃなかったのではないかというふうに思いますが、今回、よその地区も6月ぐらいの補正に上げて、この対策を行っているんでしょうか。

〇議長(橋爪 敏君)

谷口教育次長。

〇教育次長(谷口秀男君)

全国、よその地区は完全に把握はしておりませんが、よその地区もこの調査をされておる ところもございますし、現在進行中のところもあるということで、うちのほうも、とにかく 危機管理ということで、今回、補正に上げさせていただいたところでございます。

〇議長(橋爪 敏君)

2番松尾勝利君。

〇2番(松尾勝利君)

今言われたように、危機管理、そういう意味合いで私もいち早く、少しでも早く、例えば、分析をして、その分析結果がある程度出て対策を講じなければならないような施設があれば、一刻も早くその対策を講じなければならないと思いますので、今後、結果がどのように出るかわかりませんが、その結果を見て、対策を講じるということであれば、いち早く対策を講じていただきたいというふうに思います。

以上で終わります。

〇議長(橋爪 敏君)

ほかにございませんか。9番水頭喜弘君。

〇9番(水頭喜弘君)

9番水頭です。2点お伺いいたします。

まず初めに、この補正予算(第1号)の26ページ、社会福祉費の中に、自殺対策緊急強化 基金事業経費というて上がっていますけれども、これは何年か、たしか二、三年の何かの事 業じゃないかと思いますけれども、この内容について、まずお尋ねします。

〇議長(橋爪 敏君)

答弁求めます。 暫時休憩します。

午後5時13分 休憩午後5時14分 再開

〇議長(橋爪 敏君)

再開します。

橋村福祉事務所長。

〇福祉事務所長(橋村 勉君)

お答えします。

全国の自殺者が平成10年度から11年連続で3万人を超える中、現在の厳しい経済状況を踏まえ、追い込まれた人に対するセーフティーネットとして、相談体制の整備や人材要請、自殺予防のための普及啓発事業を実施するということで、去年、21年度から実施をしております。

今回の補正の中身といたしましては、組み替えということで、報償費を減の81千円、旅費を66千円と、その研修会に参加する負担金を15千円というふうなことで補正をお願いするものでございます。その旅費の中身といたしましては、職員の研修、東京に、県の要請等もありましたので、東京に行く旅費をここで捻出したという経過です。

以上です。

〇議長(橋爪 敏君)

9番水頭喜弘君。

〇9番(水頭喜弘君)

今、所長申されたとおり、これは社会的な問題で、今、平成21年度から約3カ年間ですか、何かついています。それで、これは今、御存じのとおり、3万人を超したということで、この原因は何かということで、いろいろるるあると思います。そこの中で、まず原因が一番多いのが健康問題、これ64.5%を占めています。その中で4割以上をこのうつ病が占めて、総合的なうつ病対策が重要な課題となって、今浮き彫りになっているということが新聞紙上、またいろいろ各報道でもされています。そういう中で、今、佐賀にはいのちの電話ということであっていますけど、これが若干何かしぼんでいるというか、予算がたしか余りつかなくて大変厳しい状況になっているようなものじゃないかと思うんですけど、以前は。今現在は知らんですよ、そういう状況になっているんじゃないかと思います。そういう中で、このうつ病というのが10年足らずで大体2.4倍ぐらい急増しています。だから、これに対する予防対策とか、そういうことで、まず一番最初、うつ病対策として、まず予防対策が一番必要で、この中では環境整備、要するに知識の周知と相談窓口の設置など自己管理のための環境整備、これがまず第1点上げられ、そして早期発見・早期治療、そして最後にリハビリや復職支援、

これが上げられると思います。そういうことで、僕は思いますけど、これに対して何かあったらお願いします。

〇議長(橋爪 敏君)

橋村福祉事務所長。

〇福祉事務所長(橋村 勉君)

お答えします。

先般、福祉事務所に精神の関係の嘱託医の先生がおられます。おとといがレセプトを見ていただく日で、ちょうど今、議員が言われるような、早期発見にはどうやったら気づいていったらいいですかねということで聞いたところ、それを語らせるなら1時間はかかると、その先生が申されまして、非常に専門的な知識が必要だということで、その嘱託医の先生からお伺いいたしました。

先般の民生児童委員さんの会議の中で、先ほど言われましたように、いのちの佐賀のほうからですけれども、いのちの電話のほうから講師に来ていただきまして、小一時間ほど研修を受けたところです。一応、中身としましては、やはりうつ病が多いということもそこでお伺いはしております。そのうつ病についても、電話をしてきていただいている分についてはまだいいんだと。電話をしてこれない人がちょっと危ないというふうなこととか、具体的な部分で非常に勉強になった部分があります。ですから早期発見というのは、非常にキーポイントになるわけなんですけれども、非常に専門的な知識を要するといったことで、今回、うちの保健師が東京で研修を受けるということになります。

以上です。

〇議長(橋爪 敏君)

9番水頭喜弘君。

〇9番 (水頭喜弘君)

専門的な知識が必要ということですが、それは当然じゃないかと思います。ただ、今この 治療法として、この治療に関して、例えば、医師あたりが患者1人当たりに5分から10分程 度の診療時間の中でしか確保できていないのが現状であって、そしてしかもこれを薬を出し て診察して終わるというケースが今のケースじゃないかと思います。こういうことが載って いました。問題は心が病んでいる原因がどこにあるか、これを突きとめていかないと、この 対策は十分にはできないんじゃないかと僕は思います。

そういう中で、東京のほうで何か研修に行かれると、今言われましたけれども、その中で、この最前線の治療というか、このうつ病の治療として、薬物療法に加えて認知行動療法という治療があるんです。これが最近保険適用になりました。だから、これはどういうことかというと、情緒障害や気分障害などに対する治療技法の一つということで現在言われています。これは多分、もう専門家の医師なんかでは、この療法、特に今課長が言われた、こういうも

のが勉強されてくるんじゃないかと思います、専門知識としてですね。そういうことがある ということを申し述べておきたいと思います。そういうことでこれに対する答弁は別に要り ませんので。わかりました。

次に行きたいと思います。それから、この議案説明資料の中の55ページに新規事業として、 地域共生ステーション推進事業ということの中で、宅老所、ぬくもいホーム整備事業補助金 というのであります。この宅老所はわかるんですけれども、このぬくもいホームというのが 2カ所上げられていますけど、これはどういうことですか。ちょっとこの説明をお願いしま す。

〇議長(橋爪 敏君)

栗林保険健康課長。

〇保険健康課長 (栗林雅彦君)

水頭議員の質問にお答えいたします。

これは地域共生ステーションの中に、宅老所は御存じだということでございますが、ぬくもいホームということで、おおむね15人程度の高齢者、障害者、児童等複数の対象に向けた介護や子育てなどのサービス、生活支援、多様な事業を実施することとして、地域の交流、それからコミュニケーションを形成するために環境づくりに係る事業及び総合的に生活全般に係る情報提供や相談を行う窓口サービス等の事業を実施する施設ということになっております。基本的には、宅老所の場合は、高齢者を中心としたものになってまいりますが、ぬくもいホームの場合は、おおむね15人で高齢者もいいし、障害者も結構でございますと、それから児童等、複数の対象に向けた介護や子育てのサービスを行うというふうに規定されておるところでございます。

以上でございます。

〇議長(橋爪 敏君)

9番水頭喜弘君。

〇9番(水頭喜弘君)

この言葉自体を初めて聞きましたので、どういうことかなと思いまして質問をいたしました。確かに市長言われているとおり、この介護、またここの中で今説明があった15人程度で障害者とか児童等ということであったんですけれども、これは地域密着型の施設とはちょっと違うんじゃないかと思いますけど、そういうふうにして地域に根差した、こういうものがステーションが幾らかでもできたら、この前、市長言われていた若い人と児童との、例えば、施設の中で2階がお年寄り、下が保育園とか、そういうこと。これはこっちに置いて、そういうふうに言われていた中で、この地域に根差した、こういうものをまた2カ所、新町と大殿分とあるんですけど、この事業というのは新規ですけれども、こういうふうに、これからふやしていくというか、そういう計画なんかは、市長の頭の中に計画の中にあられるのかど

うか、その点お尋ねいたします。

〇議長(橋爪 敏君)

桶口市長。

〇市長(樋口久俊君)

お答えいたします。

この予算自体を具体的に今後何カ所やるとか、そういう計画はございませんが、方向としては、これお気づきのように、1カ所は新町と書いてありますですね。これがずっと提唱してきております医商連携とか、そういう範疇の中に入っていくんじゃないかと私は思っております。したがいまして、予算の費目とか、財源の分担とか、だれがやるかという、いろんなことは必ずしも同じではなくても、発想としては、こういうものが端的に言えば山の上じゃなくて、町なかへいろいろできていくということは望ましい方向だなと思ってはおります。

〇議長(橋爪 敏君)

ほかにございませんか。11番中西裕司君。

〇11番(中西裕司君)

質問をいたします。

先ほどの谷口議員の質問について、市長、今回の補正予算についての心構えじゃありませんが、一つの時間足らずというようなところもあったというふうにお聞きをして、今回の補正予算の作成になったということでございます。

そういう中で、二、三御質問を申し上げますが、7つのプロジェクトの中で、今後、9月をめどに庁内においての調査を進めてやっていくということでございます。今回、7つのプロジェクトの中に予算も入っていたと思いますが、500千円入っていたと思うんですが、自分たちの仕事をするのに、何で500千円またつけるんだという単純な疑問でございます。私も昔、鹿島市のトイレ研究会の会長として、観光トイレの取りまとめをいたしました。役所から委託を受けて10名ぐらいの民間でしましたが、自分たちの個人的な支障というのは全部ありません。費用弁償も払いませんでしたし、そういうことで進めてまいった経験があります。それは今、観光トイレの中に一つのものとして、これは女性のほうのトイレの中にレリーフかなんかを寄贈してあるというふうに私自身は記憶しております。なぜ自分の仕事なのに、何で予算がついているんだ、どういうのに使うんだろうという疑問がまずありますので、御答弁をお願いしたいと思います。

〇議長(橋爪 敏君)

藤田企画課長。

〇企画課長 (藤田洋一郎君)

7つのプロジェクト事業についての予算の500千円の考え方ということでの御質問でございます。

基本的にここで我々が考えましたのは、まず市長から指示をいただきまして、庁内の職員でやる分につきましては、ほぼ余り予算は要らないのかなとは思っておりました。ただ、その中でもやっぱり一部どこかの団体とか先進地のところにお話を聞きに行くとか、そういったものについてはやっぱり要るだろうとは考えました。ということで、旅費を一部計上いたしております。

それから、このプロジェクトの中で、市長から特に指示をいただきましたのが、我々事務 方の職員と考えましたが、職員ばかりじゃなくて、外部の民間の方にも一緒に入っていただ きたいというようなことの指示もございましたので、そういった外部の方につきましては、 やはり御足労いただきますので、謝礼を払わなきゃいけないだろうということで、この謝礼 を上げております。

それともう1つは、先ほど先進地の視察ということもありましたですけども、それ以外でも資料をいろいろなところに求めたり、それから場合によっては市民のアンケートとか、そういったものも必要かもしれませんので、その分の郵便料ということで、金額申しておりませんけれども、報償費につきましては100千円、それから旅費につきまして300千円、それから郵送料、手数料ですね、そのあたりにつきまして100千円という形で500千円。これはがちがちでこれをどう使うということは全然想定しているわけじゃありません。ただ、ずっと協議をしていく中で、何かあったときに予算がないということでは進みませんので、とりあえず我々が今想定できる部分で予算化をお願いしているということでございます。

〇議長(橋爪 敏君)

11番中西裕司君。

〇11番(中西裕司君)

普通、役所の仕事は、先ほどの課長の説明の中で大体わかりました。そういうのがあるんでしょうね。いろいろなことが恐らく予想されるということで予算化されたんだと思いますけども、今回のプロジェクトについては、とにかくまず職員の自立、それが一番大事じゃなかろうかなという気がします。私もトイレについては専門家でございますので、もし何かあったらお呼びいただきたいというふうに思いますが。議員もしておりますから、そういうことは一切ないと思いますが、そういうことでございます。

そこの7つの中に、入札制度の問題もありました。現在、仕事の発注というのは、やっぱり相変わらず通常どおりにやっていらっしゃると思いますけれども、これは確認でございますが、指名審査委員会、開かれていると思いますが、今までは副市長が多分指名委員会の委員長だったんじゃないかなと考えておりますが、今現在どのような形で発注をされておりますでしょうか。今度の補正予算にも物品納入その他いろいろあるようでございますので、どのような形でするのか。

〇議長(橋爪 敏君)

北村総務部長。

〇総務部長(北村和博君)

指名審査委員会規程というものを設けておりまして、委員会の委員長は副市長が当たるということになっています。副市長が現在空席でありますので、総務部長の私が委員長代理ということで、月2回の指名審査委員会で指名業者を決定しているという状況であります。

〇議長(橋爪 敏君)

11番中西裕司君。

〇11番 (中西裕司君)

今のところ支障がないということで、いわゆる地方の経済というのは、待ってはくれません。やはり仕事を役所から出していただかないと、なかなか地元の経済というのは潤わないということがありますので、今回また補正予算の中でも物品納入含めて、さまざまないわゆる大きな工事じゃなくて、身近な工事が多分多いというふうに今回の補正予算の中でも見かけられましたので、今後、順調な施行をお願いしたいと思います。

きょうの私のメーンは、浄化槽の設置のことでございます。何件か今回補正予算をしておりますが、先ほどの一般質問の中で、水頭議員が問題にされましたが、環境の問題あるいは 水処理の問題ということで、私もその立場からお聞きをしておきたいと思います。

まずやはり私の場合は有明海という大きな湾を持っております。先日、議会運営委員会で は松島湾に行ってきました。仙台の松島湾ですが、そこの中に市長が後援会活動を通じて言 われておった観覧亭というのがあるというふうなことで、実は観覧亭を見に行ってきたわけ です。その観覧亭から見る松島湾というのは、どういうものであったかということなんです ね。そこは一大観光地でありますけれども、やはり水がきれい、しっかりしていますね。や はり観覧というぐらいに、いわゆるさざ波が遠くまで届いていくというような、そういうす ばらしい景色のところです。鹿島にひいていえば、やはり水環境考えると、高津原に観覧亭 あるんです。世界で4つあるという観覧亭なんですが、鹿島にもある。あそこの堤と有明海 一円に見えるという、そういうすばらしいものを鹿島に持っていると。水環境もそういうふ うなもので、やはり整備していかにゃいかんということはあると思うんですね。そういうた めの方法としては、やはりまず基本になるのは下水道かもしれん。あと浄化槽の設置かもし れんしですね。浄化槽でも単純浄化槽と合併浄化槽と2つある。あるいは現在、簡易水洗に もされておるところもある。実は私のところはまだくみ取りでございます。浜処理区に入っ ているんだけれども、いつになるかわからない。下水道に着手された当時は、非常に私たち も期待をして、待ちに待っているわけですが、現在もまだそこまでは伸びていないという状 況ですね。ということは、下水道に着手したのはいいけれども、その後のいわゆる鹿島市内 の地域間の格差がやはりそれぞれ出てきている。恵まれている人と恵まれていない人。とい うのは、その補助を受ける受けないにもかかわらず、そういういわゆる豊かな生活ができる。 憲法でも保障されているような、そういう環境がやはり市内においても、ちぐはぐ感が出て きている、あるいは格差が出てきているんじゃないかなと思うわけです。

今回の合併浄化槽の問題、私にも大先輩がおりまして、弘友参議院議員あたりも浄化槽に ついては非常に熱心です。鹿島市が、当時私も伺ったんですが、下水道オンリーだと私は思 っていたんですよ。それを進んでいけば、何とか有明海なり、あるいは豊かな生活ができる というふうな感じを持って、私もその当時は商工会議所青年部として下水道のフェアをした りですね、することの中で、いわゆる下水道自体の持つPRという形で、その当時の若い者 は取り組んできたところです。ところが、その後、いわゆる浄化槽の能力といいますか、そ ういうものも非常に性能がよくなって、やっぱり下水道だけじゃなくて、浄化槽あるいは簡 易水洗なりの、あるいはくみ取りはありますけど、そういうことが流れとしてはあるという ことなんですね。この前の水頭議員の質問に対して、下水道だということで、いわゆる私は 浄化槽を設置すること、これは市町村設置型でやってくれというふうなことを言っているわ けですね。市町村設置型で浄化槽の整備をしたらどうだと。そうしないと、浄化槽する場合 は、いわゆる自己資金が大変なんですね。だから、そういうことが少しでも軽くなるように 市の責任で設置をして、そしてその浄化槽の使用料を取ると。今の下水道と一緒ですよ。下 水道の整備をして、そして下水道の利用料金を取るという、全く同じです。そのような形を 下水道の方式が1つ、そして浄化槽の市町村合併型の方式が1つ。できれば簡易水洗にした り、やっぱりくみ取りのままで、今非常にお客さんも呼べないという状態ですね。

と申しますのは、これ少し長くなりますが、いわゆる都会で育った、男はどうでもいいんですけど、女性の方はなかなかくみ取りという場合は、用を足すということがなかなか厳しいです。これはうちの経験でありますが、家のほうはくみ取りです、店のほうは浄化槽です。そういうことで、お客さんに浄化槽のほうまで行ってもらいました。そういうふうにして、いわゆる立派な田舎をつくろうと今まで言ってきた政策が、いわゆる寄りつきもされないというところが今出てきているということなんです。だから、少なくとも簡易水洗にしなきゃいかんだろう。でも、簡易水洗は自分でしなきゃいかん、費用も大分かかる、下水道はいつ来るかわからん、あすにでも来るかもしれんけど、そうでもないという状況が今、鹿島市の状況ではないだろうかなというふうに思っております。

観光トイレもそうなんですよ。要するに子どもたちが、いわゆる旧来のくみ取りの場所ではお手洗いができないんです。だから桜の木の影で用足しをしたと、そういう事実があるんですよという門前商店街からの御意見があって、じゃあこれは何とかしなきゃいかんねということで始まったのが観光トイレの一番最初の取り組みなんです。観光地の偉大なものを持っていて、中身をあけてみたら、その本来の歓迎は歓迎の意味がないと、そこの中にシステムがない、機能がないということが私たち鹿島の現状だったんですよ。だからそれではよくないということで、そうかといって下水道が祐徳処理区まで伸びてくるにはまだほど遠いと

いうようなことで、とりあえず単純浄化槽を設置することでやったということです。

そういう意味で、いわゆる浄化槽というのを、今まで補助を受けて単純にやりますよということじゃなくて、一歩進めて、いわゆる市町村設置型のものをこの際、市長はいろんな問題をテーブルに上げてもらって結構ですよというふうなことでございますので、少なくともそういうことも研究する余地はあるだろうというふうに思いますが、課長どうですか、現在の状況を含めて。

〇議長(橋爪 敏君)

北御門建設環境部長。

〇建設環境部長(北御門敏則君)

お答えいたします。

この合併浄化槽、水処理の問題につきましては、これまでもいろいろと御指摘いただいているわけですけども、一般質問の折でも課長のほうから答弁いたしましたように、現在、大字納富分区109~クタールを事業認可をいただきまして工事を行っております。それが平成26年ぐらいまでかかりますけれども、その間にその後の市町村設置型でいくのか、それから農村集落排水事業とか、いろいろな手法ございますので、それまでに我々検討をしてやっていきたいと。そして、その後の水環境のものについては、26年ぐらいまでに検討をして進めていきたいというふうに思っております。

〇議長(橋爪 敏君)

11番中西裕司君。

〇11番 (中西裕司君)

初めての答弁だったんじゃないかなという気がしますね。いわゆる従来から、やはりみんな指摘しているわけですね。私たちみたいに下水道オンリーで行くべきだという若いときからの頭があると、どうしてもいろんな仕掛けがあるということについては、野放図になっています。例えば、先ほど言われた農村集落、あるいは下水道集落、あと市町村設置型の浄化槽、いろいろな方法が、手だてがある。それをやっぱり市内全体で取り組むのが本当だったんじゃないかと思うんだけれども、やはり鹿島の場合は公共下水道だけ、しかも2系統という、そういう難しいことを事業として起こしたということですよね。

市長の盟友で、国土交通省の先輩で小笠原憲一さんという方がおられますね。私は下水道をどういうふうにPRすればいいんですかという御相談したときに、それは下水道直営をしなさいと。いわゆる加入率がどうのこうのって今あるでしょう、まだ低いところというのがありますよね。だから、市中の銀行と協力をし合って、いわゆる下水道貯金、準備ですよ。いわゆるつなぐための準備、あるいは屋敷の負担分ありますよね。そういうものを事前に準備をして、そしてそれの利子補給を鹿島市がするという、そういう制度もあるよと、そういう制度をつくってもいいよということで、下水道預金制度なるものを大昔に僕は提案しまし

た。小笠原さんからお聞きしましたから。でも、その取り組みも何もない。ただ、下水道をつくる、それと開設はまだ遅いと、あれは下水道法によると、3年間に本当は強制的につながなきゃいかん。でも罰則がないために、やはり市民ものほほんとしているという状況があるわけですね。だから、そういう問題に対して問題提起をその都度その都度しても、なかなかその当時の人は聞き入れなかったということが今の現在のこれだけの格差を起こしている。何が大いなる田舎であるか。大いなる田舎であるということは、そういうものが日常生活のものがきちっとしていて、情報がどこでもだれでも取れる、都会と同様のものが取れるというのが大いなる田舎であって、自然だからいいという問題じゃない。中身はやっぱり都会と一緒だと。みんながお客さんが来ても、それにふさわしいものが仕掛けあるんだよということが本来の僕は将来における鹿島市ではないかなというふうに思っております。

現在、課長そしたら浄化槽は全体で何基ぐらいになりますか、今度の補正の分を入れて。

〇議長(橋爪 敏君)

福岡環境下水道課長。

〇環境下水道課長(福岡俊剛君)

中西議員の質問にお答えをいたします。

今回の補正まで入れますと、45基を一応本年度は予定をいたしております。

今までの状況でございますけれども、一応平成2年度から補助をしてきた分でございますけれども、昨年度までは1,034基、一応補助をいたした状況でございます。

以上です。

〇議長(橋爪 敏君)

11番中西裕司君。

〇11番(中西裕司君)

そのように少しずつ実績を積みながら、いわゆる浄化槽という技術の能力がそれができるのと一緒に、それがいろんな国土交通省と厚生労働省の管轄の違いはあるにしても、そのように組み合わせをする中で、いわゆる水の環境を守っていくか、あるいは文化的な生活ができるかということだろうと思うんですね。

そうすると、1つ今の浄化槽の件で、いわゆる下水道区域が処理区域以外にはもう浄化槽はつくりませんよね。そうですよね、課長ね。下水道の今の認可区域の中には浄化槽というのはありませんよね。でも、それ以外は浄化槽つくりますよね。それが今度は下水道で広がるじゃないですか、認可区域が。そしたら、浄化槽から直接今度は下水道にやりますよね。そしたら、補助を受けているわけですね、浄化槽として補助を受ける。下水道につなぐことで、いわゆる利便性が上がるということになるんですよね。この前から水頭議員がおっしゃっているのは、マップをつくったらどうですかということなんです。どれだけがちゃしているんですか、どれだけ二重になっているんですかということなんですよ、浄化槽で広がって

いく。それを言っている。個人を批判しているわけじゃないんですよ。いわゆる政策として どういうふうにしているんですか。それぐらいの把握はできているでしょうというのが私た ちの疑問点なんですけど、その点はどうですか。

〇議長(橋爪 敏君)

福岡環境下水道課長。

〇環境下水道課長(福岡俊剛君)

中西議員の質問にお答えをいたします。

今先ほどおっしゃったのは、下水道マップということで、例えば、公共下水道の区域内で、公共下水道につながっているところ、それから浄化槽につながっているところというのを、地図をつくってはどうかというふうな質問だと思いますけれども、私のほうで現在では、浄化槽につきましては鹿島市全体を一応つかんでおります。ただ、図面的に例えば、ある地区でここが公共下水道で、この地区が浄化槽という地図まではつくっておりませんけれども、まず今現在では、下水道の接続の状況を示した地図をつくっております。それとあとは、下水道の認可区域内でございますけれども、下水道につながれていないところにつきましては、うちのほうでくみ取りとか浄化槽ということをやれば、そういうふうなデータを持っておりますので、そういうものを使えれば下水道の情報としてはマップ等もつくれるかとは思っております。

以上でございます。

〇議長(橋爪 敏君)

11番中西裕司君。

〇11番(中西裕司君)

それで、今僕は市民の中にそういう不公平感があるというふうに言いましたから、下水道の加入をして使用料を払っている方と合併浄化槽の方、単純浄化槽の方と、あと、今簡易水洗で何とかお客さんを呼べる、呼んでも恥ずかしくないような状態にしてあるところ、私のところみたいにまだくみ取りであるというところ、この種類があると思うんですよ。これについて、やっぱりある程度の、例えば、利用料金という設定がそれぞれありますよね、標準的な家庭でね。それの比較検討というのはされたことがあるかどうか、課長どうですか。

〇議長(橋爪 敏君)

福岡環境下水道課長。

〇環境下水道課長(福岡俊剛君)

中西議員の質問にお答えをいたします。

先ほど言われました下水道とか浄化槽とかくみ取りの場合ですけれども、料金の比較をしたことがあるかということでございますけれども、したことがございます。

以上でございます。

〇議長(橋爪 敏君)

11番中西裕司君。

〇11番(中西裕司君)

だから比較をしたということでしょう。いいですよ。だから、それでは比較した結果、どのように今後しようかなと思ったこと、それが政策なんですから。比較したよ、だれかがもうけて、だれかが損している、町はよくて我々みたいに田舎はだめだというようなね。だから分析の結果とか、やっぱりそういうことが大事かと思うんですよ。やっぱり国の補助を受けましたから、それは何基今度補正予算つくりましたというだけでは、やはり今からの樋口市長の市政からいくと、そうじゃないんじゃないかなという気がしますけど、どうですか、比較の結果、じゃあ感想だけ言ってください。どういうものやったということだけ。

〇議長(橋爪 敏君)

福岡環境下水道課長。

〇環境下水道課長(福岡俊剛君)

中西議員の質問にお答えをいたします。

比較をしたことは、ただちょっと私がその数値等のデータを持ちませんけども、今現在言えることは、その当時、下水道と浄化槽を一応比較をした記憶がございます。そのときは、下水道のほうの使用料と比べますと、やはり下水道を使用されたほうが浄化槽より安かったというふうなことで記憶をいたしております。

それと、あとくみ取りの場合ですけれども、くみ取りに限って言いますと、ちょっと量的なものがございまして、負担がふえる方もあるし、少なくなる方もふえるということで、その当時は数値が出ていたろうかとは思っております。

以上でございます。

〇議長(橋爪 敏君)

11番中西裕司君。

〇11番(中西裕司君)

客観的な数字は、詳しいことはそれぞれ取り方によっても数字は変わってきますので、何とも言えないけれども、そういうことを受けておられるということですよね。だから、そこの中で、やはり市民というのは文化的な生活をしたい、そういう気がある。これは市民の権利でもあるんですよね。だから、そういうものを前提にして、いわゆる下水道、やっぱり集落排水、僕は集落排水、非常にきついなと思うけれども、浄化槽の市町村設置型をやはりすることで、それが浄化槽の設置が広まるんですよ。市町村がやるわけだから、自分の負担は何割かあるかもしれんけどね。それを現に水頭議員は武雄でもう始めておるということでしょう。武雄で始めたから、それの交付税なんかでも算入されるから、市全体の負担はそう多くないんだよというシステムありますよということをこの前から言っておられるわけですね。

そういうものの勉強会か何かいっぱいあったと思うんだけれども、行くことは行くけれども、 それをどう取り入れるかということについては、ちょっと力不足だったんじゃないかなと私 は今感じているわけですね。そういう面で今後、有明海とか、あるいは観覧堤から見る有明 海というのは、すばらしいんですよ、これは。そういうのがうちの環境という、美観の中に あるわけですね。そのために、やっぱりそういう汚水処理なり下水のそういう処理なりをき ちっとやっていくということが、やっぱりこれからの命の源の有明海を育てていくものだと 思いますし、やはり陸においては文化的な生活、あそこの鹿島市民は文化的な生活しよっざ いと、塩田よりかよかさいとかですね、あるいは白石よりかよかさいというようなイメージ づくりをやはり将来においてつくっていかないかんだろうと。その作業を僕はすぐ始めるべ きだと思いますけど、時間がございませんので、市長の思いだけをお聞かせください。

〇議長(橋爪 敏君)

樋口市長。

〇市長 (樋口久俊君)

お答えいたします。

今回、私は七浦に持っております自宅を改修いたしましたが、おっしゃるようなことが大変な課題がございまして、実感を持って聞かせていただきました。これまでの経緯はよくまだ頭に入っていないところがございますので、しっかり勉強したいと思います。

〇議長(橋爪 敏君)

ほかに。15番中村雄一郎君。

〇15番(中村雄一郎君)

大分時間が経過しておりますが、樋口市長が新市長になられて初めて登壇いたしましたので、改めまして新市長の御就任に対しましてお祝い申し上げます。おめでとうございます。

二、三点質問させていただきますが、まず第1点目は、今回、説明資料の57ページ、29番目、緊急雇用創出事業ということで、新規雇用で県の基金を利用した雇用対策ですけれども、89名の新規の雇用が予定をされております。このことに関しましては、内容的なものは全員協議会で説明を受けておりますが、今度余り詳しい説明があっておりませんでしたので、かいつまんでどういう事業なのか、そして雇用期間がどの程度なのか、御説明をお願いしたいと思います。

〇議長(橋爪 敏君)

有森商工観光課長。

〇商工観光課長 (有森滋樹君)

それでは、説明させていただきます。

質問のありました緊急雇用創出事業の18事業、89名の新規雇用に対する事業の内容について申し上げます。課におきましては、9課にまたがっております。事業名だけ申し上げてよ

ろしいでしょうか。(「結構です」と呼ぶ者あり)財政課、公有財産備品台帳整備事業、これは公有財産台帳の整備及び備品台帳の整備になるものです。

次、企画課、地域公共交通活性化調査業務、これは事業名、読んで字のごとくでございます。

次に、福祉事務所、放課後児童対策事業、これは拡充になります。これは放課後児童クラブの運営充実と雇用の拡大ということになります。

次に、農業委員会、耕作放棄地調査業務、これは耕作放棄地を調査した結果を取りまとめまして、把握した農地の有効活用を図りたいというものでございます。

次に、商工観光課、2つ事業がございます。1つが産業振興情報収集事業、これにつきましては、産業の活性化のためにと申しますか、空き物件、例えば店舗、家屋、倉庫、工場等を調査いたしまして、それをデータベース化し、今後の産業活動に活用していきたいというものでございます。次に、消費者行政活性化事業、これは消費生活相談員による啓発活動を進めていくというものでございます。

次に、まちなみ建設課、市営住宅管理台帳整備事業、これは読んで字のごとくでございます。次に、道路附属物台帳整備事業、これにつきましては、今設置しておりますカーブミラー、街路等の台帳を作成いたしましてデータベース化し、今後の管理に役立てていくというものでございます。

次に、環境下水道課、環境美化推進事業、これは不法投棄の調査をするものでございます。 また、ポンプ場周辺の環境保全も図るために起こしております。

次に、教育総務課、スクールソーシャルワーカー活用事業、これも拡充でございます。次に、特別支援教育等支援員事業、これも拡充です。学習支援員事業、これも拡充でございます。次に、心の支援員活用事業、これも拡充になります。新規といたしまして、金管バンド指導支援員活用事業、これにつきましては、鹿島小学校の金管バンドのマーチングの指導を行うものでございます。次に、情報教育支援員事業、これは小・中学校のホームページの更新作業等の支援を行うものでございます。次に、学校運営支援員事業、これは各種研究事業や報告事務、新学習指導要領の対応など、多忙をきわめる学校現場の補助を行うものでございます。

次に、生涯学習課、青少年教育体験活動支援事業、これはさまざまな交流体験活動を通じて、子供たちの自立を促進するものでございます。最後に、古文書資料デジタル写真編集事業、これは古文書の編集を行う事業でございます。以上が緊急雇用創出事業の18事業、9課、89人の分でございます。

雇用期間を申し上げます。すべて6カ月以内でございます。最長8カ月になりますので、 4カ月の1回更新の2回ということで、最長は8カ月ということになります。

以上です。

〇議長(橋爪 敏君)

15番中村雄一郎君。

〇15番(中村雄一郎君)

9課、18事業にかかわって89名の新規雇用ということで、時間をとっていただいて説明していただきましたけれども、何で全部説明していただいたかといいますと、最長で8カ月の雇用の中で、中には専門的な職もあるようですけれども、89名の雇用、本当に現在も緊急雇用の方、たくさんいらっしゃいます。ふるさと雇用の方もいらっしゃいますが、それだけの雇用が確保できるのかという、募集はしたもののというような形にならないのかなというようなことで御質問したわけですけれども、とりわけ教育総務課の事業に関しましては、資料いただきました。特別支援教育支援員、学習支援員、スクールソーシャルワーカー、心の支援員、このような事業に関して、新たに27名の方を教育委員会関係でも採用されるということなんですけれども、今言った4つの事業に関しましては、いわゆる先生の免許とかなんか、相談員の免許だとか、資格要件というものがないのかどうか、お尋ねしたいと思います。

〇議長(橋爪 敏君)

小野原教育長。

〇教育長 (小野原利幸君)

資格要件は特別ございません。フリーにそういう方々を――そういう方々といいますか、 それぞれの事業の内容に沿う方を雇用しております。

〇議長(橋爪 敏君)

15番中村雄一郎君。

〇15番(中村雄一郎君)

資格要件はないということで、幅広くいろんな方々を応募していただくということだと思いますが、これだけの人材を新たに確保されるというのは、逆の意味で本当に大変ではないかなということでお尋ねをいたしました。これは議決をされますと、7月の市報か8月の市報に載せてハローワークを通して募集をされるんではないかと思いますが、その件に関してはいかがですか。

〇議長(橋爪 敏君)

有森商工観光課長。

〇商工観光課長 (有森滋樹君)

お答えいたします。

議決をいただきましたら、7月1日の市報に掲載いたします。それと同時に、ハローワークにおきまして、募集も始まると思っております。最終的には8月からの採用となると思います。

〇議長(橋爪 敏君)

15番中村雄一郎君。

〇15番(中村雄一郎君)

了解いたしました。現在、ふるさと雇用あるいは緊急雇用等で採用されている方、また今度新たに雇用をされる方、この事業が継続して、また次の段階で国のほうは緊急で考えてくれれば、ある程度のつながりができてくるわけですけれども、途中で切られると、逆の意味で本当大変だなというような感を持ったところでございます。

次の問題に行きたいと思います。次に、54ページの3番で、先ほどから議論をされておりますが、新規事業の肥前鹿島駅及び駅前の整備事業に関してお尋ねをしたいと思いますけれども、市長はプロジェクトチームの中で中心市街地開発のプロジェクトチームを設置をされておりますが、そこの議論を待たないで、この駅舎の整備に関してはわかりますが、駅前の整備に関しても、今回、基本計画の策定を御提案されていますけれども、そことの整合性について、市長にお尋ねしたいと思いますが。

〇議長(橋爪 敏君)

樋口市長。

〇市長 (樋口久俊君)

お答えいたします。

中心市街地という概念、どこからどこまでかという話だと思いますが、私としては、若干 広めに議論したほうがいいんじゃないかと、余り定義とか、そういうのにこだわらないでで すね。したがって、プロジェクトチームが検討の対象にするときは、恐らく鹿島駅から赤門 あたりまで、場合によっては網をかけるんじゃないかと思います。しかし、そのことと、そ の結論が出ないうちに、鹿島駅を動かすのはおかしいということは、余りこだわらなくていいと思いますので、とにかく鹿島の駅の周辺あるいは駅舎、トイレ等については、既にもう 関係のところと接触が始まっていまして、かなりの意見交換は進んでいますので、そこは中 だとか外だとかということは仕切る必要は余りないんじゃないかと思っております。

〇議長(橋爪 敏君)

15番中村雄一郎君。

〇15番(中村雄一郎君)

プロジェクトチームでやられたことも、同時進行的な形でいかれるのかなということで解釈をしたいと思いますが、今回のこの基本計画は、あくまで駅舎の改修と、その前の駅前広場という形に限定をした形で基本計画を策定されるのか、もう少し広げてバスセンター、あるいは旧すぎやデパートの跡地がありますけれども、そこまで視野に入れておられるのか、その件に関してお尋ねしたいと思います。

〇議長(橋爪 敏君)

樋口市長。

〇市長 (樋口久俊君)

お答えいたします。

実はその点も最初からこのエリアだけを対象にするということではなくてもいいんじゃないかと思います。例えば、交渉が進みぐあいによっては、かなり広範囲に予算が確保できそうだということになりますと、それは小さい範囲を計画しておりますと、今度合わなくなるということでございますから、同時進行というのもちょっと条件がつき過ぎるかなという気もしますが、横にらみしながら、相互にうまい計画をつくっていくということではないかと思います。

〇議長(橋爪 敏君)

15番中村雄一郎君。

〇15番(中村雄一郎君)

今の御答弁で、柔軟に対応していくという形でとらえさせていただきました。

それからもう1点ですけれども、今回も基本計画の策定に関しては、4,000千円の補正 がついておりますけれども、コンサルに委託をされるのかどうか、お尋ねしたいと思いま す。

〇議長(橋爪 敏君)

藤田企画課長。

〇企画課長 (藤田洋一郎君)

今回の予算につきましては、基本的にはコンサルタントのほうに発注をしたいと思っています。その前に、今、内部でずっと従前からのいろいろな積み重ね等がありますので、そのあたりについては、まずもって鹿島市としてのどういうデザインを、基本的な考え方というのはまとめ上げながら、それを業務委託の中に反映させながら、絵をかいていきたいと考えているところです。

〇議長(橋爪 敏君)

15番中村雄一郎君。

〇15番(中村雄一郎君)

了解いたしました。

最後に、55ページの11番の地上デジタル波対応テレビ購入事業でお尋ねをしたいと思いますが、今回、ここには71台というふうに書いてございますけれども、地上デジタル対応のテレビに各施設を変えていかれるということで、入札に関しましては、これもプロジェクトのほうで検討されるということで、基本的にこれからどういう形で入札制度をやっていくのかということがあろうかと思います。そのことには触れないでおきたいと思いますけれども、現実にここに予算が上がっておりますので、今回のテレビの発注に関しての考え方として、どのような考え方で進まれていくのか、お考えをお尋ねしたいと思います。

〇議長(橋爪 敏君)

迎財政課長。

〇財政課長(迎 和泉君)

お答えをいたします。

物品の購入については、所管としては財政課の管財係の所管になりますので、うちのほうからお答えをいたしたいと思いますが、予算的にはそれぞれの課の予算で予算措置をしていただいています。ただ、市全体と考えますと、一括発注一括入札のほうが安価で入るだろうというふうなことを想定いたしておりますので、財政課のほうで取りまとめて、全部の台数の分を発注をかけていく、入札のもとにでございますが、発注をしていくというふうな形で現時点では考えているところでございます。

〇議長(橋爪 敏君)

15番中村雄一郎君。

〇15番(中村雄一郎君)

一括発注、入札を行うということで、その方法に関しましては、指名審査委員会等で審議をされるんだと思いますけれども、鹿島市と近隣の市町村のいわゆる入札の形態等を考えていきますと、よく事業者の方が言われるのは、他市に関しては入札入れてもらえないと。鹿島市は入札に広くほかの市からも入れていくということで、非常に厳しい状況だということを言われております。これは要望ですけれども、地元の企業の育成という観点からも、できる範囲、地元企業に発注をしていただきたいと思います。

以上で終わります。

〇議長(橋爪 敏君)

ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(橋爪 敏君)

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

〇議長(橋爪 敏君)

討論を終わります。

採決します。議案第30号 平成22年度鹿島市一般会計補正予算(第1号)については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

〇議長(橋爪 敏君)

起立全員であります。よって、議案第30号は提案のとおり可決されました。

日程第19 議案第31号

〇議長(橋爪 敏君)

次に、日程第19. 議案第31号 平成22年度鹿島市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。福岡環境下水道課長。

〇環境下水道課長(福岡俊剛君)

議案第31号 平成22年度鹿島市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)について御説明をいたします。

議案書は44ページでございます。今回の補正の内容は、受益者負担金システム改修費及び 浄化センターにおける備品購入費の増額でございます。

それでは、補正予算書の1ページをお開きください。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ358千円を増額し、歳入歳出予算の総額 を歳入歳出それぞれ979,037千円とするものでございます。

詳細につきましては、事項別明細書で御説明を申し上げます。6ページをお開きください。 まず歳入でございますが、4款1項1目.一般会計繰入金は、358千円を増額するもので ございます。

次に、歳出でございます。 7ページをお開きください。

1款1項1目.総務管理費は、受益者負担システム改修に伴う263千円の増額でございます。

下の行、1款1項3目.浄化センター費は、地上デジタル放送対応テレビ購入に伴う95千円の増額でございます。

8ページをごらんください。

2款1項1目. 元金償還は財源の組み替えでございます。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

〇議長(橋爪 敏君)

質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

〇議長(橋爪 敏君)

質疑を終わります。

討論に入ります。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(橋爪 敏君)

討論を終わります。

採決します。議案第31号 平成22年度鹿島市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)

については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

〇議長(橋爪 敏君)

起立全員であります。よって、議案第31号は提案のとおり可決されました。

日程第20 請願上程

〇議長(橋爪 敏君)

次に、日程第20. 請願上程であります。お手元に配付の請願文書表のとおり、今期定例会において受理した請願1件であります。請願第1号 教育予算の拡充を求める意見書の採択に関する請願は、会議規則第128条第1項の規定により文教厚生産業委員会に付託します。

以上で本日の日程は終了いたしました。

明22日は休会とし、23日は文教厚生産業委員会を開催し、24日は休会とし、次の会議は6 月25日午前10時から開き、委員長報告、議案審議を行います。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午後6時17分 散会